

官報

号外

平成三年四月十八日

○第百二十回 衆議院會議録 第二十四号(一)

平成三年四月十八日(木曜日)

議事日程 第十五号

平成三年四月十八日

午後二時開議

- 第一 児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 救急救命士法案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出)
- 第五 商品投資に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出)
- 第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 第七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と

- ブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 第九 国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件
- 第十 道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十一 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十二 日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十三 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件
- 第十四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案(内閣提出)
- 第十五 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 第十六 食品流通構造改善促進法案(内閣提出)
- 第十七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十八 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第三 救急救命士法案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第四 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出)
- 日程第五 商品投資に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出)
- 日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

- 日程第九 国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件
- 日程第十 道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十一 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十二 日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十三 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件
- 日程第十四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案(内閣提出)
- 日程第十五 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十六 食品流通構造改善促進法案(内閣提出)
- 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第十八 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 地価税法(内閣提出)

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一) 児童手当法の一部を改正する法律案外三案

午後四時三十二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

日程第一 児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

院送付)

日程第三 救急救命士法案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君)

日程第一、児童手当法の一部を改正する法律案、日程第二、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案、日程第三、救急救命士法案、日程第四、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長浜田卓二郎君。

児童手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

救急救命士法案及び同報告書

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔浜田卓二郎君登壇〕

○浜田卓二郎君 たいま議題となりました四法案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、児童手当の額を引き上げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、児童手当の支給対象について、第二子以降としている現行制度を改め、第一子以降に拡大すること、

第二に、支給期間は、三歳未満とし、手当月額は、第一子及び第二子については五千円、第三子以降については一万円とすること、

第三に、平成三年五月で期限切れとなる特例給付については、当分の間、継続すること等であります。

本案は、三月六日付託となり、同月八日に下条厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十一日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明

党・国民会議、民社党及び進歩民主連合五派共同により、法施行後の見直し等についての修正案が、また、日本共産党より手当の支給期間の延長等を内容とする修正案がそれぞれ提出され、採決の結果、日本共産党の修正案は否決され、本案は五派共同提出の修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じてそれぞれ引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであります。

本案は、三月八日付託となり、四月十一日に下条厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十二日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、救急救命士法案について申し上げます。

本案は、救急救命士の資格を定めるとともに、医療の普及及び向上に寄与することを目的とするもので、その主な内容は、

第一に、救急救命士になるうとする者は、救急救命士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこととし、試験は毎年一回以上、厚生大臣が行うこと、

第二に、救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、高度の救急救命処置を行ってはならないこと等であります。

本案は、三月二十六日に参議院から送付され、同日付託となり、四月十一日に下条厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十二日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

最後に、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案について申し上げます。

本案は、最近の労働力需給の状況が中小企業に与えている深刻な影響に対処して、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、通商産業大臣及び労働大臣は、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関し、基本的な指針を定めること、

第二に、事業協同組合等は、その構成中小企業者の労働力の確保を図るための改善事業についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができること、

第三に、認定組合等及びその構成中小企業者に対し、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助、雇用促進事業団による資金の貸し付け等、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法及び中小企業投資育成株式会社法の特例措置、委託募集の特例等の措置を講ずること等であります。

本案は、三月二十日付託となり、同月二十六日に小里労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十六日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二ないし第四の三案を一括して採決いたします。

日程第二の委員長の報告は修正、第三及び第四の両案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第五 商品投資に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第五、商品投資に係る事業の規制に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長奥田幹生君。

商品投資に係る事業の規制に関する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔奥田幹生君登壇〕

○奥田幹生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、いわゆる商品ファンドに代表される商品投資が急激に増加し、多様化している現状にか

んがみ、商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者保護を図るための措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、第一に、内外の商品ファンドを販売する商品投資販売業者及び顧客から投資判断の一任を受ける商品投資顧問業者について、不適格者の参入を排除するため、開業時の許可制を導入すること、第二に、これらの事業者は、投資者保護のため、書面の交付を義務づける等営業活動について所要の規制を行うこと等であります。

本案は、去る三月二十六日当委員会に付託され、同月二十七日中尾通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十二日質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第九 国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) 日程第六、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第七、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第八、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第九、国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

委員長の報告を求めます。外務委員長牧野隆守君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔牧野隆守君登壇〕

○牧野隆守君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、バングラデシュとの租税条約は、平成三年二月二十八日ダッカにおいて署名され、また、ブルガリアとの租税条約は、平成三年三月七日ソフィアにおいて署名されたものであります。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件外三件 道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案外一案

両条約とも近年我が国が締結した租税条約とはほぼ同様のものであり、条約の対象となる租税、企業の事業所得及び国際運輸業所得に対する課税、配当、利子及び使用料についての源泉地国の税率の制限並びに自由職業者、学生、芸能人等の人的役務所得に対する課税原則等を定めております。

次に、フィンランドとの租税条約の改正議定書は、昭和四十七年二月に署名された現行租税条約の一部を改正するものとして、平成三年三月四日にヘルシンキで署名されたものであり、フィンランドの税制改正に伴い、フィンランド側の一般対象税目として、船員税にかえて非居住者の所得に対する源泉徴収税を採用するとともに、フィンランドにおける二重課税の排除方式を同国の新税制に適合するよう改正するものであります。

最後に、国際通貨基金協定の第三次改正は、平成二年六月二十八日基金の総務会で承認されたものであり、基金に対する加盟国の債務の履行遅滞の増大に対処するため、協定上の義務の不履行を続けている加盟国に対して、投票権の停止等の措置をとることができるようになるものであります。

以上四件は、いずれも三月十六日外務委員会に付託され、去る四月十二日中山外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、租税条約三件について採決を行った結果、いずれも多数をもって承認すべきものと議決し、国際通貨基金協定の第三次改正は、討論の後、採決を行った結果、多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

○議長(櫻内義雄君) 四件を一括して採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 四件を一括して採決いたします。

四件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、四件と委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第十 道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第十、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案、日程第十一、河川法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員会理事木村守男君。

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案及び同報告書

河川法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔木村守男君登壇〕

○木村守男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、都市における自動車交通が近年著しくふくそうしている状況にかんがみ、駐車のための施設の整備を総合的かつ計画的に推進し、安全で円滑な道路交通の確保を図ろうとするものであります。

すなわち、

都市計画において定める駐車場整備地区の対象区域を拡大すること、

新築、増築などの場合、駐車施設の附置を義務づける建築物の範囲を拡大すること、

道路管理者は、みずから設置した駐車場について、駐車料金を徴収することができるようになること、

道路管理者は、違法放置物件の除去や、長時間放置された車両の移動をすることができるようになること

などの措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月二十五日本委員会に付託され、四月九日大塚建設大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十二日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、河川法の一部を改正する法律案について申し上げます。

既に利根川、荒川、淀川などで整備が進められている高規格堤防は、幅員を広くすることにより、敷地の大部分を建築物の設置などの通常の利用に供する傍ら、計画高水流量を超える洪水にも耐えることができる規格構造を備えるものであります。

本案は、この高規格堤防の整備の円滑な推進を図るため、堤防の敷地のうち、通常の利用に供することができない土地における河川法上の規制の緩和を図ることを主眼としたものであります。

すなわち、

河川管理者は、高規格堤防の敷地のうち、通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定すること、

当該特別区域内の土地における一定の工作物の新築などの行為については、河川管理者の許可を受けることを要しないものとする、

河川管理者は、他人の土地においても原状回復措置などをとることができるようにすることなどの措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月八日本委員会に付託され、四月九日大塚建設大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十二日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して三項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十二 日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求むるの件

○議長(櫻内義雄君) 日程第十二、日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案、日程第十三、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求むるの件、右兩件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長亀井善之君。

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求むるの件及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔亀井善之君登壇〕

○亀井善之君 ただいま議題となりました両案件につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、日本国有鉄道清算事業団の所有する相当規模の一団の土地の円滑な処分を図り、その債務の処理を推進するため、同事業団が、当該土地の現物出資により取得する株式との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができるよう所要の規定を定めるものであります。

本案は、去る三月十五日日本委員会に付託され、同日村岡運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月十二日に質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、清算事業団の長期債務の償還計画、特別債券方式の内容、出資会社の概要等についてであります。かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案

は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求むるの件につきまして申し上げます。

本件は、岐阜県の飛騨地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、岐阜県高山市に中部運輸局岐阜陸運支局の下部組織として飛騨自動車検査登録事務所を設置する必要があるため、その設置について国会の承認を求めらるものであります。

本件は、去る三月一日日本委員会に付託され、十二日村岡運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月十二日質疑及び討論の申し出もなく採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第十二につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

六

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十三につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第十四 日本国との平和条約に基づき日

本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第十四、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤公介君。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案及び

同報告書

〔本号(一)に掲載〕

〔伊藤公介君登壇〕

○伊藤公介君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結

果を御報告申し上げます。

本案は、日本国との平和条約の発効によって日本の国籍を離脱し、その後引き続き我が国に在留している在日韓国・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫を対象として、その歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、これらの人々の法的地位のより一層の安定化を図るため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、これらの対象者について、特別永住者として我が国で永住することが出来る資格を設けること、
第二に、特別永住者については、退去強制を内乱、外患に関する罪等の重大な罪を犯した者に限定すること、
また、再入国許可による出国期間を最大限五年とすること
等であります。

委員会においては、四月九日左藤法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等慎重審査を行い、去る十二日質疑を終了したところ、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案により、修正案が提出されました。

その要旨は、特別永住者に対する再入国の許可に当たり、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとの本法律の趣旨を尊重するものとする旨の規定を追加するものであります。

次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第十五 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第十五、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長近岡理一郎君。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔近岡理一郎君登壇〕

○近岡理一郎君 ただいま議題となりました国家

公務員退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民間における退職金の実情等にかんがみ、国家公務員の退職手当について、通勤による傷病により退職した場合の退職手当の支給率を通勤による死亡により退職した場合と同等の水準に引き上げること、

通勤による傷病により休職にされた場合は、在職期間の計算に当たり、休職期間の二分の一除算は行わないこと、

昭和四十七年十二月一日在職の長期勤続者に対して講じられている退職手当の割り増し措置を、当分の間、その翌日以降新たに職員となった者に對しても同様の措置を講ずること

等の所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、三月八日本委員会に付託され、同月十二日佐々木總務庁長官から提案理由の説明を聴取し、四月十六日質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第十六とともに、内閣提出、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を追加して、両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日程第十六 食品流通構造改善促進法案(内閣提出)

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第十六、食品流通構造改善促進法案、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長大原一三君。

食品流通構造改善促進法案及び同報告書

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔大原一三君登壇〕

○大原一三君 ただいま議題となりました両案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、食品流通構造改善促進法案は、食品の流通をめぐり諸情勢の変化に対処して、食品の流通部門の構造改善の促進を図るため、基本方針の策定及び構造改善計画の認定について定めるとともに、構造改善事業を実施する食品販売業者等に対し、金融、税制上の支援措置を講ずるほか、食品流通構造改善促進機構の指定、食品流通審議会の設置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、三月十九日近藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十六日質疑を行い、同日質疑を終局し、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案は、最近における競馬をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、競馬の長期的に安定した発展を確保するため、競馬の公正確保の強化を図るとともに、競馬の実施によって生ずる益金を有効に活用するほか、単勝式及び複勝式の勝馬投票法

の的中者に対し特別給付金を交付することができ措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三月十九日近藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨四月十七日及び本日の両日にわたり政府に対する質疑を行うとともに、本日、参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしましたところ、日本共産党から、競馬法の一部改正のうち中央競馬の競馬場の数及び競馬の開催日数等に係る改正は行わないことを内容とする修正案が提出され、採決いたしました結果、修正案は少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第十七及び第十八とともに、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案を追加して、三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日程第十七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十八 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第十七、郵便貯金法の一部を改正する法律案、日程第十八、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案、電波法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長野中広務君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案及び同報告書
電波法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号(二)に掲載〕

〔野中広務君登壇〕

○野中広務君 ただいま議題となりました三法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案であります。本法案は、郵便貯金の預金者の利益を増進し、貯蓄の増強に資する等のため所要の改善を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、貯金総額の制限額を七百万円から一千万円に引き上げること、

第二に、進学積立郵便貯金について、貯蓄目的の対象を進学に必要な資金から教育を受けるために必要な資金に拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に改めること、

第三に、預金者貸し付けの担保とされた定期郵便貯金が継続預入される場合において、貸し付けを継続することができるようにすること等であります。

次に、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案は、住民及び旅行者の利便を図るため、郵政官署において外国通貨

の両替並びに旅行小切手の受託販売及び買い取りを行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、取り扱う外国通貨及び旅行小切手の種類は、郵政省令で定めること、

第二に、外国通貨と本邦通貨との換算割合は、為替相場を勘案し、郵政大臣が定めて公示すること等であります。

両法律案は、去る三月八日参議院から送付、同日本委員会に付託され、同月十三日関谷郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十七日質疑を行い、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付されました。

次に、電波法の一部を改正する法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備える等のため所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、無線設備を設置しなければならない船舶局には、遭難通信及び一般通信を行うための所要の機器を備えること、

第二に、無線設備を設置しなければならない船舶局には、それが故障した場合に備え、予備設備の設置等の所要の措置をとること、

第三に、国際航海に従事する旅客船等については、遭難通信を確実にするための無線従事者を配

置すること

等であります。

本法案は、去る三月十六日本委員会に付託され、四月十七日関谷郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長森田一君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔森田一君登壇〕

○森田一君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、第一に、平成三年度分の地方交付税の総額について、地方交付税法第六条第二項の額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額四千五百二億円等、計一兆六千三百四十六億円を控除することとし、地方団体には、十四兆八千四百四億円を交付することとしたしております。

また、このうち特例措置額四千五百二億円に相当する額については、平成四年度分から平成十三年度分までの地方交付税の総額に加算するほか、

五千八百十一億円を平成六年度分から平成十一年度分までの地方交付税の総額に加算することといたしております。

さらに、平成三年度分の地方交付税の算定について、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、普通交付税の単位費用の改定等を行うことといたしております。

第二に、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置について、一部見直しを行った上で、それぞれの適用期間を五年間延長することといたしております。

本案は、三月七日日本委員会に付託され、同日吹田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、参事人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。

質疑におきましては、地方交付税の減額問題、高齢者福祉等の充実策、地方単独事業費の充実の必要、公共投資の拡大に伴う地方財源措置、国庫補助負担制度の改善の必要、過疎地域等の振興策等地方行政全般にわたり論議が行われました。本日質疑を終了し、討論を行いましたところ、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議及び民社党から賛成、日本共産党から反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本日、本委員会において、地方財政の充実強化等について決議が行われましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地価税法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地価税法案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 地価税法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼赳夫君。

地価税法案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔平沼赳夫君登壇〕

○平沼赳夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、土地税制改革の一環として、土地に対する適正公平な税負担を確保しつつ、土地の資産としての有利性を縮減し土地政策に資するため、土地の資産価値に応じて負担を求める地価税を創設しようとするものであります。

以下、その概要を申し上げます。

まず第一に、地価税の納税義務者は、国内にある土地及び借地権等を有する個人または法人といたしております。

第二に、課税の対象は、個人または法人がその年の一月一日の課税時期において有する土地等としております。

第三に、国、地方公共団体その他の公共法人等が有する土地等を非課税といたしております。

第四に、課税価格は、個人または法人が課税時期において有する土地等の価額の合計額といたしております。なお、一定の土地等については、課

税価格を軽減する特例措置を講ずることとしております。

第五に、課税価格から控除する基礎控除は、資本の金額が一億円を超える法人にあっては十億円とし、個人及び中小法人等にあっては十五億円としております。なお、非課税とされるものの以外の保有土地の面積に三万円を乗じて計算した金額が十億円または十五億円を上回る場合には、この計算した金額によることとしております。

第六に、税額は、課税価格から基礎控除の額を控除した残額に千分の三の税率を乗じて計算した金額としております。なお、平成四年については、千分の二としております。

第七に、土地等の価額の評価については、相続税と同様に、課税時期における時価によることとしております。

第八に、地価税の申告、納税については、その年の十月一日から同月三十一日までの間に申告し、地価税の額の二分の一に相当する金額を申告書の提出期限までに、その残額を翌年三月三十一日までに納付することとしております。

その他、税務署長等に対する固定資産課税台帳等の供覧規定など所要の規定を設けることとしております。

なお、この法律は平成四年以降の課税時期において個人または法人が有する土地等に係る地価税について適用することとし、施行に当たり所要の経過規定を設けることとしております。

本法律案につきましては、四月十二日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入り、参考人を招致するとともに、土地問題等に関する特別委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めてまいりました。

かくて、本日質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、正森成二君から日本共産党の提案に係る修正案が提出されました。

次いで、討論を行い、採決いたしました結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横内義雄君) 討論の通告があります。これを許します。有川清次君。

〔有川清次君登壇〕

○有川清次君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました地価税法案について、私の選挙区は税制の神様と言われる人もいらっしやいますが、きょうは賛成の立場から討論を行います。(拍手)

近年の地価の異常な高騰は、我が国の社会経済に深刻な問題を生じさせており、土地問題の解決は、我が国にとって最大かつ緊急の課題の一つとなっております。

我が国のこれまでの地価動向と土地政策の経緯

を見ましても、昭和三十年代の高度成長期に、工場用地の需要拡大や産業、人口の大都市集中に伴う住宅需要の急増などから、大都市圏及び工業地を中心に高騰したため、昭和四十三年に市街化区域、市街化調整区域の区分など都市計画の整備がなされているところであります。また、昭和四十年代後半においては、田中内閣による列島改造による投機的な土地投機があり、特別土地保有税の導入、特定市街化区域内農地の宅地並み課税の導入が行われております。

そして、今回の地価高騰は、都心部の商業地需要の急激な増大、中曽根内閣による民活路線の規制緩和、金融緩和と政策による過剰資金の土地への投入などにより、都心商業用地の地価の著しい上昇が周辺商業地そして住宅地に波及し、その後地方の都市へも波及をいたしております。

このように、我が国の地価対策は、地価上昇の著しい時期において何らかの施策を講じてはきているものの、有効的な機能が発揮できず、結果として地価は、消費者物価の上昇や国民経済の成長を上回る伸びとなってきておるのであります。

例えば、我が国の地価を先進諸国と比べてみますと、我が国と米国の差は、我が国は国土面積においては米国の約二十五分の一で、人口や国民総生産でも米国の半分しかありません。それが、土地資産額では米国の四倍にも達するとも試算されております。特にここ四、五年の土地資産の名目的増加額は、著しい増加があり、土地本来の利

用価値をかなり上回る異常な水準で形成されております。

本来、居住や業務のためあるいは公共基盤整備のため有効に利用されるべき土地が資産保有の手段として利用され、そして投機の対象となることが、合理的な地価の形成を妨げている一番の要因であります。そして、この背景にあるのが、土地ほど有利な資産はないという土地神話があるからであります。

一昨年の十二月に制定された土地基本法においても、土地についての理念が定められており、その趣旨からも、資産としての土地に対する課税の適正化を行うことが求められ、土地神話の打破が焦眉の急となっております。

近年の大都市を中心とする地価高騰は、土地を保有する者と保有しない者との間の資産格差を極めて大きなものとし、土地を保有しない者にとっては、この格差を縮小することは不可能な状況となっております。地価が勤労者の所得の伸びを大きく上回って上昇したため、土地や住宅を取得しようとする者にとっては、絶望的な価格となってしまうのであります。

こうした土地保有に関する資産格差は、地価高騰という各個人の努力を超えたものであり、以前から土地を保有していたかどうかにより決定的な資産格差が生じたものであります。そして、土地という国民の最も基礎的な要素にかかわるものだけに、この問題に対する社会的な不公平感が極め

て強いことは当然であります。

我が国は、高い勤労意欲を基礎とする長期的な経済発展のもとで、公平で平等な社会を築くことを追求してきております。しかし、近年の土地高騰に伴う勤労の価値の相対的な低下、土地を持つておれば必ずもうかるという土地神話の存在は、これまで追求してきた公平や公正に対する基本的な信頼を動揺させ、勤労意欲や事業意欲の減退を招いております。

今後ともゆとりある経済発展を維持していくには、このような土地をめぐるさまざまなゆがみを放置することはできません。すなわち、土地問題は現在及び将来において解決しなければならぬ最重要課題であり、一時的またはその場しのぎの地価対策や土地供給対策ではなく、中長期的視点に立った地価の異常な高騰の抑制、そして地価の引き下げをし得る抜本的な政策体系を確立する必要があります。そのための諸施策として、総合的な国土利用政策の推進、都市計画上の土地利用規制の見直し、投機抑制のための土地取引規制及び土地関連融資規制、土地に関する情報の整備などが整合性を持って実施されなければなりません。同時に、今までは、土地政策に対する補完的な役割でしかなかった税制面について、土地政策にとって有効な政策として位置づけた今回提案されておる地価税法は、土地神話の打破という政策目標に一步近づけるものと評価できます。

確かに、税率が〇・三％、初年度においては〇・二％と低いことに加え、基礎控除の額が十億円と高く、予定されていなかった一平米当たり三万円の基礎控除は、著しくこの税制の効果を後退させるものであります。しかも、非課税の範囲も拡大されており、特に、社宅に対する課税が行われていないことは、現在議論されている所得以外の所得に対する課税、すなわちフリンジベネフィット課税議論を後退させるものであります。

しかしながら、地価税の創設の趣旨に照らし、今後の地価の動向を勘案し、機動的、弾力的に見直しを行い、再び地価の高騰のうかがえる事態が生ずれば果断に税率、基礎控除等を見直し、地価税に期待されている土地神話の打破の役割を全うさせるとの答弁もあり、地価税に賛成することとしたものであります。

我が党は引き続き地価を引き下げる強い意思があることを表明いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

出席国務大臣

法務大臣	左藤 恵君
大蔵大臣	橋本龍太郎君
厚生大臣	下条進一郎君
農林水産大臣	近藤 元次君
通商産業大臣	中尾 栄一君
運輸大臣	村岡 兼道君
郵政大臣	関谷 勝嗣君
労働大臣	小里 貞利君
建設大臣	大塚 雄司君
自治大臣	吹田 愷君
国務大臣	佐々木 満君
外務政務次官	鈴木 宗男君

○朗読を省略した議長の報告

(両院協議会請求)

一、去る十一日、本院は、次の内閣提出案につき

参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成三年度一般会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度政府関係機関予算

(両院協議会協議委員議長副議長互選)

一、去る十一日、協議委員議長副議長互選の結果、次のとおり当選した。

平成三年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員

議長 渡部 恒三君
副議長 増岡 博之君

(両院協議会協議委員選挙通知)

一、去る十一日、結方事務総長から佐伯参議院事務総長あて、本院は平成三年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

渡部 恒三君	増岡 博之君
近藤 鉄雄君	大石 千八君
鹿野 道彦君	二階 俊博君
谷川 和穂君	中島源太郎君
与謝野 馨君	中村正三郎君

(通知書受領)

一、去る十一日、佐伯参議院事務総長から結方事務総長あて、参議院は平成三年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

稲村 稔夫君 佐藤 三吾君
菅野 久光君 角田 義一君
安恒 良一君 及川 順郎君
白浜 一良君 吉岡 吉典君
栗森 喬君 足立 良平君

一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律

司法試験法の一部を改正する法律

(予算送付及び通知)

一、去る十一日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成三年度一般会計予算
平成三年度特別会計予算
平成三年度政府関係機関予算

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律

(指名通知)

一、去る十一日、本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に参議院議員小淵恵三君を指名した旨内閣に通知した。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一) 朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る十一日、平成三年度一般会計予算外二件
両院協議会衆議院協議委員長渡部恒三君から
櫻内議長あて、両院協議会の成案を得なかった
旨次の報告書を受領した。

平成三年度一般会計予算両院協議会報告書
平成三年度特別会計予算両院協議会報告書
平成三年度政府関係機関予算両院協議会報告書
一、去る十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成二
年度漁業の動向に関する年次報告
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成三
年度において沿岸漁業等について講じようとする
施策についての文書

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領し
た。

首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成
二年度首都圏整備に関する年次報告
災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく平
成元年度において防災に関してとった措置の概
況の報告書

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく平
成三年度において実施すべき防災に関する計画
の報告書

(政府委員承取)

一、去る十五日、櫻内議長は、海部内閣総理大臣
申し出の次の者を、第百二十回国会政府委員に

任命することを承認した。

警察庁長官官房総務審議官 大森 義夫
法務省矯正局長 飛田 清弘
法務省保護局長 古畑 恒雄
(政府委員任命)

一、去る十五日、海部内閣総理大臣から櫻内議長
あて、十五日議長において承認した大森義夫外
二名を、同日第百二十回国会政府委員に任命し
た旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十五日、海部内閣総理大臣から櫻内議長
あて、第百二十回国会政府委員中左記のとおり
異動があり、政府委員としての資格を失った旨
の通知を受領した。

記

異動前の 官職名	氏 名	異動後の 官職名	異 動 年 月 日
警察庁長 官官房審 議官	大森 義夫	警察庁長 官官房総 務審議官	平成三・四・三
法務省矯 正局長	今岡 一容	最高検察 庁検事	平成三・四・三
法務省保 護局長	佐藤 勲平	福岡地方 検察庁検 事正	同

一、新潟県第二区選出議員佐藤隆君は、昨十七日
死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任	補欠
赤城 徳彦君	山下 徳夫君
山下 徳夫君	赤城 徳彦君

辞任	補欠
山下 徳夫君	前田 正君
菅 直人君	阿部 昭吾君
前田 正君	山下 徳夫君
阿部 昭吾君	菅 直人君

社会労働委員

辞任

補欠

辞任	補欠
山口 俊一君	東 順治君
平田 米男君	山口 俊一君
東 順治君	平田 米男君

内閣委員

辞任

補欠

辞任	補欠
和田 一仁君	川端 達夫君
川端 達夫君	和田 一仁君

法務委員

辞任

補欠

辞任	補欠
熊谷 弘君	武部 勲君
清水 勇君	沖田 正人君
鈴木喜久子君	小岩井 清君
大内 啓伍君	中野 寛成君

外務委員

辞任

補欠

辞任	補欠
麻生 太郎君	井奥 貞雄君
石原慎太郎君	松岡 利勝君
井上 普方君	新盛 辰雄君
井奥 貞雄君	麻生 太郎君
松岡 利勝君	石原慎太郎君
新盛 辰雄君	井上 普方君

大蔵委員

辞任

補欠

辞任	補欠
衛藤征士郎君	金子 一義君
前田 正君	赤城 徳彦君
中井 治君	高木 義明君
高木 義明君	中井 治君
赤城 徳彦君	前田 正君
金子 一義君	衛藤征士郎君

文教委員

辞任

補欠

辞任	補欠
逢沢 一郎君	島村 宜伸君
狩野 勝君	衛藤征士郎君
小坂 憲次君	前田 正君
原田 義昭君	浦野 然興君
増田 敏男君	渡辺 秀央君
馬場 昇君	鈴木 久君

111

農林水産委員

吉田 和子君 網岡 雄君
森本 晃司君 大野由利子君

補欠

鈴木 俊一君 尾身 幸次君
中村正三郎君 齊藤斗志二君
西岡 武夫君 木村 義雄君
平田辰一郎君 田中 秀征君
松岡 利勝君 加藤 卓二君
網岡 雄君 吉田 和子君

予算委員

久野 統一郎君 井奥 貞雄君

辞任

冬柴 鐵三君 大野由利子君

補欠

冬柴 鐵三君

決算委員

阿部 昭吾君 菅 直人君

補欠

阿部 昭吾君 菅 直人君

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

辞任

古屋 圭司君 山本 拓君

補欠

古屋 圭司君 山本 拓君

商工委員

辞任

尾身 幸次君 加藤 卓二君

補欠

鈴木 俊一君 松岡 利勝君

木村 義雄君 齊藤斗志二君

西岡 武夫君 中村正三郎君

田中 秀征君 吉田 和子君

平田辰一郎君 網岡 雄君

吉田 和子君

網岡 雄君

農林水産委員

川端 達夫君 柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

辞任

目黒吉之助君 竹内 猛君

補欠

竹内 猛君

商工委員

川端 達夫君 柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

通信委員

古賀 一成君 佐田玄一郎君

補欠

佐田玄一郎君

武藤 嘉文君 萩山 教蔵君

補欠

武藤 嘉文君 萩山 教蔵君

平田辰一郎君 増田 敏男君

補欠

増田 敏男君

建設委員

遠藤 武彦君 野田 実君

補欠

遠藤 武彦君 野田 実君

上野 建一君 古賀 一成君

補欠

古賀 一成君

武藤 嘉文君 小野 信一君

補欠

小野 信一君

環境委員

竹内 猛君 目黒吉之助君

補欠

目黒吉之助君

予算委員

目黒吉之助君 竹内 猛君

補欠

竹内 猛君

辞任

佐藤 隆君 塩川正十郎君

補欠

塩川正十郎君

一、昨十七日、地方行政委員佐藤隆君は死去された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
土地問題等に関する特別委員

辞任

北川 正恭君 長勢 甚遠君

補欠

北川 正恭君 長勢 甚遠君

宇都宮真由美君 岡崎 宏美君

補欠

宇都宮真由美君 岡崎 宏美君

田中 昭一君 竹村 幸雄君

補欠

田中 昭一君 竹村 幸雄君

宮地 正介君 井上 義久君

補欠

宮地 正介君 井上 義久君

細田 博之君 北川 正恭君

補欠

細田 博之君 北川 正恭君

岡崎 宏美君 宇都宮真由美君

補欠

岡崎 宏美君 宇都宮真由美君

(議案提出)
一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
消費者保護基本法の一部を改正する法律案(倉田栄喜君外四名提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十二日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

老人保健法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二八号) 社会労働委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八一号) (参議院送付) 運輸委員会 付託

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第九一号) 環境委員会 付託

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

消費者保護基本法の一部を改正する法律案 (倉田栄喜君外四名提出、衆法第一三三号)

物価問題等に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

日本開発銀行法等の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

生産緑地法の一部を改正する法律案

一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

消費者保護基本法の一部を改正する法律案 (倉田栄喜君外四名提出) (議案通知)

一、去る十一日、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった旨参議院に通知した。

平成三年度一般会計予算
平成三年度特別会計予算
平成三年度政府関係機関予算

一、去る十一日、次の内閣提出案 (参議院回付) に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成三年度一般会計予算
平成三年度特別会計予算
平成三年度政府関係機関予算

一、昨十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

司法試験法の一部を改正する法律案

(返付議案受領)
一、去る十一日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成三年度一般会計予算
平成三年度特別会計予算
平成三年度政府関係機関予算

(議案撤回)
一、去る十二日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案 (小澤克介君外七名提出)

(議案撤回通知)
一、去る十二日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案 (小澤克介君外七名提出)

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

平成三年四月十八日

○第百二十回 衆議院會議録 第二十四号(二)

〔本号(一)参照〕

児童手当法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三年二月十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

児童手当法の一部を改正する法律

児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四条第一項第一号中「義務教育就学前の児童を含む二人以上の」を「次のイ又はロに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。)

ロ 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童

第六条第一項を次のように改める。

児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる

額とする。

一 児童手当の支給要件に該当する者(以下「支給資格者」という。)に係る支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該三歳に満たない児童が一人又は二人いる場合 五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額

ロ 当該三歳に満たない児童が三人以上いる場合 一万元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、一万元を控除して得た額

二 受給資格者に係る支給要件児童のうち三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。)がいる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該三歳以上の児童が一人いる場合 一万元に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千元を控除して得た額

ロ 当該三歳以上の児童が二人以上いる場合

児童手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

合 一万元に当該支給要件児童のうち三歳

に満たない児童の数を乗じて得た額

第七条第一項中「児童手当の支給要件に該当する者(以下「支給資格者」という。)」を「支給資格者」に改める。

第八条第三項中「又はやむを得ない理由により」の下に「当該」を加える。

第十八条第一項中「第二十条第一項に」を「同項に」に、「あて」を「充て」に改める。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

附則第四条及び第五条 削除

附則第六条第一項中「昭和六十一年六月から昭和六十六年五月までの間においては」を「当分の間」に改め、同条第二項中「第三十条並びに第三十一条」を「並びに第三十条に」、「第二十條第一項に規定する拠出金をもつてあて」を「同項に規定する拠出金をもつて充て」に、「昭和六十一年度から昭和六十六年度までの各年度」を「当分の間」に改め、同条に次の一項を加える。

5 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、附則第四条から第六条までの改正規定及び附則第七条の規定は平成三年六月一日から、附則第四条(第三項を除く。)及び第六条(附則第三条及び第四条第三項の規定を準用する部分を除く。)の規定は同年十一月一日から施行する。

(支給要件等に関する暫定措置)

第二条 平成四年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては、改正後の児童手当法(以下「新法」という。)第四条第一項第一号イ中「三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。)」とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた児童」と、同号ロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「五歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から五年を経過しない児童とする。以下同じ。)」と、新法第六条第一項第一号中「三歳に満たない」とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた」と、同項第二号中「三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。)」がいる場合」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童がいる場合(当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。)」と、「三歳以上の児童が一人」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が一人」と、「三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から」とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた児童の数を乗じて得た額から」と、「三歳以上の児童が二人以上いる場合」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が二人以上いる場合(当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。)」と、「のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額」とあるのは「のうち五歳に満たない児童の数を乗じて得た額(当該支給要件児童のすべてが五歳に満たない児童である

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

児童手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

一八

場合は、一万円に当該五歳に満たない児童の数より一を減じた数に乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とし、当該支給要件児童のうち五歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から五年を経過した児童とする。)が一人いる場合は、一万円に当該支給要件児童のうち五歳に満たない児童の数に乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とする。

2 平成五年一月一日から同年十二月三十一日までとの間においては、新法第四条第一項第一号イ中「三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。)」とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた児童」と、同号ロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「四歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から四年を経過しない児童とする。以下同じ。)」と、新法第六条第一項第一号中「三歳に満たない」とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた」と、同項第二号中「三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。)」がある場合は「平成三年一月一日以前に生まれた児童がいる場合(当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。)」と、「三歳以上の児童が一人」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が一人」と、「三歳に満たない児童の数に乗じて得た額から」とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた児童の数に乗じて得た額から」と、「三歳以上の児童が二人以上いる場合」

とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が二人以上いる場合(当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。)」と、「のうち三歳に満たない児童の数に乗じて得た額」とあるのは「のうち四歳に満たない児童の数に乗じて得た額(当該支給要件児童のすべてが四歳に満たない児童である場合は、一万円に当該四歳に満たない児童の数より一を減じた数に乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とし、当該支給要件児童のうち四歳に満たない児童の数に乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とする。)」とする。

とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が二人以上いる場合(当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。)」と、「のうち三歳に満たない児童の数に乗じて得た額」とあるのは「のうち四歳に満たない児童の数に乗じて得た額(当該支給要件児童のすべてが四歳に満たない児童である場合は、一万円に当該四歳に満たない児童の数より一を減じた数に乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とし、当該支給要件児童のうち四歳に満たない児童の数に乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とする。)」とする。

第三条 平成三年十二月以前の月の分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(認定の請求等に関する経過措置)

第四条 平成四年一月一日において児童手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当について新法第七條第一項(新法第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとった者が、平成四年一月一日において、児童手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八條第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 平成四年一月一日において現に児童手当の支給要件に該当している者(平成三年十二月三十一日において改正前の児童手当法第四條に規定する要件に該当していた者を除く。)が、平成四年一月三十一日までの間に新法第七條第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八條第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

第五條 平成四年一月一日から同年十二月三十一日までとの間においては、新法附則第六條第一項中「第四條」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律(平成三年法律第 号。以下「法律第 号」という。附則第二條第一項の規定により読み替えられた第四條」と、同条第二項中「第五條から第十七條まで」とあるのは「第五條、法律第 号附則第二條第一項の規定により読み替えられた第六條、第七條から第十七條まで」とする。

2 平成五年一月一日から同年十二月三十一日までとの間においては、新法附則第六條第一項中「第四條」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律(平成三年法律第 号。以下「法律第 号」という。附則第二條第二項の規定により読み替えられた第四條」と、同条第二項中「第五條から第十七條まで」とあるのは「第五條、法律第 号附則第二條第二項の規定により読み替えられた第六條、第七條から第十七條まで」とする。

第六條 附則第三條及び第四條の規定は、新法附則第六條第一項の給付について準用する。この場合において、附則第四條第一項中「新法第七條第一項」とあるのは「新法附則第六條第二項に

において準用する新法第七條第一項」と、「新法第十七條第一項」とあるのは「新法附則第六條第二項において準用する新法第十七條第一項」と、同条第二項中「新法第八條第二項」とあるのは「新法附則第六條第二項において準用する新法第八條第二項」と、同条第三項中「新法第七條第一項」とあるのは「新法附則第六條第二項において準用する新法第七條第一項」と、「新法第八條第二項」とあるのは「新法附則第六條第二項において準用する新法第八條第二項」と読み替えるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、三歳に満たない児童を養育している者に児童手当を支給することとし、あわせて児童手当の額を引き上げるとともに、これに伴う暫定措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、三歳に満たない児童を養育している者に児童手当を支給することとし、あわせて児童手当の額を引き上げる等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 児童手当の支給対象について、第二子以降として現行制度を改め、第一子に支給対象を拡大すること。
- 2 支給期間は、三歳未満とし、手当月額は、第一子及び第二子については五千元、第三子以降については一万元とすること。
- 3 平成三年五月で期限切れとなる特例給付については、当分の間、継続すること。
- 4 この法律は、平成四年一月一日から施行すること。ただし、特例給付に関する規定については平成三年六月一日から、認定の請求等に関する経過規定については平成三年十一月一日から施行すること。
- 5 制度の移行を円滑にするため三年間の段階的な暫定措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の修正議決理由

家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、三歳に満たない児童を養育している者に児童手当を支給することとし、あわせて児童手当の額を引き上げる等の措置を講ずることは時宜に迫るものと認めるが、なお、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合五派共同により法施行後の見直し等についての修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党より手当の支給期間の延長等と内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

三 本案施行に要する経費

平成三年度特別会計予算において、厚生保険特別会計児童手当勘定に事業主拠入金収入約九

百七十七億円、一般会計より受入約二百九十一億円、被用者児童手当交付金約九百四十八億円、非被用者児童手当交付金約二百八十億円がそれぞれ計上されている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して下条厚生大臣より日本共産党提出の修正案に対して、「反対である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成三年四月十一日

社会労働委員長 浜田卓二郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(小字は修正)

附 則

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(参 照)

第八条 児童手当法による児童手当制度については、児童手当制度の目的を踏まえ、この法律の施行後における児童手当制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用負担の在り方を定め、その全般に関し検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとす

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成三年三月八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を

改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別 項 症	第一項症の年金額に三、五一六、八〇〇円以内の額を加えた額		
第一 項 症		五、〇二四、〇〇〇円	
第二 項 症		四、一八六、〇〇〇円	
第三 項 症		三、四四九、〇〇〇円	
第四 項 症		二、七二八、〇〇〇円	
第五 項 症		二、二〇八、〇〇〇円	
第六 項 症		一、七八四、〇〇〇円	
第一 款 症		一、六二七、〇〇〇円	
第二 款 症		一、四七九、〇〇〇円	
第三 款 症		一、一八七、〇〇〇円	
第四 款 症		九五五、〇〇〇円	
第五 款 症		八四五、〇〇〇円	
第八条第七項の表を次のように改める。			
障害の程度	金	額	
第一 款 症	五、三四五、〇〇〇円		
第二 款 症	四、四三四、〇〇〇円		
第三 款 症	三、八〇四、〇〇〇円		
第四 款 症	三、一二五、〇〇〇円		
第五 款 症	二、五〇六、〇〇〇円		

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、六八一、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		三、八三〇、二〇〇円	
第二項症		三、一九四、七〇〇円	
第三項症		二、六四〇、三〇〇円	
第四項症		二、〇九二、八〇〇円	
第五項症		一、七〇二、〇〇〇円	
第六項症		一、三七九、一〇〇円	
第一款症		一、二五三、八〇〇円	
第二款症		一、一四一、二〇〇円	
第三款症		九一七、五〇〇円	
第四款症		七四一、三〇〇円	
第五款症		六五二、二〇〇円	

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	四、〇七四、二〇〇円	
第二款症	三、三八〇、五〇〇円	
第三款症	二、八九九、二〇〇円	
第四款症	二、三八二、〇〇〇円	
第五款症	一、九一一、二〇〇円	

第二十六条第一項中「百六十四万五千四百円」を「百七十七万七千七百円」に改める。

第二十七条第二項中「百六十四万五千四百円」を「百七十七万七千七百円」に、「百三十四万四千四百円」を「百三十四万四千四百円」に改める。

百円」を「百三十五万二千七百円」に改め、同条第三項の表中「三九七、九〇〇円」を「四一四、三〇〇円」に、「三二四、五〇〇円」を「三二七、八〇〇円」に、「二二四、四〇〇円」を「二二四、

〇〇〇円」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十八年四月一日」を「平成三年四月一日」に、「昭和五十八年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「昭和五十八年四月一日」を「平成三年四月一日」に改め、同項第一号中「昭和五十八年四月一日以後昭和六十年十月一日以前」を「平成三年四月二日以後同年十月一日以前」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和六十一年十月一日」を「平成三年十月一日」に改める。

第四条第一項中「三十万円」を「十五万円」に、「十五万円」を「七万五千円」に、「十年」を「五年」に改める。

附則第二項中「昭和六十一年十月一日」を「平成三年十月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条から附則第四条までの規定は、同年十月一日から施行する。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)

第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号。以下「法律第五十三号」という。)

附則第三項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第二項中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。))

附則第六條の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「法律第二十九号」という。))による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者及び法律第五十三号附則第四條の規定により旧法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。には、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。

第四条 昭和五十八年四月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に死亡した法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定す

る戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項及び次項において同じ。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含むものとし、同法第三十三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日(その日が平成三年十月一日前であるときは、同日とする。以下「支給日」という。)において日本の国籍を有しているものには、新法第三十三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した場合を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十七号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三十三条第一項の特別給付金は、支給しない。
一 支給日において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)第三十三条第二項各号に掲げる給付(当該戦

傷病者等の死亡に係るものに限る。)を受ける権利を有する者
二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者
三 当該戦傷病者等の死亡後支給日前に婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 昭和五十八年四月一日から昭和六十二年九月三十日までの間に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び法律第五十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三十三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成三年十月一日において日本の国籍を有しているものには、新法第三十三条第一項の特別給付金を支給する。

4 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号及び第三号中「支給日」とあるのは、「平成三年十月一日」と読み替えるものとする。
5 第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「十五万円(戦傷病者等恩給

法別表第一号表ノ三の第二款証から第五款証までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円」とあるのは「五万円」と、新法附則第二項中「平成三年十月一日」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第 号)附則第四条第一項の規定により第三十三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日の属する年の十月一日(その日が平成三年十月一日前であるときは、同日)とし、第三項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「十五万円(戦傷病者等恩給法別表第一号表ノ三の第二款証から第五款証までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円」とあるのは、「五万円」とする。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
(一) 障害年金、遺族年金等の額の引上げ
(1) 障害年金の額(第一項証の場合)
(2) 遺族年金及び遺族給与金の額

区 分		現 行	平 成 三 年 四 月 分 从 前
公 務 傷 病	公 務 傷 病 死	一、六四五、四〇〇円	一、七〇六、七〇〇円
	公 務 傷 病 重 症	一、三〇四、四〇〇円	一、三五一、七〇〇円
公 務 傷 病 重 症	公 務 傷 病 重 症	一、三〇四、四〇〇円	一、三五一、七〇〇円
	公 務 傷 病 重 症 (軽症)	三九七、九〇〇円	四一四、三〇〇円
平 病 死	公 務 傷 病 重 症 (軽症)	三三四、五〇〇円	三三七、八〇〇円
	公 務 傷 病 重 症 (軽症)	三三四、五〇〇円	三三七、八〇〇円

理 由
戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

併発死	公務	
	勤務	関連
	三二四、五〇〇円	三二七、八〇〇円
	二二四、四〇〇円	二二四、〇〇〇円

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

(一) 昭和五十八年四月二日から平成三年四月一日までの間に戦傷病者等の妻となった者に対して、特別給付金(額面十五万円又は七万五千元、五年償還の国債)を支給すること。

(二) 昭和五十八年四月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に戦傷病者等である夫が平病死した妻に対して、特別給付金(額面五万円、五年償還の国債)を支給すること。

3 施行期日

この法律は、平成三年四月一日から施行すること。ただし、2は、同年十月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大することは時宜に資するものと認めるが、なお、施行期日について自由民主党より修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成三年度一般会計予算(厚生省所管)に約三

十三億円が計上されている。

なお、国債の償還分は、平成四年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別給付金として総額約五億円が計上される見込みである。

平成三年四月十二日

社会労働委員長 浜田卓二郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

第一条 この法律は、公布の日平成三年四月一日から施行する。ただし、第二條及び次条から附則第四條までの規定は、平成三年同年十月一日から施行する。

第一條の規定による改正後の戦傷病者遺族等援護法の規定は、平成三年四月一日から適用する。

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行

われるように努めること。

二 海外旧戦域における遺骨収集については、相手国の協力を得て早期収集に一層の努力を払うとともに、慰霊巡拝等についてはさらに積極的

に推進すること。

三 中国残留日本人孤児、中国残留日本婦人等に関する情報収集について、引き続き中国政府の積極的な協力が得られるよう配慮すること。さらに、訪日調査により肉親が判明しなかつた孤児に関する調査に最大限の努力を払うこと。また、サハリン残留邦人の一時帰国の一層の促進を図ること。

四 帰国孤児の定着先における自立促進を図るため、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的な実施に万全を期すること。

救急救命士法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成三年三月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

参議院議長 土屋 義彦

救急救命士法

目次

- 第一章 総則(第一条、第二条)
- 第二章 免許(第三条、第二十九条)
- 第三章 試験(第三十条、第四十二条)
- 第四章 業務等(第四十三条、第四十九条)
- 第五章 罰則(第五十条、第五十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。)が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であつて、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

2 この法律で「救急救命士」とは、厚生大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 救急救命士になろうとする者は、救急救命士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生大臣の免許(第三十四条第五号を除き、以下「免許」という。)を受けなければならない。

(絶対的欠格事由)

第四条 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、救急救命士の業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 素行が著しく不良である者
- 四 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

(救急救命士名簿)

第六条 厚生省に救急救命士名簿を備え、免許に關する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第七条 免許は、試験に合格した者の申請により、救急救命士名簿に登録することによって行ふ。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、救急救命士免許証を交付する。

(救急救命士名簿の訂正)

第八条 救急救命士は、救急救命士名簿に登録された免許に關する事項に変更があつたときは、三十日以内に、当該事項の変更を厚生大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)

第九条 救急救命士が第四条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 救急救命士が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて救急救命士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた

事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

4 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(登録の消除)

第十条 厚生大臣は、免許がその効力を失つたときは、救急救命士名簿に登録されたその免許に關する事項を消除しなければならない。

(免許証の再交付手数料)

第十一条 救急救命士免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第十二条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、救急救命士名簿の登録の実施に關する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

8 厚生大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他

の事項についての登録事務の実施に關する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員選任及び解任)

第十三条 指定登録機関の役員を選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法

律(この法律に基づく命令又は処分を含む。若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第十四条 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第十五条 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に關する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(規定の適用等)

第十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第六条、第七條第二項(第九條第三項において準用する場合を含む。)、第八條、第十條及び第十一條の規定の適用については、第六條中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第七條第二項中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、救急救命士免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に救急救命士免許証明書」と、第八條及び第十條中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十一條中「救急救命士免許証」とあるのは「救急救命士免許証明書」と、「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、救急救命士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は救急救命士免許証明書の書換え交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。
(秘密保持義務等)

第十七條 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十八條 指定登録機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。
(監督命令)

第十九條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告)

第二十條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度で、厚生省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。
(立入検査)

第二十一條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第二十二條 指定登録機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十三條 厚生大臣は、指定登録機関が第十二條第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 第十二條第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十三條第二項、第十五條第三項又は第十九條の規定による命令に違反したとき。

三 第十四條又は前條の規定に違反したとき。

四 第十五條第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五 次條第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十四條 第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項又は第二十二條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(聴聞)

第二十五條 厚生大臣は、第二十三條の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

い。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十六條 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による審査請求をすることができ。

(厚生大臣による登録事務の実施等)

第二十七條 厚生大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定登録機関が第二十二條の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三條第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
(公示)

第二十八條 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二條第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十二條の規定による許可をしたとき。

三 第二十三條の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前條第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(厚生省令への委任)

第二十九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、救急救命士名簿の登録、訂正及び消除、救急救命士免許証又は救急救命士免許証明書の交付、書換え交付及び再交付、第二十七条第二項の規定により厚生大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 試験

第三十条 試験は、救急救命士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第三十一条 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

(救急救命士試験委員)

第三十二条 試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生省に救急救命士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(不正行為の禁止)

第三十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験資格)

第三十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は

厚生大臣が指定した救急救命士養成所において、二年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文部省令で定める養成所において一年(高等専門学校にあっては、四年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)(又は旧大学令に基づく大学)において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者

四 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十九条に規定する救急救命士(以下この号において「救急救命士」という。)に関する講習で厚生省令で定めるものの課程を修了し、及び厚生省令で定める期間以上救急救命業務に従事した者(学校教育法第五十六条の規定により大学に入学することができないものに限る。)

五 外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生大臣の免許に相当する免許を受けた者

で、厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(試験の無効等)

第三十五条 厚生大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者の試験を無効とする。又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする。ことができる。

(受験手数料)

第三十六条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第三十七条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)(に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。))を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定試験機関の救急救命士試験委員)

第三十八条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を救急救命士試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第四十一条において読み替えて準用する第十三条第二項及び第十七条において「試験委員」という。))に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

第三十九条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(試験の停止等)

第四十条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に係る者の試験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、第三十五条第一項中「その試験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第四十条第一項」と、第三十六条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第三十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第四十一条 第十二条第三項及び第四項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第二十八条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登

録事務とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と、「前項」とあるのは「第三十七條第二項」と、同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と、第十三条第二項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。)」と、第十四条第一項中「第十二條第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と、第十七條中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。)」と、第二十三條第二項第三号中「又は前條」とあるのは「前條又は第三十八條」と、第二十四條第一項及び第二十八條第一号中「第十二條第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的脱替えは、政令で定める。

(試験の細目等)

第四十二條 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第三十四條第一号、第二号及び第四号の規定による学校又は救急救命士養成所の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務等

(業務)

第四十三條 救急救命士は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一条第一項及び第三十二條の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九条第二項の規定により救急救命士の名称の使用の停止を命ぜられている

者については、適用しない。

(特定行為等の制限)

第四十四條 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生省令で定めるもの(以下この項及び第五十三條第三号において「救急用自動車等」という。)以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

(他の医療関係者との連携)

第四十五條 救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(救急救命処置録)

第四十六條 救急救命士は、救急救命処置を行ったときは、遅滞なく厚生省令で定める事項を救急救命処置録に記載しなければならない。

2 前項の救急救命処置録であつて、厚生省令で定める機関に勤務する救急救命士のした救急救命処置に関するものはその機関につき厚生大臣が指定する者において、その他の救急救命処置に関するものはその救急救命士において、その記載の日から五年間、これを保存しなければならない。

(秘密を守る義務)

第四十七條 救急救命士は、正当な理由がなく、

その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。救急救命士でなくなった後においても同様とする。

(名称の使用制限)

第四十八條 救急救命士でない者は、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十九條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第五十條 第四十七條第一項(第四十一條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一條 第二十三條第二項(第四十一條において準用する場合を含む。)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十三條又は第三十九條の規定に違反して、不正の採点をした者
- 二 第四十七條の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

2 前項第二号の罪は、告訴を待って論ずる。

第五十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定により救急救命士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、救急救命士の名称を使用したもの
- 二 第四十四條第一項の規定に違反して、同項の規定に基づく厚生省令の規定で定める救急救命処置を行った者
- 三 第四十四條第二項の規定に違反して、救急用自動車等以外の場所で業務を行った者
- 四 第四十六條第一項の規定に違反して、救急救命処置録に記載せず、又は救急救命処置録に虚偽の記載をした者
- 五 第四十六條第二項の規定に違反して、救急救命処置録を保存しなかった者
- 六 第四十八條の規定に違反して、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用した者

第五十四條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八條(第四十一條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- 二 第二十條(第四十一條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

三 第二十一条第一項(第四十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十二條(第四十一条において準用する場合を含む。)の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)
第二条 この法律の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を

別表第二十三号中六の四を六の五とし、六の三を六の四とし、六の二の次に次のように加える。

六の三 救急救命士法(平成三年法律第...)
イ 救急救命士法第七條第一項(登録)の救急救命士の登録
ロ 登録事項の変更の登録

(厚生省設置法の一部改正)
第六條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第三十一号の三の次に次の二号を加える。

三十一の四 救急救命士の養成所を指定し、救急救命士の試験を行い、並びに救急救命

この法律の施行後に終えた者で、厚生大臣が第三十四條各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものは、同条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三條 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は厚生省令で定めるところによりこれと同等以上の学力がある者認められる者は、第三十四條第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六條の規定により大学に入学することができる者となる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

士の免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十一の五 救急救命士法(平成三年法律第...)
号)の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

救急救命士法案(内閣提出、参議院送付)に
關する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 「救急救命士」とは、厚生大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいうこと。

2 救急救命士になろうとする者は、救急救命士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこと。

3 試験は、救急救命士として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年一回以上、厚生大臣が行うこととする。試験を受けることができる者として、高校卒業後、二年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得した者並びに一定の実務経験を有する救急救隊員であつて所定の期間救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの等を定めること。

4 救急救命士の登録に関する事務及び試験の実施に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせること。

5 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、高度の救急救命処置を行つてはならないこととし、また、救急救命士は、原則として救急用自動車等以外の場所においてその業務を行つてはならないこと。

6 救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携に努めなければならないこととする。ことに、救急救命士以外の者は、救急救命士という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないこと。

7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

8 試験の受験資格の経過的特例を設ける等所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由
病院又は診療所に搬送されるまでの間における重度傷病者に対する適切な救急救命処置の確保を図るため、新たに救急救命士の資格を定めることは時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年四月十二日
社会労働委員長 浜田卓二郎
衆議院議長 櫻内 義雄殿
〔別紙〕
救急救命士法案に対する附帯決議
政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

一 救急専門医等救急医療に携わる医療関係者の養成に積極的に努めるとともに、医師が救急用自動車等に同乗して必要な処置を行う方式(ドクターカー方式)等を推進し、救急医療体制の一層の充実を図ること。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案及び同報告書

二八

二 救急救命処置が適切に行われるよう、救急救命士と医師その他の医療関係者との十分な連携の確保を図るとともに、救急医療体制の地域間格差の解消に努めること。

三 救急救命士の適切な人材の確保と資質の向上に努め、処遇の向上を図ること。

四 近年の医療の著しい高度化にかんがみ、定期的研修制度の創設を図るなど制度の充実強化に努めること。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案

右

平成三年二月十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、労働力を確保するために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することにより、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の

政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会、政令で定めるもの

2 この法律において「事業協同組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。

(基本指針)

第三条 通商産業大臣及び労働大臣は、労働力の

確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関し、基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 中小企業における経営及び雇用の動向に関する事項

二 中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容に関する事項

三 その他中小企業者が雇用管理の改善に係る措置を行うに当たって配慮すべき重要事項

3 通商産業大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、通商産業大臣にあっては中小企業近代化審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

4 通商産業大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(改善計画の認定)

第四条 事業協同組合等は、その構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るための労働環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業(以下「改善事業」という。)についての計画(以下「改善計画」という。)を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 改善事業の目標

二 改善事業の内容

三 改善事業の実施時期

四 改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、労働者の利益に反しないものであること。

四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

(改善計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた事業協同組合等(以下「認定組合等」という。)は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その

主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は認定組合等若しくはその構成員が認定計画に従って改善事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（資金の確保）

第六条 国は、認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金の確保又はその融通のあつてに努めるものとする。

（雇用福祉事業としての助成及び援助）

第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うものとする。

一 雇用管理の改善に関する調査研究、指導その他の事業を行う認定組合等に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二 前号の助成を受けた認定組合等の構成員たる中小企業者であつて、必要な設備及び福祉施設の設置又は整備を行い、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

（雇用促進事業団の業務）

第八条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号。以下「事業団法」と

いう。）第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、認定計画に従つて、その構成員たる中小企業者の雇用する労働者の福祉を増進するための施設（政令で定めるものに限る。）の設置又は整備を行う認定組合等に対し、その設置又は整備に要する資金を貸し付ける業務を行う。

2 前項の規定により雇用促進事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十九条の二第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「中小企業労働力確保法」という。）第八条第一項に規定する業務」と、事業団法第二十条第一項中「第十九条第一項及び第三項」とあるのは「第十九条第一項及び第三項並びに中小企業労働力確保法第八条第一項」と、事業団法第二十二條第二項中「認可」とあるのは「認可（中小企業労働力確保法第八条第一項に規定する業務に係るものを除く。）」と、事業団法第二十四条第三項中「承認」とあるのは「承認（中小企業労働力確保法第八条第一項に規定する業務に係るものを除く。）」と、事業団法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は中小企業労働力確保法と、事業団法第三十七條第二項中「同条第三項に規定する業務」とあるのは「同条第三項に規定する業務若しくは中小企業労働力確保法第八条第一項に規定する業務」と、事業団法第四十条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び中小企業労働力確保法第八条第一項」とする。

第九条 雇用促進事業団は、通常通勤することができない地域以外の地域から第十三条第二項の規

定による募集に応じて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舍の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに、事業団法第十九条第一項第三号の宿舍を貸与することができる。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。

する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、労働力確保関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定組合等又はその構成員たる中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「労働力確保法」という。）に定める労働力確保関連保証（以下「労働力確保関連保証」という。）に係る労働力確保関連保証の合計額とその他の労働力確保関連保証の合計額とがそれぞれ

第三条第一項		第三条の二第一項		第三条の三第一項	
保険価額の合計額		が		保険価額の合計額	
が		が		が	
労働力確保関連保証及びその他の保証とに、当該労働力確保関連保証をした		労働力確保関連保証及びその他の保証とに、当該労働力確保関連保証をした		労働力確保関連保証及びその他の保証とに、当該労働力確保関連保証をした	
労働力確保関連保証及びその他の保証とに、当該労働力確保関連保証をした		労働力確保関連保証及びその他の保証とに、当該労働力確保関連保証をした		労働力確保関連保証及びその他の保証とに、当該労働力確保関連保証をした	

2 普通保険の保険関係であつて、労働力確保関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、労働力確保関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）

第十一条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定す

る中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定組合等の構成員たる中小企業業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な設備(通商産業省令で定めるものに限る。)に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定組合等の構成員たる中小企業業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

(委託募集の特例等)

第十三条 認定組合等の構成員たる中小企業業者が当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定組合等が認定計画に従つて当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる

る中小企業業者については、適用しない。

2 前項の認定組合等は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で労働省令で定めものを労働大臣に届け出なければならない。

3 職業安定法第三十八条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項から第三項までの規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第二項の規定は前項の実施状況の調査について、同法第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(以下「中小企業労働力確保法」という。)第十三条第二項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「中小企業労働力確保法第十三条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替へるものとする。

4 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第十四条 公共職業安定所は、前条第二項の規定により労働者の募集に従事する認定組合等に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(指導及び助言)

第十五条 国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国及び地方公共団体の施策)

第十六条 国は、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善を促進するために必要な施策を総合的に推進するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第十七条 都道府県知事は、認定組合等に対し、認定計画に係る改善事業の実施状況について報告を求めることができる。

(船員に対する適用除外)

第十八条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

(罰則)

第十九条 第十三条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、六月以

下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による届出をしない

で、労働者の募集に従事した者

二 第十三条第三項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わ

なかった者

三 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十九条第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、労働力需給に関する諸事情の変化等に応じ、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職業安定法の一部改正)

第四条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び港湾労働法(昭和六十二年法律第四十号)」を、「港湾労働法(昭和六十二年法律第四十号)及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第 号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十四の次に次の一号を加える。

二十の十五 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第 号)

(中小企業庁設置法の一部改正)

第六条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の五の次に次の一号を加える。

六の六 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第 号)の施行に関すること。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号の二を同条第四十三号の三

とし、同条第四十三号の次に次の一号を加える。

四十三の二 労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の策定に関すること。

第四十条第五十一号中「及び港湾労働法(昭和六十二年法律第四十号)」を、「港湾労働法(昭和六十二年法律第四十号)及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第 号)」に改める。

第五十一条の三 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づいて、基本指針を策定すること。

第十条第一項中「日本国有鉄道清算事業団職員及び日本国有鉄道退職希望職員の再就職の促進に関する特別措置法」を削り、「及び港湾労働法」を、「港湾労働法及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改める。

理 由

最近の労働力需給の状況が中小企業に与えている深刻な影響に対処して、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するため、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の労働力需給の状況が中小企業に与えている深刻な影響に対処して、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するための措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 通商産業大臣及び労働大臣は、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関し、基本的な指針を定めなければならないものとする。

2 事業協同組合等は、その構成中小企業者の労働力の確保を図るための労働環境の改善、福利厚生等の充実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業についての改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

3 政府は、雇用保険法の雇用福祉事業として、雇用管理の改善に関する調査研究、指導その他の事業を行う認定組合等に対して、必要な助成及び援助を行うほか、その助成を受けた認定組合等の構成中小企業者であって、必要な設備及び福祉施設の設置又は整備を行い、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うものとする。

4 雇用促進事業団は、認定計画に従って、構成中小企業者の雇用する労働者の福祉を増進するための設備の設置又は整備を行う認定組合等に対して、それらに要する資金を貸し付ける業務を行うものとする。

5 中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であって、労働力確保関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、付保限度額の別枠化等の特例を設けるものとする。

6 中小企業近代化資金等助成法に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であって、認定組合等の構成中小企業者が認定計画に従って改善事業を実施するために必要な設備に係るものについては、償還期間を七年を超えない範囲内で政令で定める期間とするものとする。

7 中小企業投資育成株式会社は、認定組合等の構成中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け等を行うことができるものとする。

8 認定組合等の構成中小企業者が認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、認定組合等が認定計画に従って募集に従事しようとするときは、労働大臣の許可を必要としなければならないものとする。

9 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

10 その他関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(二)

二 議案の可決理由

最近の労働力需給の状況が中小企業に与えている深刻な影響に対処して、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するための措置等を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成三年度一般会計予算(通産省所管)に六億三千七百九十二万二千円並びに平成三年度労働保険特別会計予算(労働省所管)の労災勘定に千百三十一万九千円及び雇用勘定に三十億二千六百四十八万九千円がそれぞれ計上されている。右報告する。

平成三年四月十六日

社会労働委員長 浜田卓二郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、我が国経済及び雇用における中小企業の重要な役割にかんがみ、中小企業における労働時間の短縮等を促進し、職場としての魅力を高め、中小企業に労働力を確保し、中小企業の振興と中小企業労働者の福祉の増進を図るため、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案及び同報告書 商品投資に係る事業の規制 三三

一 中小企業労働力確保対策を促進するに当たっては、労働政策と中小企業政策との連携をはじめる関係行政の十分な連携の確保を図り、総合的な施策を講ずること。

二 本法が目的とする中小企業における雇用管理の改善の実効が確保されるよう本法の施行に関し労働関係者の意向が十分反映されるよう配慮すること。

三 本法により実施される委託募集が職業安定法の規制の趣旨に反することのないよう配慮し、また、公共職業安定所の職業紹介の強化とそれに必要な行政体制の充実に努めるとともに、就職情報誌等をめぐる諸問題に対応するため、掲載企業及び関係業界に対し必要な規制を行うこと。

四 下請中小企業における労働時間の短縮の促進に当たっては、親企業による発注方式の改善が重要であることにかんがみ下請中小企業振興法の振興基準に基づく指導の徹底に努めるとともに、下請代金支払遅延等防止法の運用強化に努めること。

五 本法に基づく各種助成金、融資、税制制度については、中小企業における雇用管理の改善が確実に促進されるよう適切な運用に努めること。

六 法定労働時間の適用猶予期間であっても、できるだけ早期に法定労働時間の水準が実現されるよう、関係中小企業等における労働時間短縮の促進策を拡充すること。

七 適正な商慣行の確立に向けた指針等を速やかに整備し、周知徹底及び指導を強化するよう努めること。

八 官公需の発注に際しては、労働時間の短縮に配慮し、可能な限り計画的な発注を行うとともに、適正な工費、工期を設定するよう努めること。

商品投資に係る事業の規制に関する法律案
右
国会に提出する。

平成三年三月二十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

目次
商品投資に係る事業の規制に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 商品投資販売業

第一節 許可(第三条・第十二条)

第二節 業務(第十三条・第二十四条)

第三節 監督(第二十五条・第二十九条)

第三章 商品投資顧問業

第一節 許可(第三十条・第三十三条)

第二節 業務(第三十四条・第四十三条)

第三節 監督(第四十四条)

第四章 雑則(第四十五条・第五十二条)

第五章 罰則(第五十三条・第五十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商品投資に係る事業を営む者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

第二章 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。

(定義)
第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。

一 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二項に規定する商品(以下「特定商品」という。又は同条第三項に規定する商品指数(以下「特定商品指数」という。))について、同条第六項に規定する先物取引(同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第六項に規定する先物取引に類するものを含む。)を行うこと。

二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品(鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。以下同じ。)として政令で定めるもの(以下「特定物品」という。))について、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該商品の売買取引を成立させることができる権利(以下「オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引を行うこと。

三 特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用(鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利にあつては、その行使。以下同じ。)により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの(以下「指定物品」という。)を取得(生産を含む。し、これを譲渡し、使用し、又は使用させること。

2 この法律において「商品投資契約」とは、次に掲げる契約であつて、商品投資に係る事業の公

正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 当事者の一方が相手方の業として行う商品投資のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額（当該出資が損失によって減少した場合にあっては、その残額）の返還（以下「利益の分配等」という。）を行うことを約する契約

二 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額に応じて分割された残余財産の価額の返還（以下「収益の分配等」という。）を行うことを約する契約

三 外国の法令に基づく契約であつて、前二号に掲げるものに類するもの

3 この法律において「商品投資受託権」とは、次に掲げる権利であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 商品投資契約に係る利益の分配等又は収益の分配等（以下「投資収益の分配等」という。）を受ける権利

二 信託財産を主として商品投資により運用することを目的とする信託の収益の分配及び元本の返還（以下「信託収益の分配等」という。）を受ける権利

三 外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）に対する権利であつて、前二号に掲げるものに類するもの

て、前二号に掲げるものに類するもの

4 この法律において「商品投資販売業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介（以下「締結等」という。）

二 商品投資受託権の販売又はその代理若しくは媒介（以下「販売等」という。）

5 この法律において「商品投資販売業者」とは、次条の許可を受けて商品投資販売業を営む者をいう。

6 この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方が、相手方から、商品投資（第一項各号に掲げるもののうち政令で定めるものに限る。以下「特定商品投資」という。）に係る投資判断（投資の対象となる物品の種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（第一項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品取引所法第二十六条第一号に規定する取引を除く。）及び第一項第二号に規定する取引）にあつては、行ふべき取引の内容及び時期についての判断）をいう。以下同じ。）の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため特定商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

7 この法律において「商品投資顧問業」とは、商品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

8 この法律において「商品投資顧問業者」とは、第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

第二章 商品投資販売業

第一節 許可

（商品投資販売業者の許可）

第三条 商品投資販売業は、主務大臣の許可を受けた法人（外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

（許可の条件）

第四条 主務大臣は、前条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は投資者の保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

（許可の申請）

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本の額又は出資の総額

五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二 第二十八条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により第三条若しくは第三十条の許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人

三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十二年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第七十四号）、低当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第十四号）若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

四 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ニ 前号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 商品投資販売業者が第二十八条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、又は商品投資顧問業者が第四十四条において準用する同項の規定により第三十条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該商品投資販売業者又は当該商品投資顧問業者の役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定に

より当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可等を取り消された法人の当該取消しの日前三十日以内に役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない法人

六 商品投資販売業者を適確に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有しない法人

2 主務大臣は、第三条の許可の申請があった場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（許可の有効期間）

第七条 第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

（許可の有効期間の更新）

第八条 第三条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。）の満了の後引き続き当該許可に係る商品投資販売業者を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受けなければならない。

2 第四条から第六条までの規定は、第三条の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第三条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があった場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否

の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

（変更の認可）

第九条 商品投資販売業者は、第五条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（変更の届出）

第十条 商品投資販売業者は、第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（廃業の届出等）

第十一条 商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であった者

二 破産により解散したとき。その破産管財人

三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

四 商品投資販売業者を廃止したとき。商品投資販売業者であった法人を代表する役員

2 商品投資販売業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該商品投資販売業者の第三条の許可は、その効力を失う。

（登録免許税及び手数料）

第十二条 第三条の許可を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二節 業務

（標識の掲示）

第十三条 商品投資販売業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 商品投資販売業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第十四条 商品投資販売業者は、自己の名義をもって、他人に商品投資販売業者を営ませてはならない。

（広告の規制）

第十五条 商品投資販売業者は、その行う商品投資販売業務に関して広告をするときは、商品投資による利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

（商品投資契約等の成立前の書面の交付）

第十六条 商品投資販売業者は、商品投資契約の締結等をしようとするとき、又は商品投資受益

権の販売を内容とする契約(以下「商品投資販売契約」という。)の締結等をしようとするときは、顧客に対し、当該商品投資販売契約又は当該商品投資販売契約が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、商品投資販売契約又は商品投資販売契約(商品投資販売契約に係する商品投資販売契約又は商品投資販売契約を含む。以下「商品投資販売契約等」という。)の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて当該商品投資販売契約又は当該商品投資販売契約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(商品投資販売契約等の成立時の書面の交付)

第十七条 商品投資販売業者は、商品投資販売契約又は商品投資販売契約(以下「商品投資販売契約等」という。)が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 商品投資の内容に関する事項
- 二 契約期間に関する事項
- 三 投資収益の分配等又は信託収益の分配等に関する事項
- 四 契約の解除に関する事項(第十九条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)
- 五 損害賠償額の予定(違約金を含む。)
- 六 商品投資受託権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(報告書の交付)

第十八条 商品投資販売業者は、自らを当事者とする商品投資販売契約が成立したときは、当該商品投資販売契約を締結している顧客に対して、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売契約に係る財産の運用の現状について説明した報告書を交付しなければならない。

2 商品投資販売業者は、商品投資販売契約の締結の代理若しくは媒介をしたとき、又は商品投資受託権(信託会社又は信託業務を兼営する銀行を当事者とする信託契約に係る信託収益の分配等を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)の販売等をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売契約又は当該商品投資受託権に係る財産の運用の現状について調査し、その結果について説明した報告書を作成し、当該商品投資販売契約を締結した顧客又は当該商品投資受託権を購入した顧客の利用に供しななければならない。

(書面による解除)

第十九条 商品投資販売業者と商品投資販売業者と締結した顧客は、第十七条の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除(商品投資販売契約に係る組合からの脱退を含む。以下同じ。)を行うことができる。

- 2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 商品投資販売業者は、第一項の規定による契約の解除があった場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で顧客に不利なもの、無効とする。

(書類の閲覧)

第二十条 商品投資販売業者は、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(商品投資顧問業者等以外の者に一任する商品投資販売契約の締結等の禁止)

第二十一条 商品投資販売業者は、出資された財産の全部又は一部を特定商品投資により運用することを目的とする商品投資販売契約の締結等又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等を行う場合においては、商品投資顧問業者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種の許可等を受けている者に対してその特定商品投資に係る投資判断を一任する商品投資販売契約でなければ、その締結等をし、又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等をしてはならない。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第二十二条 商品投資販売業者は、その行う商品投資販売契約に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(商品投資販売契約等の締結又は更新についての勧誘等)

第二十三条 商品投資販売業者は、商品投資販売契約等の締結又は更新について勧誘をするに際し、商品投資販売契約又は商品投資販売契約等に関する

事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 商品投資販売業者は、商品投資販売契約等の解除を妨げるため、商品投資販売契約又は商品投資販売契約等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第二十四条 商品投資販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、商品投資販売契約等の締結又は更新を勧誘すること。
- 二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、商品投資販売契約等の締結又は更新を勧誘すること。

三 前二号に掲げるもののほか、商品投資販売業者に関する行為であつて、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの。

第三節 監督

(業務に関する帳簿書類)

第二十五条 商品投資販売業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十六条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資販売業者

に對し報告をさせ、又はその職員に、商品投資販売業者の營業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務改善命令)

第二十七条 主務大臣は、商品投資販売業者の業務の運営に關し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者の保護のため必要な限度において、当該商品投資販売業者に對し、業務の種類及び方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売業者にその処分の理由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(許可の取消し等)

第二十八条 主務大臣は、商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号から第四号まで(同項第二号については、第三十条の許可の取消しに係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該

当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の許可又は第八条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第四条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 商品投資販売業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

(監督処分公告)

第二十九条 主務大臣は、前条第一項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第三章 商品投資顧問業

第一節 許可

(商品投資顧問業者の許可)

第三十条 商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社(外国法人については、株式会社と同種類の法人で国内に營業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

(許可の申請)

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所
二 營業所の名称及び所在地
三 取締役及び監査役の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本の額

五 業務の種類及び方法
六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十二条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならない。

一 資本の額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式會社でない者
二 第二十八条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により第三条若しくは第三十条の許可を取り消され、その取消

しの日から三年を経過しない会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない会社

三 第六条第一項第三号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない会社

四 取締役、監査役又は政令で定める使用人のうちに第六条第一項第四号イからへまでのいずれかに該当する者のある会社

五 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない会社

3 第六条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(準用規定)

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十二条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第十二条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十條中「資本の額」とあるのは「資本の総額」とあるのは「資本の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十

一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一号第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役」と読み替えるものとする。

2 第四条、第三十一条及び前条の規定は、第三十条の許可の有効期間の更新について準用する。

第二節 業務

(広告等の規制)

第三十四条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業務の内容について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、第四十条に規定する事項を表示しなければならない。

2 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業務に關して広告をするときは、商品投資顧問契約を締結している顧客から一任されて行った投資の実績その他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(商品投資顧問契約の締結前の書面の交付)

第三十五条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該商品投資顧問契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、商品投資顧問契約の内容及びその履行に關する事項であつて主務省令で定めるものについて当該商品投資顧問契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(商品投資顧問契約の締結時の書面の交付)

第三十六条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結したときは、顧客に対し、遅滞な

く、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約の内容及びその履行に關する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に關する事項
- 二 報酬の額及び支払の時期
- 三 契約の解除に關する事項
- 四 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に關する定めがあるときは、その内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(報告書の交付)

第三十七条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を交付しなければならない。

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第三十八条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

- 一 当該商品投資顧問業者が自己の計算で行つた特定商品投資に係る取引のうち当該顧客から一任されて投資を行ったものと同一の特定商品、特定商品指数、特定物品又は指定物品について取引を行った事実の有無

- 二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別(第二十一条第一項第一号に規定する先物取引(特定商品に係る商品取引)所法第二条第六項第一号に規定する取引を除く。)又は第二十一条第二号に規定する取引にあっては、主務省令で定める事項)
- 三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(帳簿書類の閲覧)

第三十九条 商品投資顧問契約を締結している顧客は、当該商品投資顧問契約に係る商品投資顧問業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の財産に關する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 前項の場合において、商品投資顧問業者は、その請求が次の各号のいずれかに該当すると認められる相当の理由があるときを除くほか、その請求を拒むことができない。

- 一 自己の権利の確保又はその行使に關する調査を目的とするものでないこと。
- 二 当該商品投資顧問業者の業務の運営を害することを目的としていること。

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止)

第四十条 商品投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う商品投資顧問業務に關して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該商品投資顧問業者と密接な關係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(忠実義務)

第四十一条 商品投資顧問業者は、法令の規定及び商品投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に商品投資顧問業務を行わなければならない。

(禁止行為)

第四十二条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業務に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客を相手方として特定商品投資に係る取引を行うこと。
- 二 特定の商品等(特定商品、特定商品指数、特定物品に係るオプション又は指定物品をいう。)に關し、商品投資顧問業者が顧客から一任されて行った特定商品投資に基づき価格、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に基づく特定商品投資を行うこと。

(準用規定)

第四十三条 第十三条、第十四条、第二十条及び第二十一条から第二十四条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第二十三条中「商品投資契約等」とあり、「商品投資契約又は商品投資販売契約等」とあり、並びに第二十四条第一号及び第二号中「商品投資契約等」とあるのは、「商品投資顧問契約」と読み替えるものとする。

第三節 監督

第四十四条 第二章第三節の規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第三条」とあるのは「第三十条」と、同項第一号中「第六条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第三十二条第二項第一号から第四号まで」と、「第三十条」とあるのは「第三条」と、同項第二号中「第八条第一項」と

あるのは「第三十三条において準用する第八条第一項」と、同項第三号中「第四条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第四条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替等)

第四十五条 商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が外国法人である場合において、当該商品投資販売業者又は当該商品投資顧問業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(営業のために締結する商品投資契約等の適用除外)

第四十六条 第十六条から第十九条まで、第二十二條から第二十四条まで(第四十三條において準用する場合を含む)、第三十五條から第三十八條まで及び第四十二條(第一号に係る部分に限る。)の規定は、商品投資契約等又は商品投資顧問契約であつて、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が当該商品投資契約等又は当該商品投資顧問契約の締結等をする者(第十六條から第十八條まで及び第三十五條から第三十八條までの規定については、資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で定める者に限る。)が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用除外)

第四十七条 海外商品市場における先物取引の受

託等に関する法律第三條の規定は、商品投資顧問業者が海外商品市場における先物取引の受託等を行う場合については、適用しない。

(銀行、信託会社等の適用除外)

第四十八条 第二章の規定は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他のこの法律以外の法律の規定でこれにより商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに証券投資信託法第二條第四項に規定する委託会社(その信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。)については、適用しない。

(主務大臣等)

第四十九条 第二章における主務大臣は、政令で定めるところにより、大蔵大臣、農林水産大臣又は通商産業大臣とし、第三章における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣又は通商産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、大蔵大臣、農林水産大臣又は通商産業大臣の発する命令とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができ、

(協議等)

第五十条 この法律の規定により、商品投資販売業に關し、主務大臣が命令その他の処分(政令で定めるものに限る。)を行う場合又は第三條の

許可の申請があつた場合における農林水産大臣又は通商産業大臣との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

(主務省令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第五十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三條又は第三十條の許可を受けないで商品投資販売業又は商品投資顧問業を営んだ者
- 二 第十四條(第四十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に商品投資販売業又は商品投資顧問業を営ませた者
- 三 第四十二條(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反して、正当な根拠を有しない投資判断に基づく特定商品投資を行った者

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項(第八條第二項及び第三十三條において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者

二 第九條(第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第五條第一項第五号若しくは第三十一條第一項第五号に掲げる事項を変更し、又は資本の額若しくは出資の総額を減少した者

三 第二十二條(第四十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次若しくは代理をした者

四 第二十三條第一項(第四十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

五 第二十三條第二項(第四十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、不実のことを告げた者

六 第二十八條第一項(第四十四條において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者

七 第四十條の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

八 第四十二條(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、顧客を相手方として特定商品投資に係る取引を行った者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條(第八條第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一條(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)の許可申請

書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十五条又は第三十四条第二項の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

三 第十六条、第十七条、第三十五条、第三十六条又は第三十八条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する概要若しくは事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四 第十八条第一項又は第三十七条の規定に違反して、報告書を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載のある報告書を交付した者

五 第十八条第二項の規定に違反して、報告書を作成せず、又は同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載のある報告書を作成した者

六 第三十四条第一項の規定に違反して、同項に規定する事項を表示しなかった者

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項(第四十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、主務省令で定める様式の標識を掲示しなかった者

三 第十三条第二項(第四十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第十三条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第二十条(第四十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは顧客に閲覧させた者

五 第二十五条(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

六 第二十六条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第二十七条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

八 第三十九条第二項の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだ者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十八条 第十一条第一項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

を第二十八条第一項の規定による第三条の許可の取消しの日とみなす。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に商品投資販売業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六月間(当該期間内に第六条第一項の規定に基づく不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第二十八条第一項の規定により商品投資販売業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、第三条の規定にかかわらず、引き続き商品投資販売業を営むことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き商品投資販売業を営むことができる場合においては、その者を商品投資販売業者とみなして、第十五条から第二十七条まで及び第二十八条(第一項第二号を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第二十八条第一項中「第三条の許可を取り消し」とあるのは「商品投資販売業の廃止を命じ」と、「第六条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第六条第一項第二号から第四号まで」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第二十八条第一項の規定により商品投資販売業の廃止が命じられた場合における第六条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第二十八条第一項の規定により第三条の許可を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第二十八条第一項の規定による第三条の許可

を第二十八条第一項の規定による第三条の許可の取消しの日とみなす。

4 前三項の規定は、この法律の施行の際現に商品投資顧問業を営んでいる者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「第六条第一項」とあるのは「第三十二条第二項」と、「第二十八条第一項」とあるのは「第四十四条において準用する第二十八条第一項」と、「第三条」とあるのは「第三十条」と、第二項中「第十五条から第二十七条まで及び第二十八条(第一項第二号を除く。)」とあるのは「第三十四条から第四十二条まで、第四十三条において準用する第二十条及び第二十一条から第二十四条まで並びに第四十四条において準用する第二十五条から第二十七条まで及び第二十八条(第一項第二号を除く。)」と、「第二十八条第一項」とあるのは「第四十四条の規定により読み替えて準用される第二十八条第一項」と、「第三条」とあるのは「第三十二条第二号から第四号まで」と、「第六条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第三十二条第二項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第三条 第十七条から第十九条まで及び第三十六条から第三十八条までの規定は、この法律の施行前に締結された商品投資契約等及び商品投資顧問契約については、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号を次のように改める。

三十二 商品投資販売業の許可又は商品投資顧問業の許可	許可件数	一件につき十五万円
商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第百三十三号)第三十号(商品投資販売業の許可)の商品投資販売業の許可又は同法第三十号(商品投資顧問業の許可)の商品投資顧問業の許可		

(大蔵省設置法の一部改正)

第五條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十七号の八の次に次の一号を加える。

九十七の九 商品投資販売業(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第百三十三号)に規定する商品投資販売業をいう。次条第三十五号の六において同じ。)を営む者の許可及び監督に関すること。

第五條第三十五号の五の次に次の一号を加える。

三十五の六 商品投資販売業を営む者を許可し、これを監督すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第八十七号の次に次の一号を加える。
八十七の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第百三十三号)の施行に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四條第三十号の次に次の一号を加える。
三十二の二 商品投資に係る事業の規制に関する

る法律(平成三年法律第百三十三号)の施行に関すること。

理 由

商品投資が増加し、及び多様化している現状にかんがみ、商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするため、投資者の利益を保護するため、商品投資販売業及び商品投資顧問業を営む者について許可の制度を設け、及び所要の書面の交付を義務付ける等の措置を講ずることにより、その業務の適正な運営を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商品投資に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、商品投資が増加し、多様化している現状にかんがみ、商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするため、投資者の利益を保護するため、商品投資販売業及び商品投資顧問業を営む者について許可の制度を設ける等の規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

商品投資、商品投資契約、商品投資受益権、

商品投資販売業、商品投資顧問契約、商品投資顧問業について所要の定義規定を設ける。

2 商品投資販売業

(一) 商品投資販売業は、許可制とし、許可基準、有効期間及びその更新手続等を定める。

(二) 商品投資販売業者に対し、広告についての規制、商品投資契約等の成立前及び成立時の書面交付、報告書の交付、書面による一定期間内の解除、書類の閲覧、商品投資顧問業者等に委任するもの以外の特定商品投資に係る商品投資契約の締結等の禁止、金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止、不当な勧誘等の禁止等の投資者保護のための所要の規制を行う。

(三) 報告及び立入検査、業務改善命令、許可の取消し等主務大臣の監督について定める。

3 商品投資顧問業

(一) 商品投資顧問業は、許可制とし、許可基準、有効期間及びその更新手続等を定める。

(二) 商品投資顧問業者に対し、広告についての規制、商品投資顧問契約の締結前及び締結時の書面交付、報告書の交付、契約を締結している顧客に対する書面交付、帳簿書類の開示義務、金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止、金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止、不当な勧誘等の禁止、自己又は第三者の利益を図るための特定商品投資の禁止等の投資者保護のための所要の規制を行う。

(三) 報告及び立入検査、業務改善命令、許可の取消し等主務大臣の監督について定める。

4 適用除外等

営業として締結される契約等についての関係規定の適用除外の範囲、主務大臣、罰則、経過措置、施行期日等について定める。

二 議案の可決理由

本案は、商品投資に係る事業を営む者の業務の適正な運営を確保し、投資者の保護を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成三年四月十二日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
商工委員長 奥田 幹生

(別紙)

商品投資に係る事業の規制に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、投資者保護の徹底及び商品ファンドの健全な発展を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法の規制対象に係る法第二条の政令の制定・改正に当たっては、この分野における関係事業者の事業展開及び一般投資者の動向等を踏まえ、投資者保護に万全を期するよう適切に定めること。

二 本法第四十八条第一項の政令を定めるに当たっては、適用除外となる者が現に法令等により投資者保護の観点から業務を適格に遂行するよ

う本法と同等の規制を受けている者に限定するとともに、これらの者の業務遂行についてできるだけ本法と同様の顧客保護措置をとるよう指導すること。

三 許可事業者の適切な業務運営の確保のためには許可基準の人的要件が特に重要であり、十分信頼に値する者が投資判断に当たるとするよう許可の審査に万全を期するとともに、許可後においても必要な監督を行うこと。

四 一般投資者が商品投資に参加する場合、契約内容を正確に理解することが不可欠であり、過度な収益の期待を抱かせることのないよう、リスクの程度、契約解約の可否及び解約手続、商品投資販売業者の取得する手数料等につき、交付書面等に適切に記載させるよう十分な規制及び指導を行うこと。

五 本法が複数の主務大臣により施行されることにより、諸手続の煩雑化や本法施行の不均衡をもたらすことのないよう主務大臣間の十分な調整を図るとともに、投資者保護に配慮しつつ商品ファンドの構成、販売単位等につき適切な運用を行うこと。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

理 由

政府は、日本国とバングラデシュ人民共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、平成三年二月二十八日にダッカで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約

日本国政府及びバングラデシュ人民共和国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

第一條

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二條
1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、
- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) バングラデシュにおいては、
- (以下「バングラデシュの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三條

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。
- (b) 「バングラデシュ」とは、地理的意味で用いる場合には、バングラデシュの租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で

バングラデシュ人民共和国が国際法に基づき管轄権を有しバングラデシュの租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はバングラデシュをいう。
- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はバングラデシュの租税をいう。
- (e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
- (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
- (j) 「権限のある当局」とは、
- (i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(iii) バングラデシュについては、国家歳入庁

又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとなされる締約国を決定する。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- (g) 保管のための施設を他の者に提供する者に

係る倉庫

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、六箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約

国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかないかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか

他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が船舶を国際運輸に運用することによって他方の締約国から取得する利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、その租税の額

は、次のいずれか少ない方の額とする。

- (i) 当該他方の締約国の法令により課される租税の額の五十パーセント
 - (ii) 当該他方の締約国から取得する課税対象総収入の四パーセント
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間と設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間と設けられた条件が独立の企業の間と設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約

国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する租税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合に、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(二)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

四四

国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によって保証された債権、これらによって保険に付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国内において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 日本輸出入銀行
 - (iii) 海外経済協力基金
 - (iv) 国際協力事業団
- (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの
- (b) バングラデシュについては、
 - (i) バングラデシュ銀行
 - (ii) バングラデシュ政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が

隨時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者、締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮

した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国内においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の對価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の権利の對価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の經驗に關する情報に對価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料若しくは収入が生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。

い。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料若しくは収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料又は収入の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

3 一方の締約国の居住者が國際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の

運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

4 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに對しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度を通じて合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に歸せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金

その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

(a) 報酬の受領者が当該課税年度を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

第十六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に歸属する場合には、当該所得に對しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することが出来る。もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に歸属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができ。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

つき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつた個人であつて、専ら、

(a) 大学その他の公認された教育機関において勉強するため、

(b) 職業上若しくは営業上の資格に必要な訓練を受けるため、

又は

(c) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、手当若しくは奨励金の受領者として勉強若しくは研究を行うため、

当該一方の締約国を訪問するものは、次のものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

(i) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金

(ii) 交付金、手当又は奨励金

第二十一条

1 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつた個人であつて、当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関の招請により、当該教育機関において専ら教育若しくは研究又はその双方を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在するものは、その教育又は研究に係る報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてバングラデシュにおいて租税を課される所得をバングラデシュにおいて取得する場合に、当該所得について納付されるバングラデシュの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし

し、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する部分を超えないものとする。

(b) バングラデシュにおいて取得される所得が、バングラデシュの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に對して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるバングラデシュの租税を考慮に入れるものとする。

2 バングラデシュ以外の国において納付される租税をバングラデシュの租税から控除することに関するバングラデシュの法令に従い、

バングラデシュの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を日本国において取得する場合には、当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者に對して課されるバングラデシュの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、バングラデシュの租税の額のうち当該所得に對する部分を超えないものとする。

3 1(a)に規定する控除の適用上、第十条2の規定が適用される配当又は第十二条2の規定が適用される使用料についてバングラデシュにおいて納付される租税の額が当該配当又は当該使用料の額の十パーセントを下回る場合には、バングラデシュの租税は、当該配当又は当該使用料の額の十パーセントの率でそれぞれ納付されたものとみなす。

4 1 (a)に規定する控除の適用上、第十一条2の

規定が適用される利子についてバングラデシュにおいて納付される租税の額が当該利子の額の五パーセントを下回る場合には、バングラデシュの租税は、当該利子が次のいずれかのものの適用を受けるときに限り、当該利子の額の五パーセントの率で納付されたものとみなす。

(a) 千九百七十六年十一月二十九日付けの告示 SRO 四一七 A-L/七六に掲げる (a) から (g) までの規定

(b) この条約の署名の日の後に修正された (a) の告示に掲げる規定又はバングラデシュの経済開発を促進するためのその他の特別の奨励措置であつて (a) の告示に掲げる規定に基づく現行の措置の修正若しくはこれへの追加としてバングラデシュの租税に関する法令に将来導入されることがあるもの。ただし、両締約国の政府が前記の修正された規定又は前記の奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。

この4の規定は、第十一条3の規定が適用される利子については、適用しない。

5 1に規定する控除の適用上、「納付されるバングラデシュの租税」には、次のいずれかのもので従つて軽減又は免除が行われないとしたならばバングラデシュの法令に基づき納付されたものとみられるバングラデシュの租税の額を含むものとみなす。

(a) 千九百八十九年八月十七日付けの告示 SRO 二八九-L/八九に掲げる規定（輸出加工地区の産業に対する租税の免除に関するもの）

(b) この条約の署名の日の後に修正された (a) の告示に掲げる規定又はバングラデシュの経済開発を促進するためのその他の特別の奨励措置であつて (a) の告示に掲げる規定に基づく現行の措置の修正若しくはこれへの追加としてバングラデシュの租税に関する法令に将来導入されることがあるもの。ただし、両締約国の政府が前記の修正された規定又は前記の奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に課する租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条8又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておき若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになることを認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り）を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に關与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む）に対してのみ開示することができ、これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができ、これを公開してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

四八

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日以後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) バングラデシュにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の七月一日以後に開始する各課税年度に係る所得

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の

六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) バングラデシュにおいては、

終了の通告が行われた年の翌年の七月一日以後に開始する各課税年度に係る所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十一年二月二十八日ダッカで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

井口武夫

バングラデシュ人民共和国政府のために

ヌル・フセイン・カーン

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国は、バングラデシュ人民共和国との間で所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の締結について平成二年五月から交渉を行ってきたが、合意に達し

たので、平成三年二月二十八日ダッカにおいて本条約に署名を行った。

本条約は、国際的な二重課税を可能な限り回避又は排除することを目的としたもので、近年我が国が締結した租税条約とはほぼ同様のものがあり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約の対象である租税は、日本においては所得税、法人税、バングラデシュにおいては所得税とすること。

2 不動産から生ずる所得に対しては、不動産所在地国において課税することができること。

3 事業所得に対しては、企業が相手国内に恒久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰せられる所得に対してのみ相手国において課税されること。

4 国際運輸業所得のうち、航空機による所得に対しては、企業の居住地国においてのみ課税することができることとし、船舶による所得に対しては、相手国においてその国内法上の課税額の五十パーセント又は課税対象総収入の四パーセントのいずれか少ない方の額を課税することができること。

5 配当に対しては、その配当の源泉地国においても課税することができるが、親子会社間の配当に対する税率は、配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、十パーセントを超えないものとし、その他のすべての場合には、十五パーセントを超えないこと。

6 利子及び使用料に対しては、源泉地国においても課税することができるが、その税率は、十パーセントを超えないこと。

7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定施設に係る不動産の譲渡収益に対しては、当該不動産等の所在地国において課税することができること。

8 自由職業者、給与所得者、学生、教授及び芸能人等の人的役務所得に対しては、それぞれの課税原則に基づいて課税すること。

9 二重課税の排除方法は、両国ともに外国税額控除方式によることとし、一定の所得につき我が国においてみなし外国税額控除を認めること。

なお、本条約は、批准書交換の日以後三十日目の日に効力を生じ、我が国においては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得、また、バングラデシュにおいては、この条約が効力を生ずる年の翌年の七月一日以後に開始する各課税年度に係る所得について適用することになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とバングラデシュとの間で各種所得に対する課税権の調整が図られることにより、両国間の経済及び文化面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年四月十二日
外務委員長 牧野 隆守
衆議院議長 櫻内 義雄殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求め
るの件

右
国会に提出する。

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求め
るの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三
条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を
求める。

理 由

政府は、日本国とブルガリア共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、平成三年三月七日にソフィアで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約

平成三年四月十八日 衆議院会議録第二十四号(一)

日本国及びブルガリア共和国は、
所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約は、次の租税について適用する。

- (a) 日本国においては、
(i) 所得税
(ii) 法人税
(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ブルガリア共和国においては、

- (i) 総所得税
(ii) 利得税

(以下「ブルガリアの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くは、
(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されて

いるすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む。)をいう。

(b) 「ブルガリア」とは、ブルガリア共和国をいい、また、地理的意味で用いる場合には、ブルガリアの租税に関する法令が施行されている領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域でブルガリアがその法令及び国際法に基づき管轄権を有するすべての水域(海底及びその下を含む。)をいう。

(c) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はブルガリアをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はブルガリアの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人(租税に関し法人として取り扱われる団体を含む。以下同じ。)及び法人以外の団体を含む。

(f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(g) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運

用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、
(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) ブルガリアについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くは、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の者をいう。

(a) 日本国に関しては、日本国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる者
(b) ブルガリアに関しては、ブルガリアの法令の下において、ブルガリアにおいて課税を受けるべきものとされる個人(第三国の居住者を除く。)及びブルガリアの法令の下において、本店若しくは主たる事務所の所在地又は登録の場所によりブルガリアにおいて課税を受けるべきものとされる個人以外の者。ただし、ブルガリア国内に源泉のある所得のみについてブルガリアにおいて課税される者を含む。

また、

2 1(b)において、「第三国の居住者」とは、当該第三国の法令の下において、当該第三国の居住者として取り扱われる個人をいう。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a) 当該個人は、その人的及び経済的關係が最も密接な締約国（重要な利害關係の中心がある国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

4 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、六箇月を超える期間継続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) 一方の締約国の企業が、当該一方の締約国から他方の締約国への機械又は設備の販売又は賃貸に関連して据付けの工事を行うこと。

(g) (a)から(f)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を

行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権及び鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分

への配分によって決定する償行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその償行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ブルガリアの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でブルガリアにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、設けられた条件が独立の企業の間、設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに同意するときは、当該一方の締約国は、その同意された利得に對して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に對する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行

い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く）に對していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に對して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に對しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

五二

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によって保証された債権、これらによって保険に付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 日本輸出入銀行
 - (iii) 海外経済協力基金
 - (iv) 国際協力事業団
- (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの

- (b) ブルガリアについては、
 - (i) ブルガリア国立銀行
 - (ii) ブルガリア外国貿易銀行
 - (iii) ブルガリア政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から

生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を

超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に要当な考慮を払つた上、各締約国の法令に從つて租税を課することができ。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の経験に關する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者

（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料若しくは収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料若しくは収入の支払者と受益者との間又は

はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料又は収入の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみに適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条の他の規定に妥當な考慮を払った上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 2の規定が適用される場合を除くは、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である

る法人の株式の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に附せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くは、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すること

は、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇

用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課すること

は、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に對しては、第七

条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くは、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に對し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に

よって支払われる報酬(退職年金を除く。)に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に關連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他

方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付のうち当該一方の締約国外から支払われるものについては、当該一方の締約国の租税を免除する。当該学生又は事業修習者が、その教育若しくは訓練に關連する実務上の経験を習得するため又は生計を補うために、その到着の日から五課税年度を超えない期間内に当該一方の締約国内において行う勤務から取得する報酬についても、当該一方の締約国の租税を免除する。

第二十一条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事

業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な關連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三条

1 ブルガリアにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

(a) ブルガリアの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合に、ブルガリアは、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。

(b) ブルガリアの居住者が第十一条及び第十二条の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ブルガリアは、日本国において納付される租税の額を当該居住者の所得に對する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に對する部分を超えないものとする。

(c) ブルガリアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてブルガリアにおい

て租税が免除される場合には、ブルガリアは、当該居住者の残余の所得に對する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてブルガリアにおいて租税を課される所得をブルガリアにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるブルガリアの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する部分を超えないものとする。

(b) ブルガリアにおいて取得される所得が、ブルガリアの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に對して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるブルガリアの租税を考慮に入れるものとする。

3 2(a)に規定する控除の適用上、第十条2の規定が適用される配当又は第十二条2の規定が適用される使用料についてブルガリアにおいて納付される租税の額が当該配当又は当該使用料の額の十パーセントを下回る場合には、ブルガリアの租税は、当該配当又は当該使用料の額の十パーセントの率でそれぞれ納付されたものとみなす。

- 4 2に規定する控除の適用上、「納付されるブルガリアの租税」には、ブルガリアの経済開発を促進するための特別の奨励措置に従って軽減又は免除が行われなかったならばブルガリアの法令に基づき納付されたものとみられるブルガリアの租税の額を含むものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記の奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。
 - 5 3及び4の規定は、二千二年一月一日以後に開始する各課税年度において日本国の居住者が取得する所得については、適用しない。
- 第二十四条
- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。
 - 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

- が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
 - 5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。
- 第二十五条
- 1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになることを認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。
 - 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない

- 場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
 - 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。
- 第二十六条
- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所を含む。）に対してのみ開示することができる。
 - 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとして解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
 - (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
 - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。
- 第二十七条
- この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。
- 第二十八条
- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。
 - 2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。
- 第二十九条
- この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(二)

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十一年三月七日にソフィアで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

田島高志

ブルガリア共和国のために

イヴァン・コストフ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国は、ブルガリア共和国との間で所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の締結について平成元年一月から交渉を行ってきたが、合意に達したので、平成三年三月七日ソフィアにおいて本条約に署名を行った。

本条約は国際的な二重課税を可能な限り回避又は排除することを目的としたもので、近年我が国が締結した租税条約とはほぼ同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約が適用される租税は、日本においては所得税、法人税及び住民税、ブルガリアにおいては総所得税、利得税とすること。
2 不動産から取得する所得に対しては、不動産

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めの件及び同報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めの件及び同報告書

五六

産所在地国において課税することができること。

3 事業所得に対しては、企業が相手国内に恒久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること。

4 船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対しては、企業の居住地域国においてのみ課税されること。

5 配当に対しては、その配当の源泉地国においても課税することができるが、親子会社間の配当に対する税率は、配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、十パーセントを超えないものとし、その他のすべての場合には、十五パーセントを超えないこと。

6 利子及び使用料に対しては、源泉地国においても課税することができるが、その税率は、十パーセントを超えないこと。

7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る不動産の譲渡収益に対しては、当該不動産の所在地国において課税することができること。

8 自由職業者、給与所得者、学生、教授及び芸能人等の人的役務所得に対しては、それぞれの課税原則に基づいて課税すること。

9 二重課税の排除方法は、我が国においては外国税額控除方式により、ブルガリアにおいては一定の所得を除き国外所得免除方式によることとし、また、一定の所得につき我が国においてみなし外国税額控除を認めること。

なお、本条約は、批准書の交換の日の後三十

日目の日に効力を生じ、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用することになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とブルガリアとの間で各種所得に対する課税権の調整が図られることになり、両国間の経済及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年四月十二日
外務委員長 牧野 隆守
衆議院議長 櫻内 義雄殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件

右

国会に提出する。

平成三年三月十六日
内閣総理大臣 海部 俊樹

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

理 由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の一般対象税目及び二重課税の排除の方法に関する規定を改めるため、平成三年三月四日にヘルシンキで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書
日本国及びフィンランド共和国は、
千九百七十二年二月二十九日にヘルシンキで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約(以下「条約」という。)を改正することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

条約第一条(ハ)を次のように改める。
(b) フィンランドにおいては、

- (i) 国税である所得税
 - (ii) 地方税である所得税
 - (iii) 教会税
 - (iv) 非居住者の所得に対する源泉徴収税
- (以下「フィンランドの租税」という。)

第二条

条約第二十三条2を次のように改め、同条3及び4を削る。

2 フィンランドにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

- (a) フィンランドの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合に、フィンランドは、(b)の規定が適用される場合を除くほか、日本国において納付される所得に対する租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税の額のうち、日本国において租税を課される所得に対応する部分を越えないものとする。
- (b) 日本国の居住者である法人がその議決権の少なくとも十パーセントを直接に支配するフィンランドの居住者である法人に対して支払う配当については、フィンランドの租税を免除する。

- (c) フィンランドの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてフィンランドにおいて租税が免除される場合には、フィンランドは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

きる。

第三条

- 1 この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。
- 2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

- (a) フィンランドにおいては、
- (i) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得する所得
- (ii) その他の所得に対する租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

- (b) 日本国においては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十一年三月四日にヘルシンキで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

黒河内久美

フィンランド共和国のために

ヒレル・スクールニク

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国とフィンランドとの間には、昭和四十七年二月に署名された現行の租税条約が締結されているが、フィンランド側より、同国の税制改正を理由として現行条約の一部の規定を改正する提案があり、平成元年十月以来両国政府間で交渉を行った結果、議定書の案文につき合意に達したので、平成三年三月四日ヘルシンキにおいて本議定書に署名を行った。

本議定書の主な内容は次のとおりである。

- 1 現行条約中フィンランド側の一般対象税目に関する規定を改正し、船員税に代えて非居住者の所得に対する源泉徴収税を対象税目とすること。
- 2 フィンランドにおける二重課税の排除方法は、日本の法人がその議決権の十パーセント以上を支配するフィンランドの法人に支払う配当については国外所得免除方式とし、これ以外の所得については外国税額控除方式とすること。

なお、本議定書は、批准書交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、我が国においては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得、また、フィンランドにおいては、源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得する所得、その他の所得に対する租税に関しては、この議定書が効力を生ずること。

る年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税について適用することになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、現行条約の一般対象税目及び二重課税の排除方法に関する規定がフィンランドの税制改正により同国の税制に合わないものとなっている問題を解決し、現行条約によつて我が国とフィンランドとの間に設けられた二重課税回避の制度が一層整備されることとなるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成三年四月十二日

外務委員長 牧野 隆守
衆議院議長 櫻内 義雄殿

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この改正は、國際通貨基金に対する加盟国の債務の履行遅滞の増大に対処するとの観点から、國際通貨基金協定上の義務の不履行を続けている加盟国の投票権の停止等を規定することを目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、國際通貨基金における我が国の國際協力を推進するとの見地から有意義であると認められる。よって、この改正を受諾することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

國際通貨基金協定の第三次改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1 第二十六条第二項を次のように改める。

(a) 加盟国がこの協定に基づきいずれかの義務を履行しなかつたときは、基金は、その加盟国が基金の一般資金を利用する資格がないことを宣言することができる。この項の規定は、第五条第五項又は第六条第一項の規定を制限するものとみなしてはならない。

(b) (a)の加盟国が(a)の規定に基づく基金の一般資金を利用する資格の喪失の宣言から相当の期間の経過後においてもこの協定に基づきいずれかの義務の不履行を続けているときは、基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、その加盟国の投票権を停止することができる。その停止の期間中は、付表Lの規定を適用する。基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、その停止をいつでも解くことができる。

(c) (b)の加盟国が(b)の規定に基づく停止の決定

から相当の期間の経過後においてもこの協定に基づきいずれかの義務の不履行を続けているときは、総投票権数の八十五パーセントを有する過半数の総務によって行われる総務会の決定により、その加盟国に基金からの脱退を要求することができる。

(d) (a)、(b)又は(c)の規定に基づきいずれかの加盟国に対して措置がとられるのに先立ち、その加盟国が自国に対する抗議について相当の期間前に通報を受け、口頭及び書面の双方で自国の立場を説明する適当な機会を与えられるようにするため、規則が採択される。

2 付表L 投票権の停止

第二十六条第二項(b)の規定に基づいて加盟国の投票権を停止した場合には、次の規定を適用する。

1 当該加盟国は、

(a) 第二十八条(b)の規定に基づくすべての加盟国の受諾を必要とする改正及び特別引出権会計のみに関する改正の場合を除くほか、この協定の改正案の採択に参加してはならず、また、このために加盟国の総数に加えられるべきではない。

(b) 総務及び総務代理を任命してはならず、評議員及び評議員代理を任命し又はその任命に参加してはならず、並びに理事を任命し若しくは選出し又はその選出に参加してはならない。

2 当該加盟国に割り当てられた票数の票は、基金のいかなる組織においても投じてはならない。その票数は、特別引出権会計のみに関

する改正案の受諾を目的とする場合を除くほか、総投票権数に算入してはならない。

3 (a) 当該加盟国が任命した総務及び総務代理は、退任する。

(b) 当該加盟国が任命し又はその任命に参加した評議員及び評議員代理は、退任する。ただし、当該評議員が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する場合に、当該他の加盟国は、付表Dの規定に基づき新たな評議員及び評議員代理を任命するものとし、その任命までの間、当該退任すべき評議員及び評議員代理は、投票権の停止の日から最大限三十日間在職する。

(c) 当該加盟国が任命し若しくは選出し又はその選出に参加した理事は、当該理事が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有しない限り、退任する。当該理事が当該資格を有する場合において、

(i) 次の理事の定期選挙前九十日を超える期間が残っているときは、当該他の加盟国は、投じられた票の過半数により、残任期間のため新たな理事を選挙する。その選挙までの間、当該退任すべき理事は、投票権の停止の日から最大限三十日間在職する。

(ii) 次の理事の定期選挙前九十日を超えない期間が残っているときは、当該退任すべき理事は、その残任期間在職する。

4 当該加盟国は、自国の行った要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われ

3

ている間、総務会評議会又は理事会の会合に出席する代表者一人を送る資格を有する。ただし、これらの組織の委員会の会合を除く。第十二条第三項(i)に次のように加える。

4

(v) 第二十六条第二項(b)の規定に基づき加盟国の投票権の停止が解かれ、かつ、その加盟国が理事を任命する資格を有しない場合には、その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を有する理事が投ずることを、その理事を選出したすべての加盟国と合意することができる。ただし、当該停止の期間中に理事の定期選挙が行われなかつたときは、その加盟国が当該停止の前にその選出に参加した理事又は付表L3(e)(i)の規定若しくは(f)の規定に従って選出されたその後任者は、その加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する理事の選出に参加したものとみなす。

付表D5に次のように加える。

(f) 第十二条第三項(i)の(v)の規定に従い理事が投票権の停止を解かれた加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する場合に、その理事を選出した加盟国の集団によつて任命された評議員は、投票権の停止を解かれた加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する評議員の任命に参加したものとみなす。

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和六十一年頃より国際通貨基金(以下「基金」という。)に対する加盟国の債務の履行遅滞が著しく増加し、国際金融機関としての基金の資金基盤の健全性、他の加盟国の負担等の観点から大きな問題となってきた。

これに対処するため、昭和六十三年以降基金において検討が行われた結果、基金の一般資金を利用する資格の喪失後相当の期間にわたって協定上の義務の不履行を続けている加盟国に対して、投票権の停止等の措置をとるという協定の改正が、平成二年六月の総務会において承認された。

その主な内容は次のとおりである。

(一) 投票権の停止

1 基金は、一般資金の利用資格の喪失を宣言されている加盟国が、相当の期間の経過後も義務の不履行を続けている場合には、総投票権数の七十パーセントの多数により、加盟国の投票権を停止することができること。

2 加盟国の投票権を停止した場合には、次のとおりとすること。

- (1) 当該加盟国は、すべての加盟国の受諾を必要とする改正及び特別引出権会計のみに関する改正の場合を除くほか、協定の改正案の採択に参加してはならない。
- (2) 当該加盟国は、総務及び総務代理を任命してはならず、並びに理事を任命し若しくは選出し又はその選出に参加してはならない。

ならない。

(3) 当該加盟国が任命した総務及び総務代理は、退任する。

(4) 当該加盟国が任命し若しくは選出し又はその選出に参加した理事は特定の場合を除くほか、退任する。

(5) 当該加盟国は、自国の行った要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている間、総務会、理事会等の会合へ出席する代表者一人を送る資格を有する。

(二) 投票権の停止の解除

1 加盟国の投票権の停止は、総投票権数の七十パーセントの多数により、いつでも解くことができること。

2 投票権の停止を解かれた加盟国が理事を任命する資格を有しない場合には、その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票をある理事が投ずることを、その理事を選出したすべての加盟国と合意することができること。

3 投票権の停止の期間中に理事の定期選挙が行われなかったときは、投票権の停止を解かれた加盟国がその停止の前に選出した理事又は一定の規定に従って選出されたその後任者は、その加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有すること。

なお、本改正は、総投票権数の八十五パーセントを有する五分の三の加盟国が受諾し、その事実を基金がすべての加盟国にあてた公式の通報によって確認した日に、すべての加盟国について効力を生ずる。

よって、政府は、本改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本改正を受諾することは、基金に対する加盟国の債務の履行遅滞の増大に対処するとの観点から必要であり、基金における我が国の国際協力推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年四月十二日

外務委員長 牧野 隆守

衆議院議長 櫻内 義雄殿

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三年二月二十五日

内閣総理大臣 海部 俊樹

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「次の各号の一に」を「次に」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 自動車駐車場が道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

第二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 この法律において「駐車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

(自動車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては国、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統括する都道府県。以下この条において同じ。)は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、自動車駐車場に自動車車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車車が駐車する場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをしないこと。

二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 付近の駐車場法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二号に規定する路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

8 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免

れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(自動車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場について、建設省令で定めるところにより、駐車料金、駐車することができるとき時間その他自動車駐車場の利用に必要事項を表示するため、標識を設けなければならない。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(違法放置物件に対する措置)

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物その他の道路に放置された物件(以下この条において「違法放置物件」という。)が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合であつて、当該違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないときは、当該違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

2 道路管理者は、前項の規定により違法放置物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置物件を保管しなければならぬ。

3 道路管理者は、前項の規定により違法放置物件を保管したときは、当該違法放置物件の

占有者等に対し当該違法放置物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するとき

は、政令で定めるところにより、当該違法放置物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 道路管理者は、前項の規定による違法放置物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置物件を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7 第一項から第四項までに規定する違法放置物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用は、当該違法放置物件の返還を受けるべき違法放置物件の占有者等の負担とする。

8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置物件(第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該違法放置物件の所有権は、当該違法放置物件を保管する道路管理者(建設大臣が道路管理

者である場合においては国、都道府県知事が道路管理者である場合においてはその統括する都道府県)に帰属する。

第四十九条中「統括する」を「統括する」に改め、「第六十六条の下に」「第六十七条の二」を加え、「本章中」を「この章において」に改める。

第六十三条中「前五条」を「第四十四条の二第七項及び第五十八条から前条まで」に改める。

第六十四条第一項中「第二十五条」を「第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同条第三項の規定に基づく割増金、第二十五条」に、「基づく」を「基づく」に改め、「並びに」の下に「第四十四条の二第七項」を加え、「統括する」を「統括する」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

(長時間放置された車両の移動等)

第六十七条の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所

に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」という。)に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなつた場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されてい

た場所又はその周辺の場所に移動しなければならぬ。

第七十三条第一項中「基く」を「基づく」に、「負担を命ぜられた」を「納付すべき」に改め、「占用料」の下に「駐車料金、割増金」を加え、「統轄する」を「統括する」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第九十一条第二項中「第四十四条の下に」第四十四条の二を加える。

第九十五条の二第一項中「本項中」を「この項において」に、「本条中」を「この条において」に、「若しくは道路」を「道路」に、「附近」を「付近」に、「行なう」を「行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設けよう」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第九十七条中「第二十四条の下に」第二十四条の三を加え、「第四十五条第一項」を「第四十四条の二第一項から第五項まで（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）第四十五条第一項」に改め、「第六十六条第一項」の下に「第六十七条の二」を加える。

（駐車場法の一部改正）

第二条 駐車場法（昭和三十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条の二」に、「第三条」を「第三条―第四条の二」に、「第四条」を「第五条」に改める。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐

車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進を図られるよう努めなければならない。

第三条中「内若しくは同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）を」「同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）を」、同号の住居地域若しくは同号の準工業地域（同号の住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。）に改める。

第三章の章名を削る。

第四条を次のように改める。

（駐車場整備計画）

第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めなければならない。

2 駐車場整備計画においては、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

一 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針

二 路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量

三 前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策

四 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずる

ため必要なものの配置及び規模並びに設置主体

五 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

3 市町村は、駐車場整備計画を定めようとする場合においては、前項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行う道路にあつては、建設大臣）をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、駐車場整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

（地方公共団体の責務）

第四条の二 地方公共団体は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 路上駐車場

第五条を次のように改める。

（路上駐車場の設置）

第五条 第四条第一項の規定により駐車場整備計画（同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められた場合に

においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。

2 前項の規定により地方公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

第六条第一項中「路上駐車場管理者」を「前条第一項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体（以下「路上駐車場管理者」という。）に、「前条第一項から第三項まで」を「同項」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。

第八条第一項中「路上駐車場」を「路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場」に改める。

第九条中「路上駐車場の設置その他」を「路上駐車場管理者の設置に係る」に改める。

第十二条中「指定都市」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九

第一項の指定都市」に改める。

第二十条第一項及び第二項中「三千平方メートル」を「二千平方メートル」に改める。

第二十一条の前の見出しを削り、同条中「二十万円」を「百万円」に改める。

第二十三条中「五万円」を「二十万円」に改める。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(二)

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案及び同報告書

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の駐車場法第四十一条の規定により定められている路上駐車場設置計画及びその路上駐車場設置計画において定められている路上駐車場については、第二条の規定による改正後の駐車場法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第十号中「同条第五項」を「同条第三十二条第五項」に改め、同項第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四 道路法第四十四条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項(同

法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄すること。

第六条の二第二項第十七号の三の次に次の一号を加える。

十七の四 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

第六条の二第二項第十八号中「同条第一項」を「同条第七十一条第一項」に、「同条第四項」を「同条第七十一条第四項」に改める。

第七条第一項第七号の二中「同条第五項」を「同条第三十二条第五項」に改め、同項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 道路法第四十四条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、

並びに同法第四十四条の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄すること。

第七条第一項第十二号の三の次に次の一号を加える。

十二の四 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

第七条第一項第十三号中「同条第一項」を「同法第七十一条第一項」に、「同条第四項」を「同法第七十一条第四項」に改める。

第十二条第一項中「基き」を「基づき」に、「第二条第四項」を「第二条第三項」に、「第二条第五項」に改める。

第十八条の三を第十八条の四とし、第十八条の二の次に次の一条を加える。

(違法放置物件の保管についての道路法の規定の準用)
第十八条の三 道路法第四十四条の二第八項の

規定は、公団等が同条第二項の規定により同条第一項に規定する違法放置物件(同条第四項の規定により売却した代金を含む。)を保管する場合について準用する。この場合において、同条第八項中「道路管理者(建設大臣が道路管理者である場合においては国、都道府県知事が道路管理者である場合においてはその統括する都道府県)」とあるのは、「公団等」と読み替えるものとする。

第二十一条中「第五十七条から第六十三条までの規定は」を「第四十四条の二第六項及び第七項の規定は日本道路公団の管理する高速自動車道及び公団等の管理する一般国道等に係る同条第一項に規定する違法放置物件について、第五十七条から第六十三条までの規定は」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第二十三条中「基く」を「基づく」に、「第十八条の三」を「第十八条の四」に、「第五十八條第一項」を「第四十四条の二第七項、第五十八條第一項」に改める。

第二十五条中「基く」を「基づく」に、「第五十八條第一項」を「第四十四条の二第七項、第五十八條第一項」に、「統轄する」を「統括する」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第三十条第一項の表中	
読み替へる規定	読み替へられる字
日本道路公団が道路を管理し、又は管理しようとする場合	日本道路公団が道路を管理し、又は管理しようとする場合
首都高速道路公団が道路を管理し、又は管理しようとする場合	首都高速道路公団が道路を管理し、又は管理しようとする場合
阪神高速道路公団が道路を管理し、又は管理しようとする場合	阪神高速道路公団が道路を管理し、又は管理しようとする場合
本州四国連	本州四国連

字句
地方道路公
社が道路を
管理し、又
は管理しよ
うとする場
合

次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	
読み替へる規定	読み替へる字句
第二項第二号又は第六号	日本道路公社が道路を管理し、又は管理しようとする場合
第二項第二号又は第六号	首都高速道路公社が道路を管理し、又は管理しようとする場合
第二項第二号又は第六号	阪神高速道路公社が道路を管理し、又は管理しようとする場合
第二項第二号又は第六号	本州四国連絡橋公社が道路を管理し、又は管理しようとする場合
第二項第二号又は第六号	地方道路公社が道路を管理し、又は管理しようとする場合

に改め、同表読み替える規定の欄中「第二項第二号、第三十二項及び第四項」を「第三十二項第二号及び第四項」に改め、同条第二項中「第十号」の下に「第二十四号の二」を加える。

(高速自動車国道法の一部改正)

第四号 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第三十九条第二項」を「第二十四号の二第一項、第三十九条第二項」に、「行なう」を「行う」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第五号 道路交通法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四十九号の四第一項中「第百六号」の下に「第五号第一項の規定により同法を加え、同条第二項中「第五号第四項」を「第六号第一項」に改める。

第百十号の二第七項中「ときは、同法第四号第一項の規定により路上駐車場設置計画を定めなければならないこととされている者」を「場合において、同法第四号第一項の規定により駐車場整備計画(同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。)が定められている

ときは、当該計画を定めた市町村」に改める。

(道路交通法の一部改正に伴う経過措置)

第六号 附則第二条の規定により従前の例によることとされた路上駐車場に関しては、前条の規定による改正後の道路交通法第四十九号の四第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第七号 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第七項を次のように改める。

7 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものに限る。以下本項において「特定路外駐車場」という。)で都市計画において定められたもの(以下本項において「特定都市計画駐車場」という。)又は特定都市計画駐車場以外の特定路外駐車場で同法第十

二条の規定による届出に係るもの(同法第四号第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。以下本項において「特定届出駐車場」という。)の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋のうちこれらの特定路外駐車場の用に供する部分の価格の二分の一(地上に設けられる特定都市計画駐車場の用に供する部分又は地下に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつてはそれぞれ当該部分の価格の三分の一、地上に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては当該部分の価格の四分の一)に相当する額を価格から控除するものとする。

届出駐車場」という。)のうち、平成三年一月二日(特定届出駐車場にあつては、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律(平成三年法律第 号)の施行の日)から平成五年一月一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九号又は第三百四十九号の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一(当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる特定都市計画駐車場の用に供する部分又は地下に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二、当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三)の額とする。

理由

都市における自動車交通が近年著しくふくそうしている現状等にかんがみ、自動車の駐車のための施設の整備を総合的かつ計画的に推進し、道路の構造の保全と安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、道路管理者が自動車駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収することができ、る制度を設け、あわせて都市計画において定める駐車場整備地区の対象区域を拡大し、市町村は当該駐車場整備地区における駐車場整備計画を策定

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(二)

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案及び同報告書 河川法の一部を改正する法律案及び同報告書

六四

しなければならないこととする。新築、増築等を行う場合に駐車施設の附置を義務付ける建築物の範囲を拡大することとする。道路管理者による違法放置物件の除去、長時間放置された車両の移動等の措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自動車の駐車のための施設の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに、道路の構造の保全と安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路法の改正

(1) 道路管理者は、条例(指定区画内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、自動車駐車場に自動車駐車場を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができるものとする。

(2) 道路管理者は、道路に放置された物件(違法放置物件)が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合であつて、当該違法放置物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、必要な措置をとることを命ずることができなるときは、当該違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任し

2

駐車場法の改正

(1) 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進を図られるよう努めなければならないものとする。

(2) 駐車場整備地区の対象区域に、住居地域又は準工業地域(特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。)及びその周辺の地域を追加する。

(3) 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画(駐車場整備計画)を定めなければならないものとする。

(4) 駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において附置義務を課することのできる非特定用途建築物の規模の下限を「二千平方メートル以上で条例で定める規模」とするものとし、また、同地域以外の一定の都市計画区域内において、附置義務を課することのできる特定用途建築物

物の規模の下限を「二千平方メートル以上で条例で定める規模」とするものとする。

3 その他

(1) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(2) 道路整備特別措置法及び高速自動車国道法の一部改正

有料道路について、日本道路公団等が代行する道路管理者の権限に、違法放置物件を除去すること、長時間放置された車両を移動すること等を加える等所要の改正を行うものとする。

(3) 地方税法の一部改正

駐車場整備計画に定められた主要な路外駐車場について、不動産取得税及び固定資産税の特例措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、都市における自動車交通が近年著しくふくそうしている現状等にかんがみ、自動車の駐車のための施設の整備を推進し、道路の構造の保全と安全な道路交通の確保を図るため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年四月十二日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
建設委員長 桜井 新

河川法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成三年二月二十五日

内閣総理大臣 海部 俊樹

河川法の一部を改正する法律

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二條の二」に改める。

第六條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項第三号の区域」を「第一項第三号の区域又は高規格堤防特別区域」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防(以下「高規格堤防」という。)については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができない土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。

第十三条中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に改める。

第二章第二節中第二十二條の次に次の一條を加える。

(高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等)

第二十二條の二 河川管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、高規格堤防特別区域内における高規格堤防の部分が損傷し、又は損傷するおそれがあり、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、他人

の土地において、その支障を除去するために必要な限度において、その高規格堤防の部分に原状に回復する措置又はその原状回復若しくは保全のために必要な地盤の修補、物件の除却その他の措置(以下「原状回復措置等」という。)をとることができる。

2 前項の規定により他人の土地において原状回復措置等をとろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の所有者及び占有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

3 第一項の場合において、他人の占有する土地に立ち入るときは、前項の規定によるほか、第八十九条第二項から第五項までの規定によらなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による原状回復措置等を拒み、又は妨げてはならない。

5 河川管理者は、第一項の規定による原状回復措置等により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎くいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築
二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれ

のあるものの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

第二十七条の見出し中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第一項中「掘さく」を「掘削」に改め、「前条第一項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「掘さく」を「掘削」に改め、「前条第一項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 前条第二項第一号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二 盛土
三 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為

四 竹木の栽植又は伐採
第二十七条に次の一項を加える。

5 前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による協議があつた場合に準用する。

第三十条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。
第三十一条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。
第三十二条第二項中「第二十六条又は第二十七条」を「第二十六条第一項又は第二十七条第一項」に改める。

第三十五条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。
第三十六条第一項及び第二項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。
第三十七条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「同条」を「同項」に、「みずから行なう」を「自ら行なう」に改める。

第三十八条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「行なう」を「行」に改める。
第四十条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「行なう」を「行」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十一条、第四十四条第一項、第六十八条第一項、第七十六条第一項及び第七十九条第二項第四号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第二百二条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条第三号中「掘さく」を「掘削」に改める。
第二百三条中「五万円」を「三十万円」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
一 第二十二条の二第四項の規定に違反して、原状回復措置等を拒み、又は妨げた者
第二百四条中「三万円」を「二十万円」に改める。
第二百五条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第四号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。
第二百六条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条第四号中「掘さく」を「掘削」に改める。
第二百八条中「二万円」を「五万円」に改める。
第二百九条第二項中「五万円」を「三十万円」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部改正)

3 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
第九十条第一項に後段として次のように加える。

尚土地又ハ其一部分ガ河川法第六條第二項ノ高規格堤防特別区域内ノモノト爲リタルトキハ其旨ノ登記ヲモ囑託スルコトヲ要ス
第九十條第二項及第三項中「河川区域内」の下に「又ハ高規格堤防特別区域内」を加える。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條中第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第六條第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋(以下本項において「従前の家屋」という。)について移転補償金を受けた者が、当該土地について同條第三項の規定による高規格堤防特別区域の公示があつた日から二年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋を取得した場合においては、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成六年三月三十一日までに行われたときに限り、従前の家屋の固定資産課税台帳に登録された価格(従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

(電気事業法の一部改正)

5 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)の

一部を次のように改正する。

第三百三條第一項中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に、「附して」を「付して」に改め、同條第三項中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

6 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「行なう」を「行おう」に、「第二十六條」を「第二十六條第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に、「行なう」を「行おう」に改める。

第二十七條第一項中「行なう」を「行おう」に、「掘さく」を「掘削」に、「第二十六條」を「第二十六條第一項」に改め、同條第二項及び第三項中「行なう」を「行おう」に、「第二十六條」を「第二十六條第一項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

7 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に改める。

理 由

計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有し、堤体上での通常の土地利用が可能な高規格堤防の整備の円滑な推進を図るため、高規格堤防が損傷した場合の河川管理者による他人の土地における原状回復措置等について定めるとともに、高規格堤防に係る一定の区域において工作物の新築等に対する規制を緩和する等の必要がある。これが、この法律

案を提出する理由である。

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、計画高水流量を超える流量の洪水に耐えることができる規格構造を有し、かつ、堤体上での通常の土地利用が可能な高規格堤防の整備の円滑な推進を図るため、当該堤防に係る一定の区域について河川区域の規制を緩和するとともに、当該堤防についてその保全のための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 河川管理者は、高規格堤防については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。

2 河川管理者は、高規格堤防特別区域内における高規格堤防の部分が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、他人の土地において、高規格堤防の原状回復等の措置をとることができるものとする。

3 高規格堤防特別区域内の土地においては、一定の工作物の新築等の行為については、河川管理者の許可を受けることを要しないものとする。とともに、河川管理者は、許可の申請に係る行為が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可しなければならないものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、高規格堤防の整備の円滑な推進を図るため、高規格堤防の一定の区域において工作物の新築等に対する規制を緩和することが必要であること等にかんがみ、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成三年四月十二日

建設委員長 梶井 新
衆議院議長 櫻内 義雄殿

(別紙)

河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 高規格堤防の整備に当たっては、当該事業の実施により一時的に移転を要する住民の意向を十分に配慮し、その推進に努めること。

二 高規格堤防の整備においては、緑地空間を確保するとともに、親水施設の設置に努めること。

三 高規格堤防の整備に当たっては、地方公共団体の意見を尊重し、協力体制の確保に努めること。

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三年三月十五日

内閣総理大臣 海部 俊樹

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律

日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業団は、第四十条第二項に規定する特別債券を発行するため同項に規定する出資を行う場合には、当該特別債券の発行及び当該特別債券と同項に規定する特定株式との交換が円滑に実施されるようにするため、その所有する土地を時価より低い価額で出資の目的とすることができ、

第三十八条第三項中「かつ、」の下に「財務諸表及び前項の事業報告書」を加える。

第四十条の見出しを「(借入金並びに債券及び特別債券)に改め、同条第八項中「及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、「債券」の下に「又は特別債券」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 特別債券に関する証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十条の規定の適用については、同条中「掲げる有価証券」とあるのは、「掲げる有価証券(日本国有鉄道清算事業団法第四

十条第二項の規定により日本国有鉄道清算事業団が発行する日本国有鉄道清算事業団特別債券を除く。とする。

第四十条第六項中「債券」の下に「又は特別債券」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「債券」の下に「又は第二項の規定による特別債券」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、運輸大臣の認可を受けて、事業団が保有している特定株式(第二十七条第一項の規定によりその所有する土地を出資の目的として事業団が行う出資を受けて事業を経営する株式会社であつて運輸大臣が指定するもの)の発行する株式をいう。との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券(以下「特別債券」という。)を発行することができる。

第四十八条第一項第一号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改め、同項第二号中「第二項ただし書若しくは第六項」を「第二項、第三項ただし書若しくは第七項」に改める。

第五十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

日本国有鉄道清算事業団の所有する相当規模の一団の土地の円滑な処分を図り、その債務の処理を推進するため、同事業団が、当該土地の現物出資により取得する株式との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)の所有する土地その他の資産について早期かつ適切な処分を行うことが必要不可欠であることにかんがみ、事業団の所有する相当規模の一団の土地の円滑な処分を図り、その債務の処理を推進する方法として、日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができることとしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 事業団は、運輸大臣の認可を受けて、事業団が保有している株式であつて、事業団が行う土地の現物出資を受けて事業を経営する会社が発行するものとの交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができることとする。

2 日本国有鉄道清算事業団特別債券について、投資家保護を図る観点から、企業内容等の開示について定める証券取引法第二章の規定を適用することとする等所要の措置を講ずることとする。

3 この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、事業団の所有する相当規模の一団の土地の円滑な処分を図り、その債務の処理を推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年四月十二日

運輸委員長 亀井 善之

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 株式交換予約権付事業団債券方式(以下「特別債券方式」という。)の実施が日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)の資産価値の高い大規模用地の効果的な処分を目的とすることにかんがみ、当該用地の現物出資評価額、特別債券の発行額、金利等の決定に当たっては、公正かつ適切に行われるよう十分に配慮すること。

二 事業団は、特別債券方式の実施による効果的な債務償還の実現を図るため、その用地の現物出資を受けて事業を行う出資会社の経営が適正に遂行されるよう必要な指導を行うこと。

三 特別債券方式が都市圏に残された貴重な開発空間として都市整備の観点からも重要な土地に

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

において実施されることから、当該開発の推進に当たっては、長期的観点から適切な開発が行われるよう関係地方公共団体等との十分な連携を図るよう努めること。

四 今後、事業団の所有する資産の処分にあつては、本法案に関する国会における議論に十分に配慮すること。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

右

内閣総理大臣 海部 俊樹

平成三年三月一日

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

運輸省設置法第四十三條第一項の規定により、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
飛騨自動車検査登録事務所	岐阜県 高山市	益田郡 吉城郡

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件及び同報告書 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案及び同報告書 六八

理 由

岐阜県の飛騨地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、岐阜県高山市に、中部運輸局岐阜陸運支局飛騨自動車検査登録事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、岐阜県の飛騨地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、岐阜県高山市に、中部運輸局岐阜陸運支局飛騨自動車検査登録事務所を設置する必要があるため、その設置について地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

本件は、岐阜県の飛騨地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

平成三年四月十二日

運輸委員長 亀井 善之
衆議院議長 櫻内 義雄殿

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

右

国会に提出する。

平成三年三月八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

(目的)

第一条 この法律は、次条に規定する平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫について、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「平和条約国籍離脱者」とは、日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日(以下「平和条約発効日」という。)において日本の国籍を離脱した者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 昭和二十年九月二日以前から引き続き本邦に在留する者

二 昭和二十年九月三日から平和条約発効日まで間に本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留する者であつて、その実親である父又は母が、昭和二十年九月二日以前から当該出生の時(当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留し、かつ、次のイ又はロに該当する者であつたものイ 日本国との平和条約の規定に基づき平和

条約発効日において日本の国籍を離脱した者

ロ 平和条約発効日までに死亡し又は当該出生の時後平和条約発効日までに日本の国籍を喪失した者であつて、当該死亡又は喪失がなかつたとしたならば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱したことになるもの

2 この法律において「平和条約国籍離脱者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 平和条約国籍離脱者の子

二 前号に掲げる者のほか、当該在留する者から当該平和条約国籍離脱者の孫にさかのぼるすべての世代の者(当該在留する者が当該平和条約国籍離脱者の孫であるときは、当該孫。以下この号において同じ。)について、その父又は母が、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生し、その後当該世代の者の出生の時(当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留していた者であつたもの

(法定特別永住者)

第三条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。一次のいずれかに該当する者

イ 附則第十条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法

律(昭和二十七年法律第百二十六号)(以下「旧昭和二十七年法律第百二十六号」とい

う。第二条第六項の規定により在留する者

に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)(以下「旧日韓特別法」という。)に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第七条の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

二 旧入管法別表第二の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者(特別永住許可)

第四条 平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在留することとなるものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2 法務大臣は、前項に規定する者が、当該出生その他の事由が生じた日から六十日以内に同項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。

3 第一項の許可の申請は、居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。)の事務所に自ら出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、特別永住許可

申請書その他の書類及び写真を提出して行わなければならない。ただし、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

4 十六歳に満たない者については、第一項の許可の申請は、親権を行う者又は後見人が代わってしなければならない。

5 第三項の場合において、申請をしようとする者が疾病その他身体の故障により出頭することができないときは、法務省令で定めるところにより、代理人を出頭させることができる。

6 市町村の長は、第三項の書類及び写真の提出があったときは、第一項の許可を受けようとする者が申請に係る居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真正であるかどうかを審査した上、これらの書類(法務省令で定める書類を除く。)及び写真を、都道府県知事を經由して、法務大臣に送付しなければならない。

第五条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格(永住者の在留資格を除く。)をもって在留するものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2 法務大臣は、前項に規定する者が同項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。この場合において、当該許可を受けた者に係る在留資格及び在留期間の決定は、その効力を失う。

3 第一項の許可の申請は、地方入国管理局に自ら出頭し、法務省令で定めるところにより、特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の申請について準用する。

(特別永住許可書の交付)

第六条 法務大臣は、第四条の許可をする場合には、特別永住者として本邦で永住することを許可する旨を記載した書面(以下「特別永住許可書」という。)を、都道府県知事及び市町村の長を經由して、交付するものとする。

2 法務大臣は、前条の許可をする場合には、入国審査官に、特別永住許可書を交付させるものとする。

(上陸のための審査の特例)

第七条 入管法第二十六條第一項の規定により再入国の許可を受けて上陸する特別永住者に関し

ては、入管法第七条第一項中「第一号及び第四号」とあるのは、「第一号」とする。

(在留できる期間等の特例)

第八条 第四條第一項に規定する者に関しは、入管法第二十二條の二第一項中「六十日」とあるのは「六十日(その末日が地方自治法第四條の二第一項の地方公共団体の休日当たるときは、地方公共団体の休日の翌日までの期間)」と、入管法第七十條第八号中「第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第二項及び第三項の規定」とあるのは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法第四條第二項及び第六條第一項の規定」とする。

(退去強制の特例)

第九条 特別永住者については、入管法第二十四條の規定による退去強制は、その者が次の各号

の一に該当する場合に限って、することができ

る。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七條第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの

四 無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの

2 法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

3 特別永住者に関しは、入管法第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項、第四十五條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第六十二條第一項並びに第六十三條第一項中「第二十四條各号」とあるのは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法第九条第一項各号」とする。

(再入国の許可の有効期間の特例)

第十条 特別永住者に関しは、入管法第二十六條第三項中「一年」とあるのは「四年」と、同条第四項中「二年」とあるのは「五年」とする。

平

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法案及び同報告書

六九

(省令への委任)

第十一條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別永住許可の申請に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前にした旧日韓特別法第二條第一項の規定による許可の申請は、第四條の規定による許可の申請とみなす。

2 平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行前六十日以内に出生その他の事由により旧入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつたものについては、この法律の施行の日に当該出生その他の事由が生じたものとみなして、第四條の規定及び第八條によって読み替へた入管法第二十二條の第二項の規定を適用する。

3 平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫(第三條第二号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二條第一項の規定による申請は、第五條の規定による許可の申請とみなす。

4 平和条約国籍離脱者の子孫がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二條の第二項の規定による永住者若しくは平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格の取得の申請又は旧入管法附則第九項の規定による申請は、平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格

(永住者の在留資格を除く。)をもつて在留するものがした第五條の規定による許可の申請とみなす。

(退去強制に関する経過措置)

第三條 第三條第一号ロに掲げる者で旧日韓特別法の施行前の行為により第九條第一項各号の一に該当することとなつたものについては、当該行為を理由としては、本邦からの退去を強制することができない。

(外国人登録原票の記載事項の変更登録等に関する特例)

第四條 第三條の規定の施行により生じた外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四條第一項第十四号又は第十五号に掲げる事項の変更については、同法第九條第一項の規定は、適用しない。

第五條 市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する第三條に掲げる外国人から外国人登録法第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請のうちこの法律の施行の日後における最初の申請又は次項に規定する登録証明書(以下「登録証明書」という。)の提出があつたときは、当該外国人に係る外国人登録原票に、第三條の規定の施行により変更を生じた外国人登録法第四條第一項第十四号及び第十五号に掲げる事項の変更の登録をしなければならない。

2 市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する第三條に掲げる外国人が、同条の規定の施行により外国人登録法第四條第一項第十四号に定める在留の資格又は同項第十五号に定める在留期間の記載が事実になつた登録

証明書を提出したときは、法務省令で定めるところにより、当該登録証明書に在留の資格又は在留期間の変更に係る記載を行わなければならない。

(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の廃止)

第六條 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法は、廃止する。

(入管法の一部改正)

第七條 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「及び平和条約関連国籍離脱者の子の項の下欄に掲げる身分若しくは地位を」の下欄に掲げる地位に改める。

第二十二條第二項ただし書中「(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)に基づき永住の許可を受けている者を含む。)」又は「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百二十六号)(以下「昭和二十七年法律第百二十六号」という。))第二條第六項の規定により本邦に在留する者」又は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第 号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。))に定める特別永住者」に改める。

附則中第七項から第十項までを削り、第十一項を第七項とする。

別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄中「平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者若しくは日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)に基づき永住の許可を受けている者」を「若しくは平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者」に改め、「又は昭和二十七年法律第百二十六号第二條第六項の規定により本邦に在留する者の配偶者」を削り、同表平和条約関連国籍離脱者の子の項を削る。

(出入国管理令の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 出入国管理令の一部を改正する法律(昭和三十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(外国人登録法の一部改正)

第九條 外国人登録法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号中「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百二十六号)」に定める在留することができ資格及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和

四十年法律第四百十六号)に定める永住することとが得る資格を及日本国との平和条約に基き日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第 号)に定める特別永住者として永住することが得る資格に改める。

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正)

第十条 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六項を削る。

理由

日本国との平和条約に基き日本の国籍を離脱した者及びその子孫の有する歴史的経緯及び本邦における定住性を考慮し、これらの者を対象として、永住許可、退去強制及び再入国許可に関する出入国管理及び難民認定法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国との平和条約に基き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日本国との平和条約の発効によって日本の国籍を離脱し、その後引き続き本邦に在留している在日韓国・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫を対象として、その歴史的経緯及び本邦における定住性を考慮し、これらの人々の法的

的地位のより一層の安定化を図るため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 協定永住者等本法施行前から既に永住許可を受けている者等については、本法施行後は特別永住者として本邦に永住することができることとする。

2 本法施行後に新たに出生した者等については、申請に基づき特別永住者として永住することを許可することとし、その申請受理等の手続は市区町村の長において行うこととする。

3 本法施行前から引き続き在留している者で、定住者等の在留資格をもって在留する者については、申請に基づき特別永住者として永住することを許可することとし、その申請受理等の手続は地方入国管理局において行うこととする。

4 特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患若しくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪又はこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとする。

5 特別永住者については、再入国許可による出国期間を最大限五年とするともに、再入国する際、上陸拒否事由についての審査は行わないこととする。

二 議案の修正議決理由

本案は、在日韓国・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫の法的地位のより一層の安定化を図るため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、特別永住者に対する再入国の許可に当

たっては、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとの本法律の趣旨を尊重するものとする旨の規定を追加する必要があるため、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年四月十二日
法務委員長 伊藤 公介
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(再入国の許可の有効期間の特例)
第十条 特別永住者に関しては、入管法第二十六条第三項中「一年」とあるのは「四年」と、同条第四項中「二年」とあるのは「五年」とする。

法務大臣は、特別永住者に対する入管法第二十六条の規定の適用に当たっては、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとする。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三年三月八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律
国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「勤続した者で」の下に「通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九

十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。による傷病により退職しを加える。

第五条第二項中「勤続した者で」の下に「通勤による傷病により退職しを加える。

第七条第四項中「傷病による休職の下に」通勤による傷病による休職を加える。

附則に次の三項を加える。

21 当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者(法律第三十号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の額は、第六条の規定にかかわらず、第三条から第五条の二までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百十を乗じて得た額とする。

22 当分の間、三十五年を超え三十八年以下の期間勤続して退職した者(法律第三十号附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第四条の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

23 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(法律第三十号附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項の規定は、平成三年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

理 由

民間における退職金の実情等にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の特例に関する規定を整備するとともに、通勤による傷病に係る退職手当の取扱いを改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間における退職金の実情等にかんがみ、国家公務員の退職手当について、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 通勤による傷病に係る退職手当の取扱いの改善

(一) 職員が通勤による傷病により退職した場合に、その職員の勤続期間が二十年以上二十五年未満のときは法第四条(長期勤続後の退職等)の場合の退職手当、二十五年以上のときは法第五条(整理退職等)の場合の退職手当の規定による退職手当を支給するものとする。

(二) 職員が通勤による傷病により休職にされた場合の休職期間については、退職手当を支

給の基礎となる在職期間の計算にあたり、当該休職期間の二分の一除算は行わないものとする。

2 長期勤続者に対する退職手当の特例に関する規定の整備

昭和四十七年十二月一日の在職者で、かつ、勤続期間が二十年以上で、定年、勧奨等の理由により退職した者に課せられている割増措置(一割増)を、当分の間、その翌日以降新たに職員となった者に対しても同様の措置を講ずるものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、民間における退職金の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成三年四月十六日

内閣委員長 近岡理一郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

食品流通構造改善促進法案

右 国会に提出する。

平成三年三月十五日

内閣総理大臣 海部 俊樹

食品流通構造改善促進法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 食品の流通部門の構造改善(第三条―第十条)

第三章 食品流通構造改善促進機構(第十一

条―第二十一条)

第四章 食品流通審議会(第二十二條―第二十

五条)

第五章 罰則(第二十六條―第二十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品の流通部門の構造改善を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品(花きを含む。)のうち農事法(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律において「食品生産販売提携事業」とは、食品販売業者(食品の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品販売業者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下「食品販売事業協同組合等」という。)及び農林漁業者又は農林漁業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者を構成員とするもの(これらの者の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものを含む。以下「農林漁業協同組合等」という。)が、次に掲げる措置を実施することにより食品の生産から小売に至る一連の流通行程の総合的な改善を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化

と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等と農林漁業者又は農林漁業協同組合等との間における食品の安定的な取引関係の確立

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な次の措置

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備
ロ 品質のすぐれた食品に対する一般消費者の需要に適確に対応するために必要な食品の販売に係る業務の用に供する施設の整備
でイに掲げる措置と併せて実施するもの

3

この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、卸売市場(付設集卸売場を含む。以下同じ。)を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者が政令で定めるもの(以下「卸売市場開設者等」という。)が、次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

二 せり売又は入札に係る業務の集約かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

三 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

4 この法律において「食品販売業近代化事業」とは、食品販売業者又は食品販売事業協同組合等が、次に掲げる措置を実施することにより食品の販売の事業の近代化を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品の仕入れ、調製、保管又は配送の共同化
その他の食品の販売に係る業務の一部の共同化

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な施設の整備

三 第一号に掲げる措置と併せて実施する次の措置

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備
その他食品の販売に係る業務の用に供する施設の近代化を図るための措置

ロ 経営管理の合理化、取引関係の改善その他の食品の販売の事業の経営の改善を図るための措置

5 この法律において「食品商業集積施設整備事業」とは、食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、食品商業集積施設（相当数の食品販売業者の店舗が集積する施設で、当該施設に附帯して駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもののうち、次に掲げる施設を備えたもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）をいう。以下同

じ。）を整備する事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品に関する各種の情報提供その他食品の購入及び調理に関する一般消費者の利便の増進を図るための施設

二 地域の特色ある食品で一般消費者の食生活の多様化に資すると認められるものの展示及び販売の施設

第二章 食品の流通部門の構造改善
(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向
二 次に掲げる事業の実施に関する基本的な事項

項
イ 食品生産販売提携事業
ロ 卸売市場機能高度化事業
ハ 食品販売業近代化事業
ニ 食品商業集積施設整備事業

三 前号に掲げるもののほか、食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項

四 一般消費者の利益の増進、農林漁業の振興その他の食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要事項
3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食品流通審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(構造改善計画の認定)

第四条 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等は、農林漁業者又は農業協同組合等と共同して、その行う事業（食品販売事業協同組合等又は農業協同組合等にあつては、その構成員の行う事業を含む。）について食品生産販売提携事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 卸売市場開設者等は、卸売市場機能高度化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

3 食品販売事業協同組合等は、その構成員の行う食品の販売の事業について食品販売業近代化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

4 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品商業集積施設整備事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

5 前各項の計画（以下「構造改善計画」という。）

には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前各項に規定する事業（以下「構造改善事業」という。）の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

6 農林水産大臣は、第一項から第四項までの認定の申請があつた場合において、その構造改善計画が、基本方針に照らし適切なものであること、一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(計画の変更等)

第五条 前条第一項から第四項までの認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る構造改善計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る構造改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて構造改善事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第六項の規定は、第一項の認定について準用する。
(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)
第六条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法昭和二十七年法律第三百五十五号（第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項

並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち農林水産大臣及び大蔵大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 第四条第一項の認定に係る認定計画に従つて食品生産販売提携事業を実施する食品販売業者、食品販売事業協同組合等、農林漁業者又は農業協同組合等 当該認定計画に従つて食品生産販売提携事業を実施するために必要な長期かつ低利の資金

二 第四条第二項の認定に係る認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施する卸売市場開設者等であつて地方公共団体以外のもの 当該認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施するために必要な長期かつ低利の資金

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「食品流通構造改善促進法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに食品流通構造改善促進法第六条第一項」とする。

(課税の特例)
第七条 第四条第三項の認定に係る認定計画に

従つて食品販売事業協同組合等が新たに取得した共同利用施設及び同条第四項の認定に係る認定計画に従つて同項に規定する法人が新たに取得した食品商業集積施設については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができ。

(資金の確保)
第八条 国は、認定計画に従つて構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)
第九条 国は、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)
第十条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができ。

第三章 食品流通構造改善促進機構

(指定)
第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地

を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)
第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定計画に係る構造改善事業又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。第三号において「特定施設整備法」という。)第六条の認定計画に係る同法第二条第一項第十四号に掲げる特定施設の整備の事業(以下この条において「認定構造改善事業等」という。)に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定構造改善事業等について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定構造改善事業等に参加すること。

三 認定構造改善事業等を実施する者の委託を受けて、認定計画又は特定施設整備法第六条の認定計画に従つて施設の整備を行うこと。

四 前二号に掲げる業務により整備する施設と一体として整備することが適当と認められる施設であつて、一般消費者の利益の増進又は農林漁業の振興に資するものを整備すること。

五 認定構造改善事業等を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

六 地域の特徴ある食品その他の特に普及を図る必要がある食品の流通及び消費の増進を図ること。

七 食品販売業者又は卸売市場の業務を行う者に対する研修を行うこと。

八 食品の流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

九 食品の流通に関する調査研究を行うこと。

十 食品の流通部門の構造改善を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)
第十三条 機構は、農林水産大臣の認可を受け、前条第一号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(業務規程の認可)
第十四条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第十五条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第十六条 機構は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)

第十七条 前二条に定めるもののほか、機構が債務保証業務を行う場合における機構の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び検査)

第十八条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十九条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十四条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(協議)

第二十一条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。
二 第十五条第二項の承認をしようとするとき。

三 第十七条の農林水産省令を定めようとするとき。

第四章 食品流通審議会

(設置)

第二十二条 農林水産省に、食品流通審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第二十三条 審議会は、この法律及び卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)その他の法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、農林水産大臣の諮問に応じ、食品の流通に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十四条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委任規定)

第二十五条 前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十七条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(卸売市場法の一部改正)

第三条 卸売市場法の一部を次のように改正する。

目次中「卸売市場審議会及び」を削る。

第四条第三項中「卸売市場審議会」を「食品流通審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五条第三項及び第七条第二項中「卸売市場審議会」を「食品流通審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

第十二条中「卸売市場審議会」を「食品流通審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 都道府県卸売市場審議会

第七十条を次のように改める。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(二)

食品流通構造改善促進法案及び同報告書

第七十条 削除

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第六項中「第十八条の二第一項の下に」食品流通構造改善促進法(平成三年法律第 号)第六条第一項を加える。

第五百八十六条第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 事業協同組合その他の政令で定める者が食品流通構造改善促進法第四条第三項又は第四項の規定による認定を受けた同条第五項に規定する構造改善計画に従つて実施する構造改善事業又は当該構造改善事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの。

附則第十五条に次の一項を加える。

31 事業協同組合、農業協同組合その他の政令で定める法人が食品流通構造改善促進法第四条第一項又は第二項の規定による認定を受けた同条第五項に規定する構造改善計画に基づき、同法の施行の日から平成五年三月三十一日までの間に取得した機械及び装置で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十二条の三の二中第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16 食品流通構造改善促進法第四条第四項の規定による認定を受けた同項の計画に従つて整備される同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設のうち政令で定める施設に係る事業所用家屋の新築又は増築で同法第五条第一項に規定する認定事業者で政令で定めるものが建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積第七百一条の三十四(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

理 由

食品の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、食品の流通部門の構造改善の促進を図るため、基本方針の策定及び構造改善計画の認定について定めるとともに、構造改善事業を実施する食品販売業者等に対し農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の措置を講ずるほか、食品流通構造改善促進機構の指定、食品流通審議会の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食品流通構造改善促進法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、食品流通をめぐる諸情勢の変化に対処して、食品の流通部門の構造改善の促進を図るため、基本方針の策定及び構造改善事業に関する計画(以下「構造改善計画」という。)の認定について定めるとともに、構造改善事業を実施する食品販売業者等に対し、金融、税制上の支援措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を定めなければならないものとする。
- 2 食品販売業者等は、構造改善計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。
- 3 農林水産大臣は、構造改善計画の認定の申請があつた場合において、その計画が、基本方針に照らし適切なものであること、一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 4 農林漁業金融公庫は、食品生産販売提携事業及び卸売市場機能高度化事業の実施者に対し、長期かつ低利の資金を貸し付ける業務を行うことができるものとする。
- 5 認定計画に基づく食品販売業者等の行う構造改善事業について、税制上の特例措置を講ずるものとする。

構造改善事業について、税制上の特例措置を講ずるものとする。

- 6 農林水産大臣は、食品流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法第三十四条の法人を、その申出により、食品流通構造改善促進機構(以下「機構」という。)として指定できるものとし、機構は、構造改善事業等に必要な資金の借入れに係る債務の保証等の業務を行うものとする。
- 7 農林水産省に食品流通審議会を置くものとする。
- 8 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、食品流通をめぐる諸情勢の変化に対処し、食品の流通部門の構造改善の促進を図る措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成三年四月十六日

農林水産委員長 大原 一三
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

食品流通構造改善促進法案に対する附帯決議

政府は、食品の流通部門が農林漁業者と消費者の連結役として食料の安定的供給等国民生活に果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展の

ために必要な施策を総合的に実施するとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 基本方針の策定に当たっては、生産から消費に至る食品流通の実情を適確にとらえ、その流通の効率化及び合理化等を通じ、流通コストの低減と消費者ニーズへの適合に資することを基本とし、流通関係者、とりわけ小規模小売業者の意向が十分反映されるものとなるよう留意すること。

また、基本方針は、構造改善事業が速やかに実施できるよう早急に策定すること。

二 構造改善事業の円滑な実施を図るため、食品流通構造改善促進機構については、その指定の趣旨、業務の性格等に即し、民間法人としての機能が十分に発揮できる組織となるようにするとともに、食品販売業者等の計画作成等が円滑かつ適切に行えるよう配慮すること。

三 多面的機能を有する食品流通審議会の構成については、委員の任命に配慮し、審議会の公正かつ中立な運営が行えるよう万全を期すること。

四 構造改善事業の実施者に対する農林漁業金融公庫等からの融資については、所要の資金枠の確保、食品小売業等の経営の実情に即した適確な貸付け、事務手続の簡素化等本資金制度の有効かつ適切な運営が行われるよう努めること。右決議する。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律

(競馬法の一部改正)

第一条 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 中央競馬(第二条―第十八条の二)

第三章 地方競馬(第十九条―第二十三条の三十)

第四章 雑則(第二十四条―第二十九条)

第五章 罰則(第三十条―第三十四条)

附則

第二条及び第三条を次のように改める。

(競馬場)

第二条 中央競馬の競馬場は、十二箇所以内に

おいて農林水産省令で定める。

(競馬の開催)

第三条 中央競馬は、次に掲げる事項につき農林水産省令で定める範囲を超え、又は農林水産省令で定める日取りに反して、開催してはならない。

一年間開催回数

二 一競馬場当たりの年間開催回数

三 一回の開催日数

四 一日の競走回数

第四条及び第六条中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十一条中「払戻金」の下に「又は次条第四項の規定による返還金」を加え、「一年間これを」を「六十日間」に改める。

第十二条第五項を削る。

第十三条第一項中「日本中央競馬会」を「農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができる。

第十六条第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による免許を取り消すことができる。

第十七条中「前四条」を「第十三条から前条まで」に、「五千円以下の登録料及び五百円以下の」を「実費を勘案して農林水産省令で定める額の登録料及び」に改める。

第十八条第一項中「一百万円を三百万円」に改める。

第二十条第一項中「左の各号」を「次に」に、「省令」を「農林水産省令」に、「これを」を「超え」に改め、同項に次の一号を加える。

三 一日の競走回数

第二十一条中、「都道府県にあつてはその区域内の市町村に、指定市町村にあつてはその区域を包括する都道府県」を「他の都道府県又は市町村」に改める。

第二十二條中、「第十六条及び第十七条を」及び第十六条から第十八条までを、「及び第十二条第四項を」に、「第十二条第四項及び第十八条第一項」に、「第十三条第一項及び第十四条を」に改め、「第十六条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と、「調教師又は騎手」とあるのは「騎手」と、第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」とを削る。

第二十三条の二中「省令」を「農林水産省令」に、「左の各号」を「次に」に改める。

第二十三条の十一に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

第二十三条の十二第一項中、「副会長」を削り、同条第二項中「理事」を「副会長及び理事」に改め、同条第三項中「役員」の任期は、三年を「会長及び副会長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年」に改める。

第二十三条の十三中「左の」を「次の」に改め、第一号から第三号までを次のように改める。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又は日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

第二十三条の十三中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第二十三条の十四第三項中「理事」を「役員」に、「農林水産大臣」を「あらかじめ、農林水産大臣」に改める。

第二十三条の二十一第三項中「第二十三条の十二第三項及び第四項並びに」を「第二十三条の十二第四項及び」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十三条の二十二第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次に掲げる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号及び第三号中「騎手」を「調教師及び騎手」に改め、同項第四号及び第六号から第八号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条の二十三第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「騎手」を「調教師及び騎手」に改め、同項第四号中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十三条の二十六の見出しを「(財務諸表)」に改め、同条第一項中「事業報告書」を削り、「を作成して当該事業年度終了後二月」を「(以下

この条において「財務諸表」という。を作成し、当該事業年度の終了後三月」に改め、同条に次の二項を加える。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 協会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第二十三条の二十七第一項中「第二十三条の二十二第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する」を「次に掲げる」に、「運用し又は」を「運用し、又は」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十三条の二十二第一項第五号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務

二 第二十三条の二十二第一項第六号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

第二十三条の二十七第二項中「第二十三条の二十二第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する」を「前項各号に掲げる」に改める。

第二十三条の二十八(見出しを含む。)中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十八条の見出し中「購入」を「購入等」に改め、同条中「買うことができない」を「購入し、又は譲り受けてはならない」に改める。

第二十九条中「左の」を「次の」に、「買うことができない」を「購入し、又は譲り受けてはならない」に改め、同条第三号中「又は受託市町村職員」を「受託市町村職員又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合の職員」に改め、同条第五号中「調教師」の下に「(競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ。)」を加え、「馬丁」を「競走馬の飼養又は調教を補助する者」に改め、同条第六号中「騎手及び馬丁」を「調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者」に改める。

第三十条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「若しくは五十万円を」又は「五百万円」に改め、同条第三号中「利を圖つた」を「財産上の利益を圖つた」に改める。

第三十一条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「若しくは三十万円を」又は「三百万円」に改め、同条第三号中「又は」を「又は」に改める。

第三十二条の二中「馬丁」を「競走馬の飼養若しくは調教を補助する者」に、「賭る」を「わいろ」に改める。

第三十二条の三中「賭る」を「わいろ」に改める。

別表(第二十三条の二関係)

売 得 金 の 額	地 方 競 馬 全 国 協 会 に 交 付 す べ き 額
二億円以上三億円未満	売得金の額の千分の三・五。ただし、売得金の額の千分の九百八十六が二億円未満となるときは、当該売得金の額と二億円との差額の千分の二百五十

第三十二条の五中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第三十二条の六及び第三十二条の七中「十万円」を「百万円」に改める。

第三十二条の八中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条の九中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十二条の十中「一万円」を「十万円」に改める。

第三十三条中「左の」を「次の」に、「これを十万円」を「百万円」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条中「旧競馬法」を「競馬法(大正十二年法律第四十七号)」に改め、「地方競馬法」の下に「(昭和二十一年法律第五十七号)」を加える。別表を次のように改める。

三億円以上四億円未満	売得金の額の千分の四・五。ただし、売得金の額の千分の九百八十二が二億九千五百八十万円未満となるときは、当該売得金の額と二億九千五百八十万円との差額の千分の二百五十
四億円以上八億円未満	売得金の額の千分の五・五。ただし、売得金の額の千分の九百七十八が三億九千二百八十万円未満となるときは、当該売得金の額と三億九千二百八十万円との差額の千分の二百五十
八億円以上十二億円未満	売得金の額の千分の六・五。ただし、売得金の額の千分の九百七十四が七億八千二百四十万円未満となるときは、当該売得金の額と七億八千二百四十万円との差額の千分の二百五十
十二億円以上十七億円未満	売得金の額の千分の八・五。ただし、売得金の額の千分の九百六十六が十一億六千八百八十万円未満となるときは、当該売得金の額と十一億六千八百八十万円との差額の千分の二百五十
十七億円以上	売得金の額の千分の十・五。ただし、売得金の額の千分の九百五十八が十六億四千二百二十万円未満となるときは、当該売得金の額と十六億四千二百二十万円との差額の千分の二百五十

(日本中央競馬会法の一部改正)

第二条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、第七号の次に次の一号を加える。

七の二 審査会に関する規定

第七条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 特別振興資金に関する規定

第九条中「八人」を「十人」に改める。

第十条に次の一項を加える。

五 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

第十二条第一項中「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十二条第一項中「副理事長」を「及び副理事長」の任期は三年以内において「に」、「三年以内

において」を「二年以内においてそれぞれ」に改める。

第十三条中「左の」を「次の」に改め、第二号から第四号までを次のように改める。

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 政府又は地方公共団体の職員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む、非常勤の者を除く。)

第十三条第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十八条第三項中「第十二条」を「第十二条第二項及び第三項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

項を加える。

三 運営審議会の委員の任期は、二年以内において定款で定める。

第十八条に次の一項を加える。

前条及び前各項に規定するもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 競馬会に、審査会を置く。

二 競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

一 馬主の登録及びその抹消

二 調教師及び騎手の免許並びにその取消し

三 前二号に掲げる処分その他競馬会の行う処分であつて政令で定めるものについての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てに対する決定

第十八条の三 審査会は、委員七人で組織する。

二 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する。

三 第十二条第二項及び第三項並びに第十八条第三項の規定は、審査会の委員について準用する。

四 前条及び前三項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十条第二項中「の外、左の」を「のほか、次に掲げる」に改め、同項第三号中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

三 前項の場合において、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務であつて農林水産省令で定めるものを行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

四 競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。次に掲げる事業(第三十六条第一項において「畜産振興事業等」という。)であつて農林水産省令で定めるものについて助成すること

一 畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業

二 農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十條の二 競馬会が前条第四項に規定する業務として交付する交付金については、競馬会を国とみなし、当該交付金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助

項を加える。

三 運営審議会の委員の任期は、二年以内において定款で定める。

第十八条に次の一項を加える。

前条及び前各項に規定するもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十八条の次に次の二条を加える。

金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。)を準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「日本中央競馬会」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本中央競馬会の理事長」と読み替へるものとする。

第二十一条第一項及び第二十三条第一項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十五条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十七条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(特別振興資金)

第二十九条の二 競馬会は、第二十条第三項及び第四項に規定する業務に関して、特別振興資金を設けるものとする。

2 競馬会は、特別振興資金に係る経理については、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 競馬会は、前条第一項の剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、その剰余の額に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額を特別振興資金に充てることができる。

4 特別振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、前条第一項の規定にかかわらず、特別振興資金に充てるものとする。

5 特別振興資金は、第二十五条の規定により運用する場合のほか、政令で定めるところに

より、第二十条第三項及び第四項に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

第三十条の見出しを「財務諸表」に改め、同条中「の収支決算書」を削り、「並びにこれらに関する説明書」を(以下この条において「財務諸表」という。)(に、「経過後二月」を「の終了後三月」に改め、「提出し」の下に、「その承認を受け」を加え、同条に次の二項を加える。

2 競馬会は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 競馬会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第三十三条第一項中「農林水産大臣は、競馬会の」を「農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」に、「これ」を「その役員」に改め、同条第二項中「農林水産大臣は、競馬会の役員が左の」を「農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の」に、「これ」を「その役員」に改め、同項第一号中「この法律に基く」を「競馬法若しくはこれらの法律に基く」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第三号中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「運営審議会」の下に「及び審査会」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 理事長は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第三十六条の見出しを「畜産振興費等」を「畜産振興事業等に必要経費等」に改め、同条第一項中「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第二十四条の四第一項の国の補助のための経費、馬の伝染性貧血症の試験研究施設に要する経費その他畜産振興の振興のため」を「畜産振興事業等」に改める。

第三十七条第一項中「又は職員」を「若しくは職員又は審査会の委員」に、「賄ふ」を「わいする」に改め、同条第二項中「賄ふ」を「わいする」に改める。

第三十八条中「賄ふ」を「わいする」に、「申込み」を「申込み」に、「二十五万円」を「二百五十万円」に改める。

第三十九条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「左の」を「次の各号の一に該当する」に、「三万円」を「二十万円」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十九条の二第五項の規定に違反して特別振興資金を運用し、又は使用したとき。

第四十一条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第一条中競馬法別表の改正規定は平成三年十月一日から、同法第十一条及び第十二条の改正規定は平成四年四月一日から施行する。

2 第二条中日本中央競馬会法第三十六条第一項の改正規定は、平成三年度の予算から適用する。

(特別給付金の交付等)

第二条 日本中央競馬会は、第二条の規定による改正後の日本中央競馬会法(以下「新中央競馬会法」という。)(第二十条に規定する業務のほか、当分の間、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、単勝式及び複勝式の競馬投票法の競馬投票の的中者に対して、当該競走に対する当該競馬投票法ごとの競馬投票券の売得金(競馬投票券の発売金額から第一条の規定による改正後の競馬法(以下「新競馬法」という。)(第十二条の規定により返還すべき金額を控除したものをいう。)(次条第一項において同じ。)(の額に百分の五以内で政令で定める率を乗じて得た額を当該競馬に対する各競馬投票券にあん分した額に相当する金額(この条において「特別給付金」という。)(を交付することができる。

2 前項の特別給付金を交付する場合において、同項の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 第一項の特別給付金を交付する場合において、当該特別給付金に係る債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

4 新中央競馬会法第二十九条の二及び附則第十条の規定は、第一項に規定する業務について

準用する。この場合において、新中央競馬会法第二十九條の二中「第二十三條第三項及び第四項」とあるのは「競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成三年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第二條第一項」と、「特別振興資金」とあるのは「特別給付資金」と、附則第十一條中「新中央競馬会法第二十九條の二第二項の特別振興資金」とあるのは「改正法附則第二條第四項において読み替えて準用する新中央競馬会法第二十九條の二第一項の特別給付資金」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、新中央競馬会法第七條第一項第十号の二中「に關する」とあるのは「及び特別給付資金に關する」と、新中央競馬会法第四十條第三号中「業務以外」とあるのは「業務又は改正法附則第二條第一項に規定する業務以外」と、同條第四号中「第二十九條の二第五項」とあるのは「第二十九條の二第五項（改正法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）」と、「を運用し」とあるのは「又は特別給付資金を運用し」とする。

第三條 都道府県又は指定市町村は、当分の間、その競馬の事業の収支の状況からみて、競馬の円滑な実施に支障がないものと認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、単勝式及び複勝式の競馬投票法の勝馬投票の的中者に対して、当該競走に対する当該競馬投票法ごとの勝馬投票券の売得金の額に百分の五以内で政令で定める率を乗じて得た額を当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した額に相当する金額（次項において

て「特別給付金」という。）を交付することができ

る。
2 前條第三項の規定は、前項の特別給付金について準用する。
（特別給付金の債権の消滅時効の期間に關する経過措置）

第四條 附則第二條第一項の特別給付金及び前條第一項の特別給付金の債権であつて平成四年三月三十一日以前に生じたものの時効期間については、附則第二條第三項及び前條第二項において準用する附則第二條第三項の規定にかかわらず、一年間とする。
（消滅時効の期間に關する経過措置）

第五條 勝馬投票券についての払戻金又は返還金の債権であつて平成四年三月三十一日以前に生じたものの時効期間については、なお従前の例による。
（地方競馬の騎手の免許に關する経過措置）

第六條 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の競馬法（以下「旧競馬法」という。）第二十二條において準用する旧競馬法第十六條の規定に基づき免許を受けている騎手は、農林水産省令で定めるところにより、新競馬法第二十二條において準用する新競馬法第十六條第一項の規定に基づき免許を受けた調教師又は騎手とみなす。
（地方競馬全国協会の副会長の任命に關する経過措置）

第七條 この法律の施行の際現に地方競馬全国協会の副会長である者は、その際新競馬法第二十三條の十二第二項の規定により副会長として任命されたものとみなす。

（地方競馬全国協会の役員の任期に關する経過措置）

第八條 この法律の施行の際現に地方競馬全国協会の副会長、理事又は監事である者の任期は、新競馬法第二十三條の十二第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における旧競馬法第二十三條の十二第三項の規定によるその者の地方競馬全国協会の副会長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。
（日本中央競馬会の副理事長の任命に關する経過措置）

第九條 この法律の施行の際現に日本中央競馬会の副理事長である者は、その際新中央競馬会法第十一條第二項の規定により副理事長として任命されたものとみなす。
（日本中央競馬会の役員の任期に關する経過措置）

第十條 この法律の施行の際現に日本中央競馬会の副理事長、理事又は監事である者の任期は、新中央競馬会法第十二條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における第二條の規定による改正前の日本中央競馬会法第十二條第一項の規定によるその者の日本中央競馬会の副理事長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（平成三事業年度における特別振興資金への充当）
第十一條 日本中央競馬会は、平成三事業年度において、新中央競馬会法第二十九條第二項の規定にかかわらず、同條第一項の規定による特別積立金のうち平成二事業年度における積立に係る額を超えない範囲内で政令で定める額に相

当する金額を新中央競馬会法第二十九條の二第二項の特別振興資金に充てることができる。

（罰則に關する経過措置）

第十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第十三條 附則第四條から前條までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における競馬をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、競馬の健全な発展を図り、かつ、畜産の振興に資するため、競馬の公正の確保のための体制の整備を図るとともに、日本中央競馬会に特別振興資金を設けて競馬の健全な発展を図るための業務及び畜産の振興に資するための業務を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における競馬をめぐる諸情勢の変化に対応して、競馬の長期的に安定した発展を確保するため、競馬の公正の確保を図るとともに競馬の実施によつて生ずる益金を有効に活用するための措置等を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 競馬法の一部改正

（一）競馬の公正確保の強化を図るため、馬主登録要件を省令で定めることとするにと

に、馬主登録の抹消規定及び調教師・騎手の免許の取消規定を追加すること。

(二) 地方競馬の円滑な実施を図るため、地方競馬主催者が、他の都道府県の地方競馬主催者に対して競馬の実施に関する事務を委託することができることとする。また、地方競馬主催者が地方競馬全国協会に交付する交付金の額を経済事情の変化等に応じて改めること。

(三) 社会経済事情の変化に対応するため、中央競馬の競馬場、開催回数、払戻金等の債権の時効期間、特別登録料の上限金額等について、所要の規定の整備を行うこと。

2 日本中央競馬会法の一部改正

(一) 競馬の公正確保を図るため、日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)に、農林水産大臣が学識経験者のうちから任命した委員から成る審査会を設置し、競馬会は、馬主登録等を行うときは、審査会の意見を聴かなければならないものとする。

(二) 競馬会に生ずる剰余金を有効に活用するため、競馬会が、畜産振興事業等について助成することを業務とする法人に対して、必要な資金を交付する業務を行うことができるようにするとともに、この業務の経費及び競馬場の周辺地域の住民の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るために必要な業務の経費に充てるため、今後生ずる剰余金を原資とした特別振興資金を設けること。

(三) 畜産の一層の振興を図るため、国庫納付

金の使途の範囲に、畜産環境の整備又は農林畜産産業に関する研究開発であつて畜産の振興に資するものに必要な経費を追加すること。

8 附則

競馬会は、当分の間、剰余金を財源として、単勝式及び複勝式の勝馬投票法の勝馬投票的中者に対し、一定の金額を交付することができることとする。

また、地方競馬主催者も、その競馬事業の収支状況からみて競馬の円滑な実施に支障がないと認められるときは、同様の措置を講ずることができることとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における競馬をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、競馬の健全な発展を図り、かつ、畜産の振興に資するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から、競馬法の一部改正のうち中央競馬の競馬場の数及び競馬の開催回数等に係る改正は行わないことを内容とする修正案が提出されたが、否決された。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成三年四月十八日

農林水産委員長 大原 一三

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

競馬は、国・地方公共団体の財政への寄与、畜産の振興並びに国民に対する娯楽の提供など、我が国社会の中で大きな役割を果たしており、今後においても、競馬に対する国民世論の動向に留意しつつ、さらに、その社会的位置付けを高め、健全な発展を図る必要がある。

よって政府は、競馬の制度・運営について引き続き検討を続けるとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 競馬運営において公正の確保が最も重要であることにかんがみ、馬主登録制度並びに調教師及び騎手の免許制度をさらに厳格なものとする。これはもとより、競馬が一層公正に運営されるよう万全を期すとともに、いわゆるクラブ法人馬主の登録に当たっては、その組織・運営を十分把握して、適正を期するよう指導すること。

併せて、調教師と厩務員等との労務関係の改善に配慮するよう指導すること。

また、中央競馬及び地方競馬の交流がさらに進展する状況にあることに対処し、各々の競馬における登録、免許制度の在り方を検討すること。

二 中央競馬と地方競馬の共存共栄の観点から、財政的に恵まれない地方競馬主催者に対して設備整備等のための支援を行うとともに、相互協力が一層図られるよう指導すること。また、地方競馬の経営の現状にかんがみ、地方競馬全国協会の円滑な運営を確保することを含め、長期的視点に立って計画的に地方競馬の経営基盤が強化されるよう指導すること。

なお、場外馬券発売所の相互利用の実施にともない、その利用形態に変化が生じ周辺住民に影響が及ぶおそれがある場合には、改めて地域社会との調整を十分に行うよう指導すること。

三 ファンサービスの一層の充実を図る等の観点から、競馬施設への来場者の利便性の確保と周辺環境を改善するための対策を拡充するよう指導するとともに、控除率の在り方及び端数切捨金の取扱について、他種公営競技との関係を含め、さらに検討を続けること。

四 国庫納付金の使途拡大に当たっては、総合的な見地から畜産の振興に資するよう努めるとともに、国庫納付金が、畜産の振興及び社会福祉の向上に貢献していることにつき、国民一般の理解が深まるよう努力すること。また、日本中央競馬会の益金の活用については、特別振興資金の交付義務が厳正かつ公正に運営されるよう指導すること。

五 競馬場の数、競馬開催回数については、当面、現状の水準を維持することとし、特別登録料の引き上げについては、その及ぼす影響を十分に踏まえつつ対処するよう指導すること。

六 場外馬券発売所の設置に関し、各地域に種々の問題を残している一方、馬券購入の利便性確保の要望が増加し、また、いわゆるノミ行為の防止が喫緊の課題となっている現状等にかんがみ、その設置基準等をより明確なものにするため、早急に学識経験者等による検討を行うこと。

なお、パソコン利用等による在宅投票については、青少年に与える影響に十分配慮して取り扱うよう指導すること。

七 輕種馬生産農家の経営の安定を図るため、今後とも、計画的な生産を進めるとともに、市場取引の推進並びに馬の資質向上等強い馬づくりのための対策を講ずるほか、競走番組の編成等に当たっては、国内生産との調和に十分配慮するよう指導すること。

右決議する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月八日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 櫻内 義雄殿

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第七条第一項第六号中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「の進学」を「が教育」に、「に進学すること」を「を」において行われる教育をいう。を「を受けること」に、「進学資金」を「教育資金」に改める。

第十条第一項中「七百万円」を「千万円」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「通常郵便貯金の下に」及び「定期郵便貯金」を加え、同条第三項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。
第十四条、第十六条第三号及び第四号並びに第二十九条第二項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

立郵便貯金に改める。

第五十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、省令の定めるところにより、預入期間が経過したときに払戻金をその払渡しに代えて新たな定期郵便貯金の預入に充てる取扱い(以下「継続預入の取扱い」という。)をすべきこととされた定期郵便貯金については、この限りでない。

第五十八条第二項中「前項」を「前項本文」に、「第五十七条第二項」を「前条第二項」に改める。

第八章 進学積立郵便貯金を「第八章 教育積立郵便貯金」に改める。

第六十三条の二中「進学資金」を「教育資金」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十三条の三の見出し中「二年」を「四年」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改め、同条第一項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「二年」を「四年」に改める。

第六十三条の四「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十四条中「みだす」を「満たす」に改め、「当該郵便貯金」の下に「(定期郵便貯金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。)」を加える。

第六十八条第一項中「払いもどし」を「払戻し(継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。)」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次、第七条第一項第六号、第十三条第三項、第十四条、第十六条第三号及び第四号、第二十九条第二項、第八章の章名、第六十三條の二、第六十三條の三の見出し及び第一項並びに第六十三條の四の改正規定並びに次項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十条第一項の改正規定 平成三年十一月三十日までの間において政令で定める日

三 第十三条第一項及び第二項、第五十八條、第六十四條並びに第六十八條第一項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)
2 前項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に存する進学積立郵便貯金は、この法律による改正後の郵便貯金法第七條第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金とみなす。

3 第十三条第一項及び第二項の改正規定の施行前に預入された定期郵便貯金の利子の計算については、なお従前の例による。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、郵便貯金の預金者の利益を増進し、貯蓄の増強に資するため、貯金総額の制限額の引上げを行うとともに、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を変更する等の

改善を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 進学積立郵便貯金の名称変更等

進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に変更するとともに、据置期間の経過後通常郵便貯金となるまでの期間を二年から四年に延長すること。

2 貯金総額の制限額の引上げ

郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額(住宅積立郵便貯金並びに勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る郵便貯金に係るものを除く。)を七百万円から千万円に引き上げること。

3 定期郵便貯金の利子の計算方法の変更

定期郵便貯金の利子の計算を月割りから日割りに改め、預入の日から払渡しの日の前日までの期間の日数に応じて利子を付けるものとする。

4 預金者に対する貸付けの改善

貸付け金の担保とされた定期郵便貯金が継続預入される場合において、貸付けを継続することができるよう規定の整備を行うこと。

5 施行期日等

(一) 1に係る改正規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、2に係る改正規定は平成三年十一月三十日までの間において政令で定める日から、3及び4に係る改正規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(二)

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書
案及び同報告書

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律

八四

(一) 1に係る改正規定の施行の際現に存する進学積立郵便貯金は、この法律による改正後の郵便貯金法第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金とみなすこと。

(二) 3に係る改正規定の施行前に預入された定期郵便貯金の利子の計算については、なお従前の例によること。

二 議案の可決理由

本案は、郵便貯金の預金者の利益を増進し、貯蓄の増強に資する等のため、貯金総額の制限額の引上げを行うとともに、進学積立郵便貯金の貯蓄目的の拡大等の改正を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年四月十七日

通信委員長 野中 広務

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、金融自由化の進展等為替貯金事業を取り巻く激しい環境変化に対応するため、次の各項を実現するよう積極的に努めるべきである。

一 預金者の利益を増進するため、預貯金金利の完全自由化に的確に対応するとともに、郵便貯金の金利決定に当たっては、郵便貯金の預金者が不利益を被ることのないよう十分配慮すること。

一 豊かな国民生活の基礎となる社会基盤整備に資するため、郵便貯金の増強に積極的に努めること。

一 国民の利便の向上に資するため、家計を支援する新しい貸付サービスや長寿社会に対応した商品の提供、公務員の給与振込みの実施など商品・サービスの多様化を推進するとともに、家庭でも広汎な金融サービスの利用が可能となるようオンライン・システムの一層の高度化を図ること。

一 健全な事業経営を確保するため、金融自由化対策資金の運用規模の拡大と運用対象の多様化を行うとともに、郵便貯金資金を地域の振興等に一層活用できるようにするなど、資金運用制度の改善・充実を図ること。

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月八日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 櫻内 義雄殿

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、郵政官署において本邦通貨と外国通貨の両替(以下「外国通貨の両替」という。)並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り(以下「旅行小切手の売買」という。)を行うことによつて、住民及び旅行者

の利便を図ることを目的とする。

(外国通貨の両替等の取扱ひ)

第二条 郵便局において外国通貨の両替又は旅行小切手の売買をしようとする者は、郵政省令の定めるところにより、当該両替又は売買の申込みをするものとする。

2 郵政大臣は、郵政省令の定めるところにより、前項の規定による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買の申込みに係る金額を制限することができる。

8 郵便局において両替を行う外国通貨及び買取りを行う旅行小切手の種類は、郵政省令で定める。

4 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切手の種類を公示するものとする。

(換算割合等)

第三条 郵便局における外国通貨の両替及び旅行小切手の買取りに適用する換算割合は、外国為替の売買相場を勘案し、郵政大臣が定めて公示する。

2 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切手に係る換算割合その他の条件を公示するものとする。

(証明)

第四条 郵政省は、旅行小切手の買取りの申込みをする者の真偽を調査するため、必要な証明を求めることができる。

(利用の制限及び業務の停止)

第五条 郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、外国通貨の両替及び

旅行小切手の売買について利用を制限し、又は停止することができる。

(省令への委任)

第六条 この法律に規定するもののほか、外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第七条 この法律の定める外国通貨の両替及び旅行小切手の売買については、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用があるものとする。この場合において、同法中「許可」とあり、及び「認可」とあるのは、「承認」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第二条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「元利金の支払」の下に「本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り」を加える。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第三条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに国債」を、「国債」に改め、「元利金の支払に関する業務」の下に「並びに本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨

を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り
に関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律
第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「元利金の支払に関する事務」の下
に、「本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通
貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取
りに関する事務」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第五条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二
百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

七 本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通
貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び
買取りに関する業務

第四条第三十二号中「並びに年金」を「年金」
に改め、「受入れ払渡し」の下に「並びに本邦通
貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とす
る旅行小切手の受託販売及び買取り」を加え
る。

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小
切手の売買に関する法律案(内閣提出、参議
院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、住民及び旅行者の利便を図るため、
郵政官署において本邦通貨と外国通貨の両替
(以下「外国通貨の両替」という。)並びに本邦通
貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取
り(以下「旅行小切手の売買」という。)を行おう

とするもので、その主な内容は次のとおりであ
る。

1 外国通貨の両替等の取扱い

(一) 郵便局において外国通貨の両替又は旅行
小切手の売買をしようとする者は、郵政省
令の定めるところにより、当該両替又は売
買の申込みをするものとする。

(二) 郵政大臣は、郵政省令の定めるところに
より、外国通貨の両替及び旅行小切手の売
買の申込みに係る金額を制限することがで
きる。

(三) 郵便局において両替を行う外国通貨及び
買取りを行う旅行小切手の種類は、郵政省
令で定める。

(四) 郵政大臣は、郵便局において受託販売を
行う旅行小切手の種類を公示するものとす
る。

2 換算割合等

(一) 郵便局における外国通貨の両替及び旅行
小切手の買取りに適用する換算割合は、外
国為替の売買相場を勘案し、郵政大臣が定
めて公示すること。

(二) 郵政大臣は、郵便局において受託販売を
行う旅行小切手に係る換算割合その他の条
件を公示するものとする。

3 外国為替及び外国貿易管理法の適用

この法律の定める外国通貨の両替及び旅行
小切手の売買については、外国為替及び外国
貿易管理法の適用があるものとする。こ
の場合において、同法中「許可」とあり、及び
「認可」とあるのは、「承認」とすること。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日
から施行すること。

(二) 関係法律について所要の改正を行うこ
と。

二 議案の可決理由

本案は、住民及び旅行者の利便を図るため、
郵政官署において外国通貨の両替並びに旅行小
切手の受託販売及び買取りを行おうとするもの
で、その措置は妥当なものと認め、これを可決
すべきものと議決した次第である。

平成三年四月十七日

通信委員長 野中 広務
衆議院議長 櫻内 義雄殿

電波法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三年三月十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

電波法の一部を改正する法律
案(議案)

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部
を次のように改正する。

第六条第一項第七号中、「第三十二条及び第三
十三条」と及び第三十二条に改め、同条第三項を
次のように改める。

3 船舶局(船舶の無線局のうち、無線設備が遭
難自動通報設備又はレーダーのみのものを以外の

ものをいう。以下同じ。)の免許を受けようとする
者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項の
ほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければ
ならない。

一 その船舶に関する次の事項

イ 所有者

ロ 用途

ハ 総トン数

ニ 航行区域

ホ 主たる停泊港

ヘ 信号符号

ト 旅客船であるときは、旅客定員

チ 国際航海に従事する船舶であるときは、
その旨

リ 船舶安全法第四十一条ただし書の規定
により無線電信又は無線電話の施設を免除
された船舶であるときは、その旨

二 第三十五条の規定による措置をとらなけれ
ばならない船舶局であるときは、そのとるこ
ととした措置

第十條中「通信長」を「遭難通信責任者」に改め
る。

第三十三條を次のように改める。
(義務船舶局の無線設備の機能)

第三十三條 義務船舶局の無線設備には、郵政省
令で定める船舶及び航行区域の区分に応じて、
送信設備及び受信設備の機能、遭難自動通報設
備の機能、船舶の航行の安全に関する情報を受
信するための機器その他の郵政省令で定める機
器を備えなければならない。

第三十四條を削り、第三十三條の二の前の見出

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案及び同報告書 電波法の一部を改正する法律案及び同報告書

第三十五條を次のように改める。

一 予備設備を備えること。

三 その船舶の航行中に行う整備のために必要な計器及び予備品を備え付けること。

第三十七条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第三十三条の規定により備えなければなら
ない無線設備の機器（第二号及び前号に掲げ
るものを除く。）

六 第三十四条本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器

第三十九條第一項、第四十八條の二第二項及び第二項第一号並びに第四十八條の三第一号中「船舶局の」を「義務船舶局等の」に改める。

第五十条の見出しを「遭難通信責任者の配置等」に改め、同条第一項を次のように改める。

つて、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における第五十条第一号から第三号までに掲げる通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、郵政省令で定める無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

第六十一条中「呼出」を「呼出し」に改め、「補助設備、」を削る。

第六十二条第二項中「海岸局」の下に「（船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）」を加える。

第六十三条の見出しを「(海岸局等の運用)」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項を同条とする。

第六十五条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「周波数(同表の三の項に掲げる無線局にあつては、同表の下欄に掲げる周波数とする。)(^ニ)」の指定を受けている」を削り、「時間中」の下に「同表の四の項に掲げる無線局にあつてはその運用義

務時間（無線局を選用しなければならぬ時間）を「聴守（同表の四の項に掲げる無線局にあつては、緊急自動受信機による聴守を除く。）をしなければ」に改め、同項の表の一の項中「指定を受けて

いる周波数のうち」を削り、同表中

百五十六・六五メガヘルツ

局
百五十六・六五メガヘルツ、百
五十六・八メガヘルツ及び郵政
省令で定める周波数

項を同条とする。

第七十條を次のように改める。

第七十条 削除

第九十九条の十二第一項第一号中「計器及び予

備品の備付け」の下に、「第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）」を加え、「第三十四条及び」を

条第二項(無線従事者の資格別員数の指定)を「第

五十条（避難通信責任者の配置等）に、「第六十五
条第一項及び第四項」を「第六十五条」に改める。

附則第十三項中、「第五十条第一項、第六十三条第一項」を削る。

行期日

1 この法律は、平成四年二月一日から施行する。

(經過措置)

2 電波法第十三条第三項に規定する義務船舶局
（以下単に「義務船舶局」という。）であつて、平成七年一月三十一日以前に建造され、又は建造に着手された船舶のものについては、船舶局無縁従事者証明に關する事項を除き、平成十一年一月三十一日まで（当該義務船舶局が同日前に改正後の電波法（以下「新法」という。）第三十三条の規定により備えなければならないこととされる機器を備える場合にあつては、当該機器を備える日まで）は、なお従前の例による。

8 前項の規定によりなお従前の例によることと
される義務船舶局には、同項の規定にかかわら
ず、新法第三十三条の規定により備えなければ
ならないこととされる機器のうち、遭難自動通
報設備の機器及び船舶の航行の安全に関する情
報を受信するための機器であつて郵政省令で定
めるものを平成十一年一月三十一日前の郵政省
令で定める日までに備えなければならない。こ
の場合において、当該郵政省令で定める機器
(船舶の航行の安全に関する情報を受信するた
めのものに限る。)は、新法第三十七条第五号に
掲げる機器とみなして、同項の規定にかかわら
ず、同条の規定を適用する。

4 新法第三十七条第五号及び第六号の規定によ

り新たにその型式について郵政大臣の行う検定に合格したものでなければ施設してはならないこととされた無線設備の機器(次項において「新たな検定対象機器」という。)であつて、この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格したものは、同条に規定する検定に合格した型式のものとなす。

5 この法律の施行の際現に船舶に施設している新たな検定対象機器であつて、この法律の施行前に改正前の電波法(次項において「旧法」という。)第十条又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に施設している間は、新法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとなす。

6 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明について郵政大臣がした処分、手続その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定によりしたものとみなし、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明を受けようとする者又はこの法律の施行の際現に船舶局無線従事者証明を受けている者がした申請その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定によりしたものとみなす。

理 由

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、義務船舶局等の無線設備の条件及び遭難通信責任者の配置について定め、並びに船舶局等の運用に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、義務船舶局等の無線設備の条件及び遭難通信責任者の配置について定め、並びに船舶局等の運用に関する規定を整備する等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正関係

- (一) 船舶局の免許の申請書に添付する書類には、現行の記載事項のほか、義務船舶局の無線設備について予備設備を備える等の措置を記載させることとする。
- (二) 義務船舶局には、郵政省令で定める無線設備の機器を備えなければならないこととする。
- (三) 義務船舶局及び郵政省令で定める船舶地

球局(義務船舶局等)の無線設備は、機械的原因、電気的原因等による妨害を受けない場所等に設置しなければならないこととする。

(四) 義務船舶局等の無線設備には、郵政省令で定めるところにより、予備設備を備える等の措置をとらなければならないこととする。

(四) 義務船舶局等の無線設備の機器については、郵政大臣の行う検定に合格した型式のものでなければ施設してはならないこととする。

(四) 義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督を行う無線従事者は、船舶局無線従事者証明を受けたものでなければならないこととする。

(四) 国際航海に従事する船舶の義務船舶局には、遭難通信責任者として郵政省令で定める無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならないこととする。

(四) 船舶局等であつて郵政省令で定めるものは、百五十六・八メガヘルツの周波数等で聴守しなければならないこととする。

2 その他

(一) 船舶局の無線設備について、非常灯、送話管等の備付けを要しないこととする。

(二) 義務船舶局の送信設備について、有効通信距離を定めなければならないこととする。

(三) 義務船舶局の無線電信について、補助設備を要しないこととする。

(四) 船舶局について、通信長の配置を要しないこととする。

(四) 船舶局について、運用しなければならない時間を定めなければならないこととする。

(四) 船舶局について、海岸局に通信機入出の通知を要しないこととする。

(四) 義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器についての郵政省令の制定等については、電波監理審議会に諮問しなければならないこととする。

(四) その他規定の整備をすること。

3 施行期日等

(一) この法律は、平成四年二月一日から施行すること。

(二) 平成七年一月三十一日以前に建造され、又は建造に着手された船舶の義務船舶局について、所要の経過措置を設けることとする。

(三) その他所要の経過措置を設けることとする。

二 議案の可決理由

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備え

年	度	金	額
平成四年度		三千二百四十五億円	
平成五年度		三千二百九十四億円	
平成六年度		二千五百三十五億円	
平成七年度		二千五百七十五億円	
平成八年度		二千七百八億円	
平成九年度		千八百七十億円	
平成十年度		千九百十億円	
平成十一年度		千九百五十一億円	
平成十二年度		千三十億円	
平成十三年度		千二億四千万円	

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
二	一	警察費	警察職員数	一人につき	八、五二四、〇〇〇円
		二 土木費			
		1 道路橋りょう費			
		(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二二一、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六、三二一、〇〇〇
		2 河川費			
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一〇七、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、四〇七、〇〇〇
		3 港湾費			
		(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三〇、一〇〇
		(2) 投資的経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	一三、〇〇〇
		4 その他の土木費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	一四、〇〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	八六七
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、八二〇
		三 教育費			
三	一	小学校費	教職員数	一人につき	三、九九一、〇〇〇
		2 中学校費	教職員数	一人につき	四、〇二一、〇〇〇
		3 高等学校費	教職員数	一人につき	六、五三一、〇〇〇
		(1) 経常経費	生徒数	一人につき	四六、四〇〇
		(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三九、五〇〇
		4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	四、〇七二、〇〇〇
		(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	一八〇、〇〇〇
		(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	八五三、〇〇〇
		(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、〇二四、〇〇〇
		5 その他の教育費	人口	一人につき	三、五六〇

四	一	厚生労働費	町村部人口	一人につき	六、九三〇
		2 社会福祉費			
		(1) 経常経費	人口	一人につき	四、五四〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	五九八
		3 衛生費	人口	一人につき	六、六八五
		4 労働費	人口	一人につき	六六四
		5 産業経済費	失業者数	一人につき	一、一五三、〇〇〇
		1 農業行政費			
		(1) 経常経費	農家数	一戸につき	七五、五〇〇
		(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八六、九〇〇
		2 林野行政費			
		(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	三、四八〇
		(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一二、五〇〇
		3 水産行政費			
		(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	一八四、〇〇〇
五	(2)	投資的経費	水産業者数	一人につき	一〇六、〇〇〇
		4 商工行政費	人口	一人につき	一、七一〇
		6 その他の行政費			
		1 徴税費	世帯数	一世帯につき	九、六二〇
		2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、二九二、〇〇〇
		3 その他の諸費	人口	一人につき	四、七八〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	三、九六〇
		(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	一、二二七、〇〇〇
		七 災害復旧費			
		八 地方税減収補てん償還費	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債に充てられた地方債の額	千円につき	九一
		九 財源対策償還費	昭和六十年度から昭和六十三年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	六六

九〇

十一 地域財政特例 対策債償還費	地域財政特例対 策のため昭和五 十七年度から平 成七年度までの 各年度において 特別に発行を許 可された地方債 の額	千円につき
十二 臨時財政特例 債償還費	臨時財政特例対 策のため昭和六 十年度から平成 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	千円につき

附則第五條第一項中、平成二年度を、平成三年度に、「一兆五千二百二十一億三千五百万円」を「四千五百一億四千万円」に、「平成二年度分の借入金限度額」を「平成三年度分の借入金限度額」に、「平成三年度」を、平成四年度に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除	額
平成四年度		三百六十億円
平成五年度		三百七十億円
平成六年度		三百九十億円
平成七年度		四百十億円
平成八年度		四百三十億円
平成九年度		四百六十億円
平成十年度		四百八十億円
平成十一年度		五百十億円
平成十二年度		五百三十億円

(一般会計からの繰入金)

第七條 第四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成三年度にあつては同条の規定により算定した額から五千億円を減額した額とし、平成四年度から平成十三年度までの各年度にあつ

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(二) 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

では同条の規定により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成四年度	三千二百四十五億円
平成五年度	三千二百九十四億円
平成六年度	二千五百三十五億円
平成七年度	二千五百七十五億円
平成八年度	二千七百八億円
平成九年度	千八百七十億円
平成十年度	千九百十億円
平成十一年度	千九百五十一億円
平成十二年度	千三十億円
平成十三年度	千二億四千万円

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和六十五年」を「平成七年度」に、「年四分五厘」を「年五分」に、「年三分五厘」を「年二分」に、「昭和七十年」を「平成十二年度」に改める。

第三条中「昭和六十五年」を「平成七年度」に改める。

第四条第三項中「〇・二に満たないときは、〇・二」を「負数となるときは、零」に、「 $0.5+0.5$ 」を「 $0.4+0.5$ 」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和六十五年」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「年四分五厘」を「年五分」に、「年三分五厘」を「年二分」に改める。

第四条中「昭和六十五年」を「平成七年度」に改める。

第五条第二項中「 $0.4+0.5$ 」を「 $0.3+0.7$ 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。(土地開発基金等の基準財政需要額への算入)

3 平成三年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 土地開発基金費 二 地域福祉基金費 三 財源対策債償還基金費	人口 昭和六十年から昭和六十三年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき一、〇〇〇円 一人につき六四七 千円につき九七八
市町村	一 土地開発基金費 二 地域福祉基金費 三 財源対策債償還基金費	人口 昭和六十年から昭和六十三年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき三、〇〇〇 一人につき八〇〇 千円につき九七八

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人
二 昭和六十年から昭和六十三年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てられた昭和六十一年から昭和六十三年までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	千円

平成三年四月十八日 衆議院會議録第二十四号(一)

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書 地価税法案及び同報告書

九四

- (9) 地方財政の健全化を図るため、平成三年度に限り、財源対策債償還基金費を設けること。
- (10) その他所要の改正を行うこと。
- 2 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正
- (11) 関係都道府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を平成七年度までに発行を許可された地方債とし、平成三年度以降に発行を許可される地方債の利子補給及び平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る平成八年度以降の各年度の利子補給については、利子補給の基準となる利率を縮減するものとする。
- (12) 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を平成七年度までに行われる事業とすること。
- (13) その他所要の経過規定等を設けること。
- 3 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正
- (14) 関係都府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を平成七年度までに発行を許可された地方債とし、平成三年度以降に発行を許可される地方債については、利子補給の基準となる利率を縮減するものとする。
- (15) 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を平成七年度までに行われる事業とすること。

年度までに行われる事業とすること。

(16) その他所要の経過規定等を設けること。

二 議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみ、平成三年度分の地方交付税の総額の特例、普通交付税の単位費用の改正等の措置を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成三年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入に十五兆九千七百四十九億千円が計上されている。

右報告する。

平成三年四月十八日

地方行政委員長 森田 一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

地価税法案

右 国会に提出する。

平成三年二月八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

地価税法

目次

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 課税価格、基礎控除及び税率(第十六条—第二十三条)

第三章 土地等の評価(第二十三条—第二十四条)

第四章 申告及び納付(第二十五条—第三十条)

第五章 更正及び決定(第三十一条—第三十二条)

第六章 雑則(第三十三条—第三十八条)

第七章 罰則(第三十九条—第四十三条)

附則

第一章 総則

(題旨)

第一条 この法律は、地価税について、納税義務者、課税の対象、税額の計算の方法、申告及び納付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地等 国内(この法律の施行地をいう。以下この章において同じ。)にある土地及び借地権等をいう。

二 借地権等 借地権のほか、国内にある土地の上に存する権利その他これに類するもので、次に掲げるものをいう。

イ 地上権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九条ノ二第一項(地下又は空中の地上権)の地上権に準ずる地役権その他の権利で政令で定めるものを含む。)

ロ 構築物その他の工作物の設置を目的とする賃借権(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十四条(土地の占用の許可)の規定による同条に規定する河川区域内の土地の占用の許可に基づく権利その他の政令で定めるものを含む。)

ハ 永小作権及び農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項(定義)に規定する農地又は採草放牧地の上に存する賃借権(同法第二十条第一項本文(農地又は採草放牧地の賃借の解約等の制限)の規定の適用がある賃借権に限る。)

三 借地権 借地法(大正十年法律第四十九号)第一条(借地権の定義)に規定する借地権をいう。

四 課税時期 その年一月一日午前零時をいう。

五 公共法人 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一(公共法人の表)に掲げる法人をいう。

六 公益法人等 法人税法別表第二(公益法人等の表)に掲げる法人をいう。

七 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

八 普通法人 法人税法第二条第九号(定義)に規定する普通法人をいう。

九 建物 一棟の建物をいい、建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第一条(建物の区分所有)の規定に該当する建物にあっては、同法第二条第一項(定義)に規定する建物の部分をいう。

十 更地の価額 土地の価額をいい、当該土地の使用又は収益に關し借地権等その他の制限が存する場合には、これらの制限が存しないものとした場合における当該土地の価額をいう。

十一 修正申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書をいう。

十二 更正 国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。

十三 決定 第十四条の場合を除き、国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)
第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律(前条第六号を除く。)の規定を適用する。

(納税義務者)
第四条 土地等を有する個人及び法人は、この法律により、地価税を納める義務がある。

(課税の対象)
第五条 個人又は法人が課税時期において有する土地等には、この法律により、地価税を課する。

(非課税)
第六条 国及び公共法人が有する土地等については、国及び当該公共法人には、地価税を課さない。

2 公益法人等有する土地等については、当該公益法人等には、地価税を課さない。ただし、次に掲げる土地等については、この限りでない。

- 一 当該公益法人等の定款又は寄附行為(規則その他これらに準ずるものを含む。)に定められた目的を達成するための業務の用(次号において「業務目的の用」という。)以外の用に供されている土地等
- 二 いずれの者の業務の用にも供されていない土地等(以下この号において「未利用地」という。)

う。)で、当該公益法人等によるその取得の日又は当該公益法人等の業務の用に供されなくなった日(以下この号においてこれらの日を「特定日」という。)以後課税時期まで少なくとも一年以上引き続き未利用地であるもの(イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める未利用地を除く。)

イ 当該公益法人等が、当該未利用地を当該課税時期から当該課税時期以後三年(政令で定める規模以上の面積の土地を必要とする業務目的の用に供する未利用地であつては、五年)を経過する日までの期間(以下この号において「供用計画期間」という。)内にその業務目的の用に供することが確定であると認められることにつき当該公益法人等に係る主務官庁の確認を受けて、大蔵省令で定めるところにより当該主務官庁が確認したことを証する書類を納税地を所轄する税務署長に届け出た場合(特定日以後既に当該未利用地につきこの号の規定による届出をした場合を除く。)

ロ イの届出に係る供用計画期間の末日前一年以内に災害その他当該公益法人等の責に帰することができない事由が生じた場合において、当該公益法人等が、当該未利用地を業務目的の用に供することができないこととなつたことにつき当該公益法人等に係る主務官庁の確認を受け、大蔵省令で定めるところにより当該主務官庁が確認したことを証する書類を納税地を所轄する税務署

長に届け出たとき。当該公益法人等が同日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間内に含まれる課税時期において有する当該未利用地

3 次の各号のいずれかに該当する土地等については、地価税を課さない。

一 国、公共法人、公益法人等又は別表第一第二十五号に規定する法人(以下この項において「国等」という。)により借地権等が設定されている土地等その他国等に貸し付けられている土地等(民法第二百六十九条ノ二第一項(地下又は空中の地上権)の地上権その他これに準ずる権利が設定されているもの、貸付けの期間が短期であるものその他の政令で定めるものを除く。)

二 専ら国等に貸し付けられている建物その他の工作物(第五項及び第十七条において「建物等」という。)で政令で定めるものの用に供されている土地等

4 人格のない社団等有する土地等でその行う事業(法人税法第二十三条(定義)に規定する収益事業(以下この項において「収益事業」という。))を除く。の用に供されているもの(当該土地等が当該人格のない社団等の収益事業の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該収益事業の用に供されている部分として政令で定める部分を除く。))については、当該人格のない社団等には、地価税を課さない。

5 別表第一に掲げる土地等に該当するもの(当該土地等が同表第五号、第六号、第八号から第十九号まで及び第二十一号から第二十四号までの規定に規定する施設、設備又は工作物(以下

この項において「施設等」という。))の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該施設等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該施設等として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限定する。については、地価税を課さない。

6 課税時期における一平方メートル当たりの更地の価額として政令で定めるところにより計算した金額が三万円以下である土地等については、地価税を課さない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項第二号に規定する未利用地に該当するかどうかの判定の細目その他同項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(居住用土地等の非課税)
第七条 個人が有する建物で自己の居住の用に供しているもの(当該個人が自己の居住の用に供している建物を二以上有する場合には、主として自己の居住の用に供していると認められる一の建物に限る。以下この項及び第三項において「居住用建物」という。))が次の各号に掲げる居住用建物のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める土地等については、地価税を課さない。

- 一 次に掲げる居住用建物 これらの居住用建物の用に供されている土地等
- イ その全部を自己の居住の用に供している居住用建物
- ロ その全部を自己の居住の用及び他人の居住の用に供している居住用建物

二 次に掲げる居住用建物 これらの居住用建物の用に供されている土地等のうちイ又はロの居住の用に供している部分として政令で定める部分

イ その一部を自己の居住の用に供している居住用建物

ロ その一部を自己の居住の用及び他人の居住の用に供している居住用建物

2 個人又は法人が有する建物で他人の居住の用(当該建物を有する普通法人又は当該普通法人と政令で定める特殊の関係のある普通法人の法人税法第二条第十五号(定義)に規定する役員)の居住の用を除く。以下この項において同じ。)に供しているもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において「貸家賃建物」という。)が次の各号に掲げる貸家賃建物のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める土地等については、地価税を課さない。

一 その全部を当該他人の居住の用に供している貸家賃建物 当該貸家賃建物の用に供されている土地等

二 その一部を当該他人の居住の用に供している貸家賃建物 当該貸家賃建物の用に供されている土地等のうち当該他人の居住の用に供している部分として政令で定める部分

3 前二項の場合において、第一項各号又は前項各号に定める土地等(居住用建物又は貸家賃建物)がその構造上区分された数個の部分の各部分(以下この項において「各独立部分」という。)を独立して住居の用に供することができるものであるときは、当該土地等のうち当該各独立部分に対応するものとして政令で定める各部分

の面積が千平方メートルを超えるときは、当該土地等のうち当該超える部分に対応する部分として政令で定める部分については、前二項の規定は、適用しない。

4 第一項及び第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自己の居住の用 建物を有する個人又は当該個人の親族で当該個人と生計を一にするもの(次号において「建物」を有する個人等)という。の居住の用をいう。

二 他人の居住の用 建物を有する個人等以外の個人の居住の用をいう。

5 第一項から第三項までに定めるもののほか、建物を居住の用に供しているかどうかの判定の方法その他第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国公館等の土地等の非課税)

第八条 外国の次に掲げる施設の用に供される土地等については、地価税を課さない。

一 大使館、公使館又は領事館
二 前号に掲げる施設に類する施設で外交、領事その他の任務を遂行するために必要な施設として政令で定めるもの

2 前項の規定は、同項の外国が地価税に類似する租税をその国において日本国の同項第二号に掲げる施設の用に供される土地等について免除しない場合には、当該外国の当該施設の用に供される土地等については、適用しない。

(信託財産に属する土地等の帰属)
第九条 信託財産に属する土地等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定

める者が当該土地等を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託又は法人税法第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百二十八条第三項(基金の業務)若しくは第百三十七条の十五第四項(連合会の業務)に規定する契約に係る信託の信託財産に属する土地等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合 その受益者二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。

3 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、課税時期の現況による。

(個人の納税地)

第十条 個人の地価税の納税地は、その個人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所地
二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所地
三 国内に住所及び居所を有しない者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他

これらに準ずるもの(以下この条から第十二条までにおいて「事務所等」という。)を有するものである場合 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

四 前三号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

(個人の納税地の特例)

第十一条 国内に住所のほか居所を有する個人で所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十六条第一項(納税地の特例)の規定の適用を受けようとする者(第十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があった日後における地価税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所又は居住地以外の場所に事務所等を有する個人で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者(第十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があった日後における地価税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地。次項において同じ。)とする。

3 前二項の規定により居所地又は事務所等の所在地を地価税の納税地としている個人が所得税法第十六条第五項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があった日後における

2 国税局長は、前項の規定により地価税の納税地を指定したときは、同項の個人又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。

第十六条 地価税の課税額格は、個人又は法人が課税時期において有する土地等（第六条から第八条までの規定により地価税が非課税とされるものを除く。以下この章において同じ。）の価額を合計した金額とする。

3 前二項の規定は、大蔵省令で定めるところにより、別表第二に掲げる土地等（同表第九号に掲げる土地等を除く。）又は前項に規定する土地等のいずれかに該当する旨を証する書類が保存

三万円に当該借地権等の価額が更地の価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を、当該土地等が借地権等以外のもの（以下この号において「底地」という。）であるとす。三万円に当該底地の価額が更地の価

額のうち占める割合を乗じて計算した金額

2 前項の規定による控除は、基礎控除という。
(未分割遺産である土地等がある場合の課税価格等の計算)

第十九条 相続又は包括遺贈により取得した土地等の全部又は一部が課税時期において共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない土地等については、各共同相続人又は包括受遺者が民法(第九百四条の二(寄与分)を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該土地等を取得したものとしてその課税価格及び前条第一項第二号に掲げる金額(以下この章において「課税価格等」という。)を計算するものとする。ただし、その後当該土地等の分割があつた場合において、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した土地等を基礎として計算した課税価格等が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格等と異なることとなつたときは、当該分割により取得した土地等を基礎として当該課税時期における課税価格等を計算するものとする。

(仮換地等の指定があつた場合の課税価格等の計算)

第二十条 次の各号に掲げる事業が施行され、その施行に係る土地等につき当該各号に規定する法律の定めるところにより仮換地又は一時利用地の指定があつた場合において、当該仮換地又は一時利用地に係る土地等についてこれを使用し、又は収益することができるとなつたときは、当該使用し、又は収益することができ

こととなつた日から換地処分の公告がある日までの間は、当該仮換地又は一時利用地に係る土地等を従前の土地等であるものとみなして課税価格等を計算するものとする。

一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業

二 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による土地整理

三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業

四 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業

五 農用地整備法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イ(業務の範囲)の事業

(政令への委任)

第二十一条 前二条に定めるもののほか、建物の区分所有等に関する法律第二十四条(定義)に規定する共用部分を同法第二十七条第一項(管理所有)の規定により同項の管理者が有するものとされている場合における課税価格等の計算その他課税価格等の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。

(税率)

第二十二条 地価税の額は、課税価格から基礎控除の額を控除した残額に千分の三の税率を乗じて計算した金額とする。

第三章 土地等の評価

(評価の原則)

第二十三条 土地等の価額は、次条に定めるものを除き、課税時期における時価による。

2 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十六條の三第一項(土地評価審議会)に規定する土地評価審議会は、相続税に係る同条第二項の土地の評価に関する事項と併せて土地等の評価に関する事項で国税局長がその意見を求めたものについても、調査審議するものとする。

(地上権及び永小作権の評価)

第二十四条 地上権(借地権又は民法第二百六十条ノ二第一項(地下又は空中の地上権)の地上権に該当するものを除く。以下この条において「地上権等」という。)の価額は、次の各号に掲げる地上権等の区分に応じ、その目的となつて土地の課税時期における当該地上権等が設定されているものとした場合の時価に、当該各号に定める割合を乗じて計算した金額による。

一 残存期間が十年以下であるもの 百分の五

二 残存期間が十年を超え十五年以下であるもの 百分の十

三 残存期間が十五年を超え二十年以下であるもの 百分の二十

四 残存期間が二十年を超え三十五年以下であるもの 百分の三十

五 残存期間が三十五年を超え四十年以下であるもの及び地上権で存続期間の定めのないもの 百分の四十

六 残存期間が四十年を超え四十五年以下であるもの 百分の五十

七 残存期間が四十五年を超え五十年以下であるもの 百分の六十

八 残存期間が五十年を超え五十五年以下であるもの 百分の七十

九 残存期間が五十五年を超え六十年以下であるもの 百分の八十

十 残存期間が六十年を超え六十五年以下であるもの 百分の九十

第四章 申告及び納付

第二十五条 課税時期において土地等を有する者は、その年の課税価格が基礎控除の額を超えるときは、その年十月一日から同月三十一日までの間に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 その年の課税価格及び基礎控除の額

二 地価税の額

三 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出すべき個人がその年の課税時期から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合に、その相続人(包括受遺者を含む。)は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日(その日が当該申告書の提出期限までの日である場合には、当該申告書の提出期限)までに、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。

8 第一項の規定による申告書を提出すべき法人がその年の課税時期から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで合併により消滅した場合に、その合併に係る法人税法第二十一条(定義)に規定する合併法人は、政令で定めるところにより、その合併の日の翌日から四月を経過した日の前日(その日が当該申告書の提出期限までの日である場合には、当該申告書の提出期限)までの日である場合には、当

九 残存期間が四十五年を超え五十年以下であるもの 百分の八十

十 残存期間が五十年を超え五十五年以下であるもの 百分の九十

九 残存期間が四十五年を超え五十年以下であるもの 百分の八十

十 残存期間が五十年を超え五十五年以下であるもの 百分の九十

九 残存期間が四十五年を超え五十年以下であるもの 百分の八十

十 残存期間が五十年を超え五十五年以下であるもの 百分の九十

九 残存期間が四十五年を超え五十年以下であるもの 百分の八十

十 残存期間が五十年を超え五十五年以下であるもの 百分の九十

該申告書の提出期限)までに、税務署長に對し、当該申告書を提出しなければならない。

4 第一項の規定による申告書を提出すべき法人につきその年の課税時期から当該申告書の提出期限までの間に残余財産が確定した場合には、その法人は、その確定した日の翌日から一月を経過した日の前日(その日が当該提出期限後の日である場合には、当該提出期限)まで(それまでに残余財産の最後の分配が行われる場合には、その行われる日の前日まで)に、税務署長に對し、当該申告書を提出しなければならない。

5 第二項の規定による申告書には、大蔵省令で定めるところにより、その年の課税時期において有する土地等の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

(相続等により土地等を取得した場合の申告期限の特例)

第二十六条 その年の課税時期前に開始した相続又はその相続に係る遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この章において同じ。)により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、当該土地等の取得をしなかったとした場合においても前条第一項の規定による申告書を提出しなければならないこととなるものが、当該申告書の提出期限の前日から起算して四年前の日から当該提出期限までの間に、当該相続の開始があったことを知った場合又は次の各号に掲げる事実が生じたことを知った場合には、その年の課税時期に係る当該申告書の提出期限は、当該相続の開始があったことを知った日(次項において「相続確認日」という。)の翌日から四月を経過した日の前日(そ

の日までに次の各号に掲げる事実が生じたことを知ったときは、当該事実が生じたことを知った日(以下この条において「分割等確認日」という。)の翌日から四月を経過した日の前日)又は分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日とする。

一 第十九条の規定により、分割されていない土地等について民法(第九百四条の二(寄与分)を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格又は第十八条第一項第二号に掲げる金額(以下この号において「課税価格等」という。)が計算されていた場合において、その後当該土地等の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した土地等を基礎として計算した課税価格等が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格等と異なることとなったこと。

二 民法第七百八十七条(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百九条第二項(相続放棄の取消し等)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分による減殺の請求があったこと。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。

2 相続確認日の属する年の課税時期前に開始した相続又はその相続に係る遺贈により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、第一項各号に掲げる事実が生じたことにより新たに既往年等の申告書(当該相続の開始の日から相続確認日までの期間内に含まれる課税時期に係る前条第一項の規定による申告書をいう。以下この項において同じ。)を提出しなければならないこととなるものの当該既往年等の申告書の提出期限は、当該分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日(その日までに前項各号に掲げる事実が生じたことを知ったときは、当該分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日)とする。ただし、当該相続確認日の属する年の課税時期から当該課税時期に係る前条第一項の規定による申告書の提出期限の前日から起算して四年前の日の前日までの間に当該相続の開始があったことを知ったときは、当該課税時期に係る当該申告書の提出期限は、同項に規定する提出期限(同日の翌日から当該提出期限までの間に当該事実が生じたことを知ったときは、分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日)とする。

の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、当該土地等を取引したことにより新たに既往年等の申告書(当該相続の開始の日から相続確認日までの期間内に含まれる課税時期に係る前条第一項の規定による申告書をいう。以下この項において同じ。)を提出しなければならないこととなるものの当該既往年等の申告書の提出期限は、当該分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日(その日までに前項各号に掲げる事実が生じたことを知ったときは、当該分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日)とする。ただし、当該相続確認日の属する年の課税時期から当該課税時期に係る前条第一項の規定による申告書の提出期限の前日から起算して四年前の日の前日までの間に当該事実が生じたことを知ったときは、当該課税時期に係る当該申告書の提出期限については、この限りでない。

(修正申告の特例)

第二十七条 第二十五条第一項の規定による申告書(その提出期限後に提出されたものを含む。次項において同じ。)を提出した者又は地価税について決定を受けた者は、相続又は遺贈により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした場合において、当該申告書の提出期限後に当該相続の開始があったことを知り、かつ、当該土地等の取得をしたことにより既に確定した納付すべき地価税の額に不足額を生ずることとなったときは、大蔵省令で定めるところにより、当該相続の開始があったことを知った日の翌日から四月を経過した日の前日(その日までに前条第一項各号に掲げる事実が生じたことを知ったときは、当該事実が生じたことを知った日の翌日から四月を経過した日の前日)までに、税務署長に對し、修正申告書を提出しなければならない。

2 第二十五条第一項の規定による申告書を提出した者又は地価税について決定を受けた者は、相続又は遺贈により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした場合において、当該申告書の提出期限後に前条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより既に確定した納付すべき地価税の額に不足額を生ずることとなったと

き(前項の規定により同項の修正申告書を提出する場合を除く。)は、大蔵省令で定めるところにより、当該事実が生じたことを知った日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に対し、修正申告書を提出しなければならない。

3 第二十五条第二項の規定は、前二項の規定による修正申告書を提出すべき個人が当該修正申告書の提出期限までに当該修正申告書を提出しないで死亡した場合について、同条第三項の規定は、当該修正申告書を提出すべき法人が当該提出期限までに当該修正申告書を提出しない場合により消滅した場合について、同条第四項の規定は、当該修正申告書を提出すべき法人につき当該提出期限までに残余財産が確定した場合について、それぞれ準用する。

(納付)

第二十八條 第二十五条第一項の規定による申告書を提出した者(次項の規定に該当する法人を除く。)は、当該申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる地価税の額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該地価税の額の二分の一に相当する金額の地価税を、当該申告書の提出期限の属する年の翌年三月三十一日(当該申告書が同条第二項若しくは第三項又は第二十六条の規定に係るものであるときは、これらの規定に規定する提出期限の翌日から五月を経過した日の前日)までに、当該地価税の額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する地価税を国に納付しなければならない。

2 第二十五条第一項の規定による申告書で同条第四項の規定に係るものを提出した法人は、当

該申告書に記載した同条第二号に掲げる地価税の額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該地価税の額に相当する地価税を国に納付しなければならない。

3 前条第一項又は第二項の規定による修正申告書を提出した者(次項の規定に該当する法人を除く。)は、当該修正申告書に記載した同条第一項又は第二項に規定する不足額があるときは、当該修正申告書の提出期限までに、当該不足額の二分の一に相当する金額の地価税を、当該修正申告書の提出期限の翌日から五月を経過した日の前日までに、当該不足額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する地価税を国に納付しなければならない。

4 前条第一項又は第二項の規定による修正申告書で同条第三項において準用する第二十五条第四項の規定に係るものを提出した法人は、当該修正申告書に記載した前条第一項又は第二項に規定する不足額があるときは、当該修正申告書の提出期限までに、当該不足額に相当する地価税を国に納付しなければならない。

5 国税通則法第三十五条第二項各号(申告納税方式による国税等の納付)に掲げる金額に相当する地価税に係る同項の規定の適用については、同項中「延納に係る国税その他国税に関する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限」とあるのは、「法定納期限が同日後に到来する部分の地価税については、当該法定納期限」とする。

第二十九條 その年の課税価格の計算の基礎となつた土地等につきその年の課税時期からその

翌年の課税時期の前日までの間に贈与(著しく低い価額の対価による譲渡を含む)、遺贈又は寄附行為による移転があつた場合においては、当該贈与若しくは遺贈により当該土地等の取得をした者又は当該寄附行為により設立された法人は、当該贈与、遺贈又は寄附行為をした者のその年の課税時期に係る地価税の額に当該贈与、遺贈又は寄附行為に係る土地等の価額(当該土地等につき第十七条の規定の適用があるときは、当該土地等の価額に二分の一を乗じて計算した金額)がその年の課税価格のうちを占める割合を乗じて計算した金額に相当する地価税について、当該贈与、遺贈又は寄附行為により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

(更正の請求の特例)

第三十條 第二十五条第一項の規定による申告書(その提出期限後に提出されたものを含む。)を提出した者又は地価税について決定を受けた者(その包括承継人を含む。)は、第二十六条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより既に確定した納付すべき地価税の額が過大となつたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該事実が生じたことを知った日の翌日から四月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額(これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その修正申告又は更正後の金額)について国税通則法第二十三条第一項(更正の請求の規定による更正の請求をすることができる。

第五章 更正及び決定

(更正の特例等)

第三十一條 税務署長は、第二十七条の規定に該当する者が同条第一項又は第二項の規定による修正申告書を提出しなかつた場合には、当該修正申告書に記載すべきであつた課税価格、基礎控除の額又は地価税の額につき更正を行う。

2 第二十七条第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の規定による更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第二十七条に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条(修正申告の効力)の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第二十七条に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで(国税の納付義務の確定等)の規定中「法定申告期限」とあるのは「地価税法第二十七条(修正申告の特例)に規定する修正申告書の提出期限」と、「法定納期限」とあるのは「地価税法第二十八条第三項又は第四項(納付)に規定する地価税を納付すべき期限」と、同法第六十一条第一項第一号(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例)並びに第六十五条第一項及び第三項(過少申告加算税)中「期限内申告書」とあるのは「地価税法第二十五条第一項(申告)の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第二号及び第六十六条(無申告加算税)の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正(第二十七条第一項又は第二項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。)には、適用しない。

(同族会社の行為又は計算の否認)

第三十二条 税務署長は、法人税法第二十条第十号(定義)に規定する同族会社(以下この条において「同族会社」という。)の行為又は計算で、これを容認した場合に当該同族会社又は当該同族会社の株主等(同法第二十四条に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。)若しくは当該株主等と政令で定める特殊の関係のある者の地価税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの者の地価税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、これらの者に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額を計算することができ

2 前項の場合において、法人が同族会社に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあった時の現況によるものとする。

第六章 雑則

(帳簿の備付け等)

第三十三条 第二十五条第一項の規定による申告書を提出しなければならない者(第十七条の規定を適用しないで計算した課税価格に相当する金額が基礎控除の額に相当する金額を超えることとなる者を含む。)及び公益法人等で政令で定

めるものは、帳簿を備え付けてこれにその年の課税時期において有する土地等の地目、面積、所在地その他大蔵省令で定める事項を記録し、かつ、当該帳簿(その年において当該土地等の異動及び評価に関して作成し、又は受領した書類を含む。)を保存しなければならない。

(申告書の公示)

第三十四条 税務署長は、その年の課税時期に係る第二十五条第一項の規定による申告書又は当該申告書に係る修正申告書に記載された同項第二号に掲げる地価税の額(修正申告書については、その申告後の当該地価税の額。以下この条において同じ。)が千円を超える者について、その者の氏名又は名称、納税地及びこれらの申告書に記載された当該地価税の額を公示しなければならない。

(大蔵省令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、帳簿の保存の方法、申告書の公示の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(当該職員の見聞検査権)

第三十六条 国税庁の当該職員又は土地等を有する者の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、地価税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の土地等若しくは当該土地等に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。一 納税義務がある者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に土地等の譲渡(借地権等の設定その他当該土地等の使用又は収益をさ

せる行為を含む。以下この号において同じ。)をしたと認められる者若しくは前号に掲げる者から土地等の譲渡を受けたと認められる者又はこれらの譲渡の代理若しくは媒介をしたと認められる者

三 第一号に掲げる者の有する土地等を管理し、又は管理していたと認められる者

2 前項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地を所轄する税務署又は国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄する区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する同項第一号に掲げる者に対する質問又は検査について準用する。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(官公署等への協力要請)

第三十七条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、地価税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(固定資産課税台帳等の供覧等)

第三十八条 国税庁長官、国税局長又は税務署長が地価税に関して、市町村(地方税法(昭和二十

五年法律第二百二十六号)第七百三十四条第一項後段(都における普通税の特例)の規定により市とみなされる都を含む。以下この条において同じ。)に対し、同法第三百四十一条第九号(固定資産税に関する用語の意義)に規定する固定資産課税台帳並びに同法第三百八十七条(土地名寄帳及び家屋名寄帳)の規定による同条の土地名寄帳及び家屋名寄帳を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、当該市町村は、これらの固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳を国税庁長官又は当該国税局長若しくは当該税務署長が指定する国税庁又は国税局若しくは税務署の職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第七章 罰則

第三十九条 偽りその他不正の行為により地価税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた地価税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた地価税の額に相当する金額以下とすることができる。

第四十条 正当な理由がなく第二十五条第一項の規定による申告書又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条第一項(同条第二項において準

用する場合を含む。)の規定による当該職員
の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁
をし、又はこれらの規定による検査を拒み、
妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書
類を提示した者

第四十二条 地価税の調査に関する事務に従事し
ている者又は従事していた者が、その事務に関
して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用
したときは、これを二年以下の懲役又は三十万
円以下の罰金に処する。

第四十三条 法人の代表者(人格のない社団等の
管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務又は財産に関して第三十九条から第四十一条
までの違反行為をしたときは、その行為者を罰
するほか、その法人又は人に対して当該各条の
罰金刑を科する。

2 前項の規定により第三十九条第一項の違反行
為につき法人又は人に罰金刑を科する場合にお
ける時効の期間は、同項の罪についての時効の
期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適
用がある場合には、その代表者又は管理人がそ
の訴訟行為につきその人格のない社団等を代表
するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合
の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行
する。ただし、第三十八条の規定は、公布の日

から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律は、平成四年以後の各年の課税
時期において個人又は法人が有する土地等に係
る地価税について適用する。

(非課税に関する経過措置)

第三条 公益法人等が有する土地等での法律の
施行の日(以下「施行日」という。)において第六
条第二項第二号に規定する未利用地に該当する
ものは、施行日において取得され、又は当該公
益法人等の業務の用に供されなくなったものと
みなして、同項の規定を適用する。

2 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条
第一項(市街化区域及び市街化調整区域)に規定
する市街化区域内にある農地法第二十一条第一
(定義)に規定する農地又は採草放牧地(以下こ
の項において「市街化区域農地等」という。)で、
平成三年一月一日において次に掲げる区域内に
あるもの(課税時期において都市計画法第八条第
一項第十四号(地域地区)に掲げる生産緑地地区
内にある市街化区域農地等(生産緑地法(昭和四
十九年法律第六十八号)第十条(生産緑地の買取
りの申出)又は第十五条第一項(生産緑地の買取
り希望の申出)の規定による買取りの申出がさ
れていないものに限り。)を除く。)に係る土地等
については、平成四年から平成八年までの各年
の課税時期に係る地価税を課さない。この場合
において、第二章の規定の適用については、第
十六条中「第八条まで」とあるのは、「第八条ま
で及び附則第三条第二項」とする。

一 都の区域(特別区の存する区域に限る。)
二 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三

号)第二条第一項(定義)に規定する首都圏、
近畿圏整備法(昭和三十一年法律第百二十九
号)第二条第一項(定義)に規定する近畿圏又
は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百
二号)第二条第一項(定義)に規定する中部圏
内にある地方自治法(昭和二十二年法律第六
十七号)第二百五十二条の十九第一項(指定都
市の事務の市の区域)

三 前号に規定する市以外の市でその区域の全
部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規
定する既成市街地若しくは同条第四項に規定
する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三
項に規定する既成都市区域若しくは同条第四
項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整
備法第二条第三項に規定する都市整備区域内
にあるものの区域

(納税地に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に所得税法第十六
条第一項又は第二項(納税地の特例)の規定の適
用を受けている個人に対する第十一條第一項又
は第二項の規定の適用については、施行日にお
いてこれらの規定に規定する書類の提出があつ
たものとみなす。

2 この法律の施行の際現に所得税法第十八条第
一項(納税地の指定)又は法人税法第十八条第一
項(納税地の指定)の規定による所得税又は法人
税の納税地の指定を受けている者については、
施行日においてその納税地を地価税の納税地と
して第十三条第一項の規定による指定を受けた
ものとみなす。

3 前項の場合において、所得税法第十八条第三
項又は法人税法第十八条第二項の規定による通

知は、第十三条第二項の規定による通知とみな
す。

(平成四年の課税時期に係る地価税の税率の特
例)

第五条 平成四年の課税時期に係る地価税の税率
については、第二十二條中「千分の三」とあるの
は、「千分の二」とする。

(平成四年の課税時期に係る地価税の申告書の
提出期限に関する経過措置)

第六条 平成四年の課税時期に係る第二十五条第
一項の規定による申告書の提出期限について
は、同項中「その年十月一日から同月三十一日
まで」とあるのは「平成四年十一月十六日から同
年十二月十五日まで」と、第二十六条第二項た
だし書中「同項」とあるのは「附則第六条におい
て読み替えられた同項」とする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、
政令で定める。

(検討)

第八条 地価税の負担の在り方については、少な
くとも五年ごとに、固定資産税の土地の評価の
適正化等を勘案しつつ土地の保有に対する税負
担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、
必要があると認めるときは、地価税の課税対象
及び税率等について所要の措置を講ずるものと
する。

(相続税法の一部改正)

第九条 相続税法の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「贈与税」の下に「地価税」
を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 登録免許税法の特例(第七十一条―第八十四条の二)」を「第四章の二 地価税法の特例(第七十一条―第七十一条の八)に改める。

第一条中「贈与税」の下に「地価税」を、「相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)」の下に「地価税法(平成三年法律第 号)」を加える。

「第五章 登録免許税法の特例」を「第四章の二 地価税法の特例」に改める。

第七十一条を次のように改める。

(日本国有鉄道清算事業団の全額出資に係る会社の土地等の課税の特例)

第七十一条 日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第二十六条第一項第二号の業務として行行土地の処分公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人で政令で定めるものがある地価税法第二十一条第一号に規定する土地等(日本国有鉄道清算事業団から取得したものに限り)については、当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の全部を日本国有鉄道清算事業団が有している間は、当該土地等を日本国有鉄道清算事業団が有するものとみなして、同法の規定を適用する。

第七十一条の次に次の七条及び章名を加える。

(建築物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税)

第七十一条の二 地価税法第二十一条に規定する土地等(以下この章において「土地等」という。)で、同条第四号に規定する課税時期(以下この章において「課税時期」という。)において国の施設等(国又は地方公共団体が国民の利便を特に考慮して配置する郵便局その他の施設で大蔵省令で定めるものをいう。)として使用されている同条第九号に規定する建築物の用に供されているもの(当該建築物の一部が当該国の施設等以外の用にも供されているときは、当該国の施設等に対応する部分として政令で定める部分)については、地価税を課さない。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税法第二章の規定の適用については、同法第十六条中「第八号まで」とあるのは、「第八号まで及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第七十一条の二第二項(建築物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税)」とする。

(事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税)

第七十一条の三 事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会(以下この項及び次項において「事業協同組合等」という。)が課税時期において有する土地等で次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(第一号に規定する貸付けに係る資金の返済又は同号若しくは第二号に規定する賦払が完了したものを除く。)のうち、

当該事業協同組合等の組合員又は所属員に譲渡することが予定されているものとして大蔵省令で定めるもの(第三項において「集団化等事業用地」という。)については、当該事業協同組合等には、地価税を課さない。

一 当該事業協同組合等が高度化事業(中小企業事業法第二十一条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものをいう。)に係る高度化資金貸付け(中小企業事業法又は都道府県の同号イに掲げる業務又は事業に係る資金の貸付けをいう。)を受け、又は当該高度化事業に係る高度化分譲(中小企業事業法又は都道府県の同号ロに掲げる業務又は事業による譲渡をいう。)の対価の額を賦払の方法により支払うこととして、当該土地等取得したこと。

二 当該事業協同組合等が公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第一項第一号又は附則第十八条に規定する業務による譲渡の対価の額を賦払の方法により支払うこととして当該土地等取得したこと。

2 事業協同組合等有する土地等で前項各号に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る平成四年から平成八年までの各年の課税時期に係る地価税に対する同項の規定の適用については、同項中「満たすもの(第一号に規定する貸付けに係る資金の返済又は同号若しくは第二号に規定する賦払が完了したものを除く。)」とあるのは、「満たすもの」とする。

3 課税時期において前二項の規定の適用がある集団化等事業用地とするための地価税法第二十一条第二号に規定する借地権等(民法第二百六十九条ノ二第一項の地上権その他の権利で政令で定めるものを除く。以下この章において「借地権等」という。)が設定されている土地等については、地価税を課さない。

4 前三項の規定の適用がある場合における地価税法第二章の規定の適用については、同法第十六条中「第八号まで」とあるのは、「第八号まで及び租税特別措置法第七十一条の三第一項から第三項まで(事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税)」とする。

(優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の四 都市計画法第四十二条に規定する都市計画区域(次項において「都市計画区域」という。)内で主として住宅建設の用に供する目的で行われる次に掲げる一団の宅地の造成に関する事業(当該宅地の造成が優良な住宅地の供給に寄与するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限り)を施行する者として政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「優良宅地造成事業者」という。)が課税時期において有する土地等で当該事業に係る棚卸資産所得税法第二十一条第十六号に規定する棚卸資産若しくはこれに準ずる土地等で同法第三十五条第一項に規定する雑所得の基となるもの又は法人税法第二十一条第一号に規定する棚卸資産をいう。以下この項及び次項におい

て同じ。)に該当するもの(当該造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られた者に対して分譲されるもの(以下この項において「優先分譲宅地」という。))があるときは、当該優先分譲宅地に対応する部分として政令で定める部分を除く。以下この項及び第三項において「分譲予定地」という。については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三條第二項の規定並びに前三條の規定により地価税が非課税とされるものを除き、当該優良宅地造成事業者の同法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該分譲予定地である土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

一 都市計画法第二十九條又は附則第四項の許可(第三号において「開発許可」という。)を受けて行われる一団の宅地の造成に関する事業(当該造成される宅地のうちに優先分譲宅地があるときは、その一団の土地等の面積のうちに当該優先分譲宅地の面積の占める割合が百分の十未満であるものに限る。第三号において同じ。)で、その一団の土地等(優先分譲宅地を除く。第三号において同じ。)の面積が千平方メートル以上であるもの

二 土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる一団の宅地の造成に関する事業で、当該土地区画整理事業の同法第二條第四項に規定する施行地区内にある当該優良宅地造成事業者の棚卸資産である土地等の面積が千平方メートル以上であるもの
三 開発許可を要しない一団の宅地の造成に

関する事業のうち、開発許可の基準に準ずる基準として政令で定めるものを満たすもので、その一団の土地等の面積が千平方メートル以上であるもの

2 都市計画区域内で行われる次に掲げる住宅の建設に関する事業(当該住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限り。)を施行する者(以下この項及び次項において「優良住宅建設事業者」という。)が課税時期において有する土地等で当該事業に係る棚卸資産に該当するもの(当該建設される住宅のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られた者に対して分譲されるもの(以下この項において「優先分譲住宅」という。))があるときは、当該優先分譲住宅の用に供される部分として政令で定める部分を除く。以下この項及び次項において「分譲住宅予定地」という。については、地価税法第六條から第八條まで及び附則第三條第二項の規定並びに前三條の規定により地価税が非課税とされるものを除き、当該優良住宅建設事業者の同法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該分譲住宅予定地である土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

一 一団の住宅の建設に関する事業でこれにより建設される住宅の戸数が二十五戸以上であるもの(当該住宅のうちに優先分譲住宅があるときは、当該住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の戸数の占める割合が百分の十未満であり、かつ、当該住宅の戸数から

優先分譲住宅の戸数を控除した住宅の戸数が二十五戸以上であるものに限る。)

二 政令で定める中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業で、当該中高層の耐火共同住宅の住居の用に供する各独立部分(建物の区分所有等に関する法律第二條第一項に規定する建物の部分に相当するもの)をいう。以下この号において同じ。)の戸数が十五戸以上であるもの又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が千平方メートル以上であるもの(当該中高層の耐火共同住宅の各独立部分のうちに優先分譲住宅があるときは、当該各独立部分の戸数のうちに優先分譲住宅の戸数の占める割合が百分の十未満であり、かつ、当該各独立部分の戸数から優先分譲住宅の戸数を控除した各独立部分の戸数が十五戸以上であり、又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積から優先分譲住宅の床面積を控除した床面積が千平方メートル以上であるものに限る。)

3 課税時期において優良宅地造成事業者又は優良住宅建設事業者により前二項の規定の適用がある分譲予定地又は分譲住宅予定地とするための借地権等が設定されている土地等(地価税法第六條から第八條まで及び附則第三條第二項の規定並びに前三條の規定により地価税が非課税とされるものを除く。)については、同法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

4 前三項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八

條第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九條中「第十七條」とあるのは「租税特別措置法第七十一條の四第一項から第三項まで(優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地等についての課税価格の計算の特例)」と、これらの規定中「二分の一」とあるのは「五分の一」と、同法第三十三條中「第十七條」とあるのは「第十七條及び租税特別措置法第七十一條の四第一項から第三項まで(優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地等についての課税価格の計算の特例)」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第二十五條第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九條第三項に規定する修正申告書を含む。次項並びに第七十一條の八第二項及び第三項において「地価税の申告書」という。)に第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、これらの規定のいずれかに該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、地価税の申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に

限り、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税価格の特例)

第七十一条の五 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第十二条第一項に規定する北海道旅客会社等(以下この項及び次項において「北海道旅客会社等」という。)が課税時期において有する土地等(地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条から第七十一条の三までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに前条の規定に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)については、当該北海道旅客会社等の平成四年から平成八年までの各年の課税時期に係る地価税法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 課税時期において次の各号のいずれかに該当する土地等については、平成四年から平成八年までの各年の課税時期に係る地価税法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

一 北海道旅客会社等により借地権等が設定されている土地等その他北海道旅客会社等に貸し付けられている土地等(貸付けの期間が短期であるものその他の政令で定めるものを除く。)

二 専ら北海道旅客会社等に貸し付けられている建物その他の工作物(以下この章においては「建物等」という。)で政令で定めるものの用に供されている土地等

3 前二項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八条第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九条中「第十七条」とあるのは「租税特別措置法第七十一条の五第一項又は第二項(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税価格の特例)」と、同法第三十三条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び租税特別措置法第七十一条の五第一項又は第二項(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税価格の特例)」とする。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。

(障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税価格の特例)

第七十一条の六 精神又は身体に障害がある者が政令で定めるもの(以下この項において「障害者」という。)を雇用する工場その他の事業所で、課税時期において、常時雇用する障害者の数が当該事業所で常時雇用する者の数のうちに占める割合として政令で定める割合が百分の二十五以上であり、かつ、当該障害者の数が政令で定める数以上であるものの用に供されている土地等(当該土地等が当該事業所の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該事業所の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該事業所として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該事業所として使用されている建物

等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。)については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条から第七十一条の三までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに第七十一条の四の規定に該当するものを除き、同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 前条第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「租税特別措置法第七十一条の五第一項又は第二項(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税価格の特例)」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の六第一項(障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税価格の特例)」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の四第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(木材市場等の用に供されている土地等についての課税価格の特例)

第七十一条の七 課税時期において木材の卸売のために開設される市場で政令で定めるもの(以下この項において「木材市場」という。)又は製材その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の卸売を業とする者で木材市場における取引を通じて木材の需給及び価格の安定に寄与するものとして政令で定めるものの木材の保管場所(以下この項において「木材市場等」という。)の用に供されている土地等(当該

土地等が木材市場等の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該木材市場等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該木材市場等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該木材市場等として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。)については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条から第七十一条の三までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに第七十一条の四の規定に該当するものを除き、同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 第七十一条の五第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「租税特別措置法第七十一条の五第一項又は第二項(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税価格の特例)」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の七第一項(木材市場等の用に供されている土地等についての課税価格の特例)」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の四第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(農業協同組合等が合併した場合の課税の特例)

第七十一条の八 農業協同組合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)附則第二項、森

林組合合併助成法(昭和三十一年法律第五十六号)第二条又は漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)附則第二項の規定によりこれらの規定に規定する合併経営計画又は合併及び事業経営計画の認定を受けて行つた合併に係る法人税法第二条第十一号に規定する合併法人である農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合(以下この項において「農業協同組合等」という。)については、当該合併の日から同日以後五年を経過する日までの期間内に含まれる平成四年以後の各年の課税時期に係る地価税の地価税法第十八条第二項に規定する基礎控除の額は、その者の選択により、当該合併に係る合併前の農業協同組合等のそれぞれにつき当該合併がなかつたものとした場合における次に掲げる金額のいずれか少ない金額の合計額とすることができ

- 一 地価税法第十八条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額
 - 二 当該合併の直前において有していた土地等につき地価税法その他地価税に関する法令の規定の例により計算した当該合併の直前における課税価格に相当する金額
- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税の申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項第二号の合併の直前において有していた土地等の明細その他の事項を記載した書類その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 8 税務署長は、地価税の申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができ

第五節 登録免許税の特例

第七十八条の三第二項中「(昭和四十年法律第九十五号)」を削る。

第八十四条の二第二項中「(昭和六十一年法律第九十号)」を削る。

第十一節 国税徴収法の一部改正

第十二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「次に掲げる期限」を「次に定める期限」に改め、同号ニ中「ハまでに掲げる期限」の下に「(地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び国税通則法第三十五条第三項(過少申告加算税等の納付)に規定する重加算税について、先に到来する期限)」を加える。

第十五条第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 地価税(国税通則法第二条第七号(定義)に規定する法定申告期限(以下この号において「法定申告期限」という。))までに納付するもの及び第一号に掲げるものを除く。

その更正通知書又は決定通知書を発した日(申告により確定したもののについては、その申告があつた日(その日が当該地価税の法定申告期限前である場合には、当該法定申告期限))

第三十六條第三号中「又は相続税法第六十四条(同族会社の行為又は計算の否認)を、相続税法第六十四条(同族会社の行為又は計算の否認)又は地価税法(平成三年法律第 号)第三十二条(同族会社の行為又は計算の否認)」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十二条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「次に掲げる期限」を「次に定める期限」に改め、同号ニ中「ハまでに掲げる期限」の下に「(地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び第三十五条第三項(過少申告加算税等の納付)に規定する重加算税について、先に到来する期限)」を加える。

第十五条第二項中「第一号から第九号まで及び第十一号から第十四号まで」を「第一号から第十四号まで」に改め、第十号を削り、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 地価税 課税時期(地価税法(平成三年法律第 号)第二条第四号(定義)に規定する課税時期をいう。)

第二十一条第二項、第三十条第二項及び第三十三条第二項中「贈与税の下に、地価税」を加える。

第三十八条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「六月」とあるのは、「十月」と読み替えるものとする。

第四十三条第二項中「贈与税」の下に「地価税」を加える。

第五十八条第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第二号中「早い日」の下に「(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)」を加える。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「贈与税」の下に「地価税」を加える。

別表第一(第六条関係)

一 次に掲げる区域内にある山林、原野、池沼その他の大蔵省令で定めるもの又は都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第三条第一項(緑地保全地区に関する都市計画)の規定により定められた緑地保全地区内の同項に規定する緑地に係る土地等

イ 自然公園法(昭和三十一年法律第六十六号)第十七条第一項(特別地域)の規定により指定された特別地域(同法第四十二条第一項(保護及び利用)の規定に基づく条例の規定により指定された特別地域で同法第四十七条第一項の特別地域と同等の規制を受けるものとして大蔵省令で定めるものを含む。)

ロ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第一項(特別地区)の規定により指定された特別地区(同法第四十六条第一項(保全)の規定に基づく条例の規定により指定された特別地区で同法第二十五条第一項の特別地区と同等の規制を受けるものとして大蔵省令で定めるものを含む。)

ハ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八号ノ八第三項(特別保護地区)の規定により指定された特別保護地区

二 農地法第二条第一項(定義)に規定する農地若しくは採草放牧地(以下この号において「農地等」という。)で次に掲げるものの以外のも又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項(定義)に規定する森林に係る土地等

イ 都市計画法第七条第一項(市街化区域及び市街化調整区域)に規定する市街化区域内にある農地等で、平成三年一月一日において次に掲げる区域内にあるもの(課税時期において同法第八条第一項第十四号(地域地区)に掲げる生産緑地地区内にある農地等(生産緑地法第十条(生産緑地の買取りの申出)又は第十五条第一項(生産緑地の買取り希望の申出)の規定による買取りの申出がされていないものに限る。)を除く。)

(1) 都の区域(特別区の存する区域に限る。)

(2) 首都圏整備法第二条第一項(定義)に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項(定義)に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第二条第一項(定義)に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都市の事務)の市の区域

(3) (2)に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三

項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

ロ 農地法第四条第一項本文(農地の転用の制限)若しくは第五条第一項本文(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)の規定による許可又は同法第七十三条第一項(売り渡した土地等の処分)の制限の規定による許可(農地等を農地等以外のものにするために受けるものに限る。)を受けた農地等及び同法第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号に規定する届出をした農地等

三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条(指定土地)の規定による主務大臣の指定に係る土地等

四 公共の用に供されている道路、河川、用悪水路、ため池その他これらに類するものに係る土地等で政令で定めるもの

五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第一項(病院等)に規定する病院、同条第二項に規定する診療所、同法第二条第一項(助産所)に規定する助産所、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六条第四項(定義)に規定する老人保健施設その他医療に關する施設として政令で定めるものの用に供されている土地等及び藥事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第二条第五項(定義)に規定する薬局の用に供されている土地等のうち調剤の業務を行う場所に係るもの

六 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項(定義)に規定する社会福祉事業の施設(児童福祉法(昭和二十二年法律

第六十四号)第七条(児童福祉施設)に規定する児童福祉施設を含む。)、老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第二十九条第一項(有料老人ホーム)に規定する有料老人ホーム若しくは民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に關する法律(平成元年法律第六十四号)第二条(定義)に規定する特定民間施設又は更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第二条第二項(定義)に規定する更生保護事業の施設の用に供されている土地等

七 次に掲げるものに係る土地等(政令で定めるものに限る。)

イ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条(指定)の規定により指定された重要文化財若しくは国宝、同法第五十六条の十第一項(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第六十九条(指定)の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、同法第九十八条第二項(地方公共団体の事務)の規定に基づく条例の規定により指定された文化財又は同法第一百六条第一項(法令廃止に伴う経過規定)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧重要美術品等の保存に關する法律(昭和八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により認定された物件のうち、建造物、遺跡、名勝地その他これらに類するもの

ロ 文化財保護法第八十三条の三第一項若しくは第二項(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護の規定により定められた伝統的建造物群保存地区若しくは同法第八十三条の四第一項(重要伝統的建造物群保存地区の選定)の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区、古都における歴史的風土の保存に關する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項(歴史的風土特別保存地区に關する都市計画)の規定により定められた歴史的風土特別保存地区又は明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に關する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第三条第一項(第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に關する都市計画)の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区若しくは第二種歴史的風土保存地区の区域内にある土地

ハ 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第二条第五項(定義)に規定する文化学術研究交流施設の用に供されている土地等

九 次に掲げる施設の用に供されている土地等

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二条第一項(学校の設置者の特例)に規定する私立の幼稚園、同法第八十二条の二(専修学校)に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項(各種学校)に規定する各種学校(修業期間が一年以上であることその他の大蔵省令で定める要件を満たす各種学校に限る。)

ロ 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二十三号)第十九条第二号(保健婦国家試験の受験資格)に規定する保健婦養成所、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七条第三号(受験資格)に規定する養成施設その他これらに類する医療若しくは福祉に従事する者の養成所で大蔵省令で定めるもの、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第三項(都道府県知事による職業訓練の認定)に規定する認定職業訓練のための施設(修業期間が一年以上であることその他の大蔵省令で定める要件を満たすものに限る。)又は道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十八条第一項(指定自動車教習所)の規定により指定された指定自動車教習所

十 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項(定義)に規定する鉄道事業又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条(事業の特許)に規定する運輸事業に直接必要な施設の用に供されている土地等として大蔵省令で定めるもの

十一 次に掲げる施設又は設備の用に供されている土地等

イ 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第三項(定義)に規定する旅客自動車運送事業(同法第三条第一号ハ(種類)に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業のうち旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条第一項(運賃及び料金の認可)の運輸大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを

除く。)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項(定義)に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業、貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第九項(定義)に規定する第二種利用運送事業又は郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の定めるところにより郵政大臣から委託を受けて郵便物の同法第一条(この法律の目的)に規定する運送等を行う事業に直接必要な施設又は設備として大蔵省令で定めるもの

ロ 道路運送法第二条第九項に規定する一般自動車道

ハ 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第二百三十六号)第二条第三項(定義)に規定する一般自動車ターミナル

十二 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十条(公共用飛行場の告示等)の規定により公共の用に供する飛行場として告示された飛行場(大蔵省令で定めるものを除く。)、又は当該飛行場の周辺にある同法第二百二条第一項(運航開始前の検査)に規定する定期航空運送事業者の格納庫若しくは航空貨物取扱施設の用に供されている土地等

十三 次に掲げる施設の用に供されている土地等

イ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項(定義)に規定する港湾施設(同条第四項に規定する臨港地区外にある港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第八条第一項(事業開始の義務)に

規定する港湾運送事業者の同法第二条第一項第四号(定義)に規定する荷さばき場を含む。)、又は漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三条(漁港施設の意義)に規定する漁港施設

ロ 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第六条第一項(料金)に規定する倉庫業者の同法第三条(営業の許可)の規定による許可に係る同法第二条第一項(定義)に規定する倉庫又は農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)第一条第一項(農業倉庫業者)に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九条第一項(連合農業倉庫業者)に規定する連合農業倉庫業者の同法第六条(農業倉庫業者の認可)(第二十六号第一項(準用)において準用する場合を含む。)の規定による認可に係る同法第一条第一項若しくは第十九条第一項の倉庫

十四 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条第一項(事業の開始の義務)に規定する第一種電気通信事業者の同法第六条第二項(事業の種類)に規定する第一種電気通信事業に直接必要な施設又は設備として大蔵省令で定めるものの用に供されている土地等

十五 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第五項(用語の定義)に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者の同条第八項に規定する水道施設、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項(定義)に規定する工業用水道事業者の同条第六項に規定する工業用水道施設その他の大蔵省

令で定める施設の用に供されている土地等

十六 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第六項(定義)に規定する電気事業者の同条第五項に規定する電気事業に直接必要な工作物ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第六項(定義)に規定するガス事業者の同条第五項に規定するガス事業に直接必要な工作物又は熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項(定義)に規定する熱供給事業者の同条第二項に規定する熱供給事業に直接必要な施設の用に供されている土地等として大蔵省令で定めるもの

十七 日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第七十号)第三十八条第一項(専売事業に関する業務)に規定する専売事業に係る塩の貯蔵所、同法第八十一条(製造方法の変更等)に規定する製造者の同法第六十一条第一項第三号(指定の申請)に規定する製造場(塩の貯蔵所を含む。)、同法第十七条第一項(再製及び加工)の規定により同項の委託を受けた者の塩の同法第二条第二項(定義)に規定する再製若しくは同条第三項に規定する加工に直接必要な施設若しくは同法第十九条第三項(販売人の指定等)に規定する元売人の同法第二十一条第二号(指定の申請)に規定する貯蔵所又はアルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)第七条(アルコール製造者の許可)に規定するアルコール製造者の同条に規定する製造場若しくは蔵置場若しくは同法第二十八条第一項(売りさばき人以外の者の販売の禁止)に規定する売りさばき人(国からアルコールを買い受け、これを他の当該売り

さばき人に販売する者で大蔵省令で定めるものに限り、同法第二十九条ノ四第二項（貯蔵設備の新設等）に規定する貯蔵設備その他同法第二十一条（定義）に規定するアルコールの販売に直接必要な施設の用に供されてゐる土地等

十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項（定義）に規定する有価証券市場、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第七項（定義）に規定する商品市場又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する金融先物市場の用に直接供されてゐる土地等

十九 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号若しくは第三号（機構の業務の特例）、港湾法附則第二十七項（国の融資の特例）又は漁港法附則第十九項（国の融資の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業で政令で定めるものにより整備されるこれらの規定に規定する公共の用に供する施設、港湾施設又は漁港施設（国又は地方公共団体（港務局を含む。）に寄附されることを条件として都市計画法第五十九条第四項（施行者）の認可その他の処分政令で定めるものを受けて整備されるこれらの施設に限る。）の用に供される土地等

二十 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成

に關する事業（国又は地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものが行ふものに限る。）で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供されてゐる土地等

イ 当該計画に係る区域の面積及び当該事業の施行区域の面積がそれぞれ政令で定める面積以上であること。

ロ 当該事業の施行区域内の道路、公園、緑地その他の公共の用に供する空地の面積が当該施行区域内に造成される土地の用途区分に応じて適正に確保されるものであること。

二十一 次に掲げる施設で大蔵省令で定めるものの用に供されてゐる土地等

イ 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第一項（米穀の政府買入れ）、第四条ノ二第一項（麦の政府買入れ）、第六条第一項（輸入のための政府買入れ）又は第十一条第二項（輸出入の規制）の規定に基づき政府が買入れた米穀又は麦を保管するための施設

ロ 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人（以下この号において「公益法人」という。）が飼料供給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第五条第一項（飼料の売渡）の規定により政府から売り渡された同法第二条（定義）に規定する輸入飼料で飼料の安定的供給を確保するために備蓄するもの又は公益法人が大豆及び大豆関連製品の供給の安定を図るために備蓄する大豆を保管するための穀物用サイロに係る施設

ハ 石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）第十九条第一項第八号（業務の範囲）の規定に基づき行う石油の備蓄のための施設

二十二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第四項（定義）に規定する地方卸売市場、家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第二条第三項（定義）に規定する家畜市場、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項（定義）に規定すると畜場又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号（定義）に規定する食鳥処理場の用に供されてゐる土地等

二十三 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第六十八号）第二条（定義）に規定する公衆浴場の用に供されてゐる土地等

二十四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第五項（定義）に規定する墓地又は同条第七項に規定する火葬場の用に供されてゐる土地等

二十五 理化学研究所、日本原子力研究所、生物系特定産業技術研究推進機構、日本科学技術情報センターその他特別の法律により設立された法人で公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める法人が有する土地等（これらの法人の地価税に係る場合に限る。）

別表第二（第十七条関係）
一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号（工場立地に関する準則等の公表）に規定する環境施設の用に供されてゐる土地等（当該土地等の面積が基準面積

（当該土地等の面積の同項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に対する割合に關する事項につき公表された同項の準則に適合するために必要な面積として大蔵省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、当該土地等のうち当該基準面積に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。）

二 イからへまでに掲げる者のそれぞれイからへまでに規定する施設又は設備の用に供されてゐる土地等のうちそれぞれイからへまでに定める基準に適合するために必要なものとして政令で定めるもの

イ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第一項（危険物施設の設置の許可）の許可を受けた者、当該許可に係る同法第十條第四項（危険物の貯蔵及び取扱の制限等）に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所の位置及び構造に係る同項に規定する技術上の基準

ロ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第一項（用語の意義）に規定する鉱業権者、同条第二項に規定する鉱山における保安を確保するため、同法第八条第一項又は第二項（施設計画の認可、届出等）の認可又は届出に係る施設の位置について通商産業大臣が定めた基準

ハ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条（製造の許可）、第十条第一項（製造施設等の変更）又は第十二条第一項（火薬庫）の許可を受けた者、これらの許可に係る同法第七条第一号（許可の基準）又は第十二条第二項に規定する製造施設又は火

薬庫の位置に係るこれらの規定(同法第十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する技術上の基準

二 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項(製造の許可等)、第六条(販売事業の許可)、第十四条第一項(製造のための施設等の変更)、第十四条の三第一項(販売のための施設等の変更)、第十六条第一項若しくは第十九条第一項(貯蔵所)の許可を受けた者又は同法第五条第二項若しくは第二十四条の二第一項(消費)の届出をした者 これらの許可又は届出に係る同法第八条第一号若しくは第三号(許可の基準)、第十二条第一項(製造のための施設及び製造の方法)、第十六条第二項又は第二十四条の三第一項(消費)に規定する施設的位置及び構造に係るこれらの規定(同法第十四条第三項、第十四条の三第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。)に規定する技術上の基準

ホ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三条第一項(事業の許可)又は第八条第一項(販売施設の変更の許可等)の許可を受けた者 これらの許可に係る同法第五条第一号又は第二号(許可の基準)に規定する販売施設又は特定供給設備の位置に係るこれらの規定(同法第八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する技術上の基準

ヘ 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第五条第一項(新設の

届出等)又は第七条第一項(変更の届出等)の届出をした者 同法第五条第一項に規定する第一種事業所内の通路(これに隣接する大蔵省令で定める空地を含む。)の配置の同法第八条第一項第一号(新設等の計画に係る指示)に規定する基準

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第十三条第一項(事業の許可)、第二十三条第一項(設置の許可)、第五十一条の二第一項(事業の許可)、第五十二条第一項(使用の許可)若しくは第六十一条の三第一項(使用の許可)及び届出等)の許可を受けた者、同法第四十四条第一項(事業の指定等)の指定を受けた者又は同法第六十一条の二第一項(核原料物質の使用の届出等)の届出をした者が同法の規定に基づき講ずる保安のために必要な措置により定められた土地の区域で大蔵省令で定めるものの内にある土地等

四 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第八十八号)第六条第一項第三号(登録の拒否等)に規定する揮発油販売業者の同法第二条第一項(定義)に規定する給油所の用に供されている土地等

五 文化財保護法第二条第一項(文化財の定義)に規定する文化財で別表第一第七号イに掲げる文化財に準ずるもののうちその保存及び活用を図るべきものとして政令で定めるものに係る土地等

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項(一般廃棄物処理施設)の届出に係る同項に規定

する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項(産業廃棄物処理施設)の届出に係る同法第十二条第五項第二号(事業者の処理)に規定する産業廃棄物処理施設の用に供されている土地等

七 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)第五条第一項(備蓄に関する計画)に規定する石油精製業者等が保有する同法第七条第二項(基準備蓄量等)に規定する基準備蓄量の同法第五条第一項に規定する石油を備蓄するため施設又は同法第二条第七項(定義)に規定する石油ガス輸入業者が保有する同法第十条の四第二項(基準備蓄量等)に規定する基準備蓄量の同法第二条第三項に規定する石油ガスを備蓄するための施設で、大蔵省令で定めるものの用に供されている土地等

八 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十四条の三第一項(設備の維持等)に規定する指定自動車整備事業者の同法第九十四条の二第一項(指定自動車整備事業の指定等)に規定する指定自動車整備事業の指定に係る事業場の用に供されている土地等

九 法人税法別表第三(協同組合等の表)に掲げる法人(専ら信用に関する事業又は共済に関する事業を営むものとして政令で定めるものを除く。)が有する土地等(当該法人の地価税に係る場合に限る。)

理由

平成三年年度の税制改正の一環として、土地基本法に定められた土地についての基本理念にのっとり、土地に対する適正かつ公平な税負担の確保を

図りつつ土地政策に資するため、地価税を創設することとし、土地等を有する個人及び法人を納税義務者とし、基礎控除を超える土地等を課税の対象とするほか、地価税の課税価格及び税率を定めるとともに、地価税の申告及び納付の手続その他納税義務の適正な履行を確保するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地価税法案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、平成三年年度の税制改正の一環として、土地基本法に定められた土地についての基本理念にのっとり、土地に対する適正かつ公平な税負担の確保を図りつつ土地政策に資するため、地価税を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 納税義務者

国内にある土地及び借地権等を有する個人及び法人とする。

2 課税の対象

個人又は法人がその年の一月一日(課税時期)において有する土地等とする。

3 非課税とされる土地等

- (一) 国、地方公共団体その他の公共法人の有する土地等
- (二) 社団法人・財団法人、学校法人、宗教法人その他の公益法人等の有する土地等(未利用地等一定の土地等を除く。)
- (三) 一定の公益的な用途に供されている土地等

四 次の住宅の敷地（千平方メートル以下の部分に限る。共同住宅は一戸当たりで判定する。）

(1) 自己が所有し居住している住宅（一つに限る。）

(2) 他人に貸し付けられている住宅（会社役員の住宅を除く。）

四 一平方メートル当たりの評価額（更地価額が三万円以下の土地

4 土地の評価

土地等の価額は時価による。（相続税評価により算定する。）

5 課税価格

(一) その者が課税時期において有するすべての土地等（非課税とされるものを除く。）の価額の合計額を課税価格とし、課税価格から基礎控除の金額を差し引いた残額を課税対象額とする。

(二) 一定の用途に供されている土地等については、課税価格の計算に関する軽減特例を設ける。

6 基礎控除

次の金額のうちいずれか多い方の金額とする。なお、課税価格が基礎控除の額（課税最低限）を下回る場合は、課税されない。

(一) 十億円（個人、資本金一億円以下の中小法人等については、十五億円）

(二) 一平方メートル当たりの更地価額が三万円を超える土地（非課税分を除く。）の面積に三万円を乗じた金額

7 税率

税額は、課税対象額に〇・三％（平成四年

は〇・二％）の税率を乗じて計算する。

8 申告・納付

(一) 毎年十月一日から十月三十一日（平成四年は十一月十六日から十二月十五日）までに申告し、同日及び翌年三月三十一日までに二分の一ずつ分割納付する。

(二) 納税地は、個人の住所及び法人の本店所在地とする。

9 実施時期等

(一) 平成四年一月一日から実施する。

(二) 地価税の負担の在り方については、少なくとも五年ごとに、固定資産税の土地の評価の適正化等を勘案しつつ土地の保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必要があると認めるときは、課税対象及び税率等について所要の措置を講ずる。

10 その他

市町村長等は、税務署長等の請求に基づき固定資産税台帳等の閲覧等をさせるものとする規定のほか、質問検査権及び官公署等への協力要請の規定その他所要の規定を設ける。

二 議案の可決理由

土地問題の現状にかんがみ、土地の資産としての有利性を縮減し土地政策に資するため、土地の資産価額に応じて負担を求める地価税を創設しようとする本案は、時宜に適したものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、正森成二君から日本共産党の提案による「地価税の税率について、千分の三を百分の一に改めるほか、一平方メートル当たりの更地の価額が三万円以下である土

地等は、非課税としないものとする」旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年四月十八日

大蔵委員長 平沼 起夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

地価税法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 土地基本法の基本理念を踏まえ、土地に対する適正かつ公平な税負担の確保を図りつつ土地政策に資する観点から、土地の資産価値に着目した地価税法は土地税制の重要な柱と位置付け、より望ましい土地税制を確立するための不断的努力を続けること。

一 地価税については、その創設の趣旨に照らし、今後の地価の動向等を勘案しつつ、機動的、弾力的に検討を行っていくとともに、地価高騰等地価の激変のうかがえる事態が生じた際には、総合的土地対策と相まって適切に課税対象、税率等を見直し、本税に期待されている役割を全うすること。

一 前項の検討は、地価税創設による土地等の時価に対する影響等も踏まえ、最初の検討をこの法律の施行の日から、三年を目途にできるだけ早期に行うよう努めること。

一 地価税の課税の基準となる相続税評価の水準等については、公的土地区画の均衡化、適正化

の観点等を踏まえ、平成四年分の評価替えに当たり、所要の適正化を行うものとする。

一 地価税の創設に伴う増収分の使途については、所得課税の減税、土地対策等に配慮しつつ、平成四年度税制改正・予算編成時においてその具体的内容について検討すること。

一 土地対策の実効性を高めるため、土地税制に加えて、総合的な国土利用政策、都市計画上の土地利用規制等の活用、投機抑制のための土地取引規制及び土地関連融資規制、土地に関する情報の整備、その他の施策を整合性を持って推進すること。

平成三年四月十八日 衆議院会議録第二十四号(一)

一一一

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一部
四十五円
税別
二日五十四円